

第百五十一回国 参議院厚生労働委員会會議録第十八号

平成十三年六月二十一日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

六月二十日

補欠選任

釜本 邦茂君 森山 裕君
武見 敏三君 仲道 俊哉君
月原 茂昭君 鶴保 庸介君
風間 昶君 浜四津敏子君
山本 保君 海野 義孝君
六月二十一日

辞任

補欠選任

仲道 俊哉君 宮崎 秀樹君
朝日 俊弘君 今井 澄君

出席者は左のとおり。

委員長 中島 真人君
理事 亀谷 博昭君
齊藤 滋宜君
柳田 稔君
沢 たまき君
井上 美代君

委員

阿部 正俊君
大島 慶久君
狩野 安君
田浦 直君
鶴保 庸介君
南野知恵子君
宮崎 秀樹君
森山 裕君
今井 澄君
川橋 幸子君

○政府参考人の出席要求に関する件
本日の會議に付した案件

国務大臣	厚生労働大臣	木俣 佳文君
国務大臣	国務大臣(経済財政政策担当大臣)	長谷川 清君
国務大臣	国務大臣	海野 義孝君
国務大臣	国務大臣	浜四津敏子君
国務大臣	国務大臣	小池 晃君
国務大臣	国務大臣	大脇 雅子君
国務大臣	国務大臣	西川きよし君
国務大臣	国務大臣	黒岩 秩子君
国務大臣	国務大臣	坂口 力君
国務大臣	国務大臣	竹中 平蔵君
国務大臣	国務大臣	村田 吉隆君
国務大臣	国務大臣	若林 正俊君
国務大臣	国務大臣	梶屋 敏悟君
国務大臣	国務大臣	南野知恵子君
国務大臣	国務大臣	田浦 直君
国務大臣	国務大臣	川邊 新君
国務大臣	国務大臣	磯部 文雄君
国務大臣	国務大臣	木村 幸俊君
国務大臣	国務大臣	辻 哲夫君
国務大臣	国務大臣	坂本 哲也君
国務大臣	国務大臣	富岡 悟君

○確定拠出年金法案(第百五十回国会内閣提出、第百五十一回国会衆議院送付)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中島真人君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十日、山本保君、釜本邦茂君及び武見敏三君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君、森山裕君及び仲道俊哉君がそれぞれ選任されました。

また、本日、仲道俊哉君が委員を辞任され、その補欠として宮崎秀樹君が選任されました。

○委員長(中島真人君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

確定拠出年金法案の審査のため、本日の委員会に内閣府大臣官房審議官磯部文雄君、財務大臣官房審議官木村幸俊君、厚生労働省年金局長辻哲夫君、厚生労働省政策統括官坂本哲也君及び社会保障庁運営部長富岡悟君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中島真人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島真人君) 次に、確定拠出年金法案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○黒岩秩子君 トップバッターという初体験を楽

しみにしております。

まず初めに、在外被爆者の問題について、この前の続きなんですけれども、大臣が記者会見等々で、大阪地裁判決を控訴するに当たって被爆者援護法を見直すという御発言をなさっているの伺っておりますけれども、どのような見直しを考えておられるのか、伺わせていただきたいと思いま

す。○国務大臣(坂口力君) 先日この場で少しお話を申し上げましたが、今回の判決というのは、大阪における判決、それからその前の広島におきまして地裁判決、両方とも私は内容を何度も繰り返し読ませていただきましたが、それは日本に居住または現在する人へのみ被爆者援護法というのは適用されるか否かということが論点になっております。そして、双方が全く逆の判決になっているわけでございます。

したがって、我々としては、ここは上級審において御審議をいたしたい結論を出していただくのが妥当という結論になったわけでございますが、しかし勉強いたします経緯の中で、現在の被爆者援護法ができました当時、平成六年でございますが、村山内閣のときでございます。その当時に、いわゆる外国に居住する皆さんの問題がどういふふう議論をされたのかといったことにつきまして、当時の関係者、あるいはまたその法律をおつくりになりました内閣法制局等にもお聞きをしたわけでございますが、余り議論、多少の議論はあったようでございますけれども、しかし大きな議論はされていないようでございます。そして、昭和四十九年にいわゆる局長通達が出ておりますけれども、その四十九年の局長通達はそのまま生きた形で、そして平成六年のこの法律はでき上がったという結果になっております。

○國務大臣(坂口力君) まさしくそのところを議論しなければならぬというふうに思います。日本の中にいる人も外国にいる人も同じように扱うという考え方も、それは当然一方ではあるでしょう。しかし、やはり日本でつくりました法律

リアしなければならぬとおっしゃいました。逆に言えば、自社株については厳正な基準をクリアしなければならぬだけのリスクがあるということでもありますね。

今、委員の方から、企業が従業員に対して自社株で運用するということをいろんな形で強制をするという状況が出てくるのではないかと、こういう御懸念のお尋ねをいただいているわけでありまして。

切じゃないと考えております。

ただ、事業主及び運営管理機関は、確定拠出年金加入者のためのみに忠実にその業務を遂行しなければならぬ、これは法的な義務でございます。その法的な義務を負って、もちろんその義務

違反については行政処分がかり、罰則がかかるという法的義務を負いまして、運営管理機関につきましましては、さらにその運用方法の選定を行うに際しては「資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない」とされており、したがって、投資対象として合理的であるという専門的な知見を持って当たらねばならないとされております。

したがって、自社株を運用商品に組み入れるかどうか、組み入れるとしてどの程度のものとするかといった判断については、おのずからそのような法的義務のもとで制約があるものと考えております。

○黒岩秩子君 今言われたようなことを本当に実現できるかどうかに対しては、私自身は不安を感じております。しかし、次に移ろうと思っております。

次は、情報開示の問題です。

加入者の自己責任が求められるならば、資産管理機関や運営管理機関となる金融機関がどれだけの信頼に値するかの判断も加入者の責任として求められることとなります。そうすれば、加入者は資産管理機関や運営管理機関となる金融機関の経営状況についてもよほどよく知っておかなければ自己責任を貫徹することができないこととなります。

資産管理機関や運営管理機関となる金融機関について、加入者に対して十分に経営状況を開示すべきだと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の運営管理機関や資産管理機関は、確定拠出年金の運営の中核となるものでございまして、その重要な役割を担っていることから、自己責任で運用する加入者に対して、これらの機関となる法人の経営状況を適切に情報開示していくことは御指摘のとおり極めて重要なことと考えております。

具体的には、運営管理機関や資産管理機関は、個々の企業において労使と十分協議した上で企業

が選任することとなりますが、これらの機関の経営状況が加入者にも十分開示されますように、まず運営管理機関につきましましては、金融機関であるなしにかかわらず、その業務状況に関する資料を加入者の求めに応じて情報提供するように義務づけをいたしております。

それから、保険会社や農業協同組合連合会が資産管理機関となる場合には、運営管理機関が運用商品の内容等の情報提供とあわせて、すなわち資産管理機関の業務状況等に関する資料を加入者の求めに応じて情報提供するように省令で義務づける考えでございます。

なお、信託銀行の扱いでございますけれども、信託銀行が資産管理機関となる場合には、銀行法や金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律により、その業務状況等に関する資料の情報開示が別途義務づけられております。

それから、確定拠出年金法案以外でも、銀行法や保険業法などの金融機関の各業法におきまして、金融機関に対して、毎事業年度ごとに業務状況等に関する説明書類を事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するように義務づけられております。

そのようなことを全体含めまして、加入者に対する情報開示が十分行われるようにしてまいりたいと考えております。

○黒岩秩子君 そのようになればいいと思いますが、このことについても大変不安があります。そして、同様に金融商品や投資先の企業についても十分な情報が開示されなければならないと思えますけれども、投資対象について加入者に対して十分な経営状況を開示すべきと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金は、まさに加入者が自己責任で運用する制度でありまして、加入者が個々のニーズにおいて適切に運用ができませんよう、法案におきまして、運営管理機関に対し加入者に運用の指図を行うために必要な情報を提供するよう義務づけられております。

運営管理機関が加入者に情報提供すべき事項

は、例えば預貯金や保険商品であれば金融機関や保険会社が保証している利回り、あるいは投資信託であれば当該投資信託の内容についての具体的な情報、個別の債券や株式であれば投資先の企業等の情報などを提供いたしますし、また、今述べたそれぞれの商品の過去の当該商品のリターンの実績、それから預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護制度の有無や保護の内容、それから元本欠損を生じるおそれの有無やその要因などの重要な情報、こういったことを運営管理機関が提供しなければならぬということを厚生労働省令で規定することとしております。

それから、商品を出している金融機関の財務状況はどうかということにつきましては、やはり省令で、加入者の求めに応じて運営管理機関に対して、その提示する商品を提供する金融機関の業務や財務の状況の説明書類を提供するよう義務づけることとしております。

いずれにせよ、加入者に対する情報提供があつて適切な選択が行われますので、加入者が提供された情報の内容を承知した上で運用指図ができれば、より最善の努力をしてまいりたいと考えております。

○黒岩秩子君 今までおっしゃってききましたように、この確定拠出年金法案というのは、金融機関が加入者のために行動するということが前提になつていて、金融機関への全幅の信頼に基礎を置いているという法案だと思えます。

しかし、商工ローンとかあるいは抵当証券、変額保険など、金融機関にだまされたという話は後を絶たないし、大銀行のトップが乱脈経営の責任をとるために辞任したという話も聞いております。また、中小零細企業への貸し流しも依然として横行しているという、こういうのが現在の状況であると思えます。

大臣にお伺いしますけれども、このように金融機関に対する恨みつらみがちまたに満ちているというこの現状をどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 金融機関に対する評価は

さまざまだと私も思います。

とりわけ、金融機関が過去にとつてまいりました姿勢に対して批判的な意見の多いこともよく承知をいたしております。特に、いわゆる右肩上がりというふうに言われておりました時代、その右肩上がりの時代における、どちらかといえば、傲慢という言葉を使うとおしかりを受けますけれども、何か上から下を見ようとする金融機関の姿勢というものが皆の心の中にしみ込んでいた。そうしたこともあって、金融機関に対して、金融機関が非常に厳しい立場に立たされたときに、今までの姿勢は何であつたかといったような反発が出てくることも私は事実だと思えます。

しかし、金融機関は金融機関としてそれぞれ努力をしようということも事実でございますし、金融機関がたくさん不良債権を抱えておりますが、この不良債権は何ゆえにできたかといえ、そこに金融機関からお金を借りた人たちが返さないがゆえに不良債権ができたわけでございますから、それは金融機関だけが責められる話ではなくて、やはり借りた人たちがそして返せない状況にある人たちの責任もまたあるわけでございます。ですから、すべてがすべてを私は金融機関の責任にすることはこれは酷だというふうに一面思っております。

〔理事亀谷博昭君退席、委員長着席〕

今、御指摘のように、今回の確定拠出年金というものを導入いたしましたので、そしてその資金というものが、それは一部は金融機関に預けられることになるでしょう。また、一部は株式等に行くことにもなるでしょう。金融機関の中も、投資信託等に行く場合もあるんですが、その行き先はさまざまというふうにも思いますが、それはその中から誠意、それは皆さん方の年金でありますから取り扱いはいたしたかなければならないし、年金だからこれは安易に取り扱っていいなどというふうなことを決して思わなければならないというふうに思っております。したがって、金融機関が姿勢を正していかなければならない問題は問題と

して存在するといったとしても、今回の私たちの提案をいたしております確定拠出年金そのものの存在が否定されることではないというふうに私は考えます。

○黒岩秩子君 大臣のお考えはわかりましたけれども、この間、前回の審議において年金局長がおっしゃったのは、去年、つまり十二年度の株式が大変まずかったので、その前はそうでもなかったということをおっしゃいましたけれども、十二年度に非常に株式が低迷したと。そういう現在という時期において確定拠出年金を創設するということにはかなり無理があるのではないかとというのが私の感じなのですけれども、時期尚早だということについてどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、株式の状況につきましては、一般論をいたしまして、長期的に見ました場合には、これは我が国はもとより世界じゅう同じでございますけれども、債券の収益率を株式の収益が上回る、こういう現状のもとで、基本的に年金の資金の運用というのは長期的に考える、そして長期的に確実に収益を上げるという考え方でございます。そのようなことで、一時的に今乱高下しておりますけれども、あくまでも数十年という単位で考える年金資産の運用におきまして、私どもは今の落ち込みというものは必ず回復できると考えて資産運用に当たっております。

それはそれといたしまして、この確定拠出年金導入の必要性は、中小企業にも企業年金が必要だと、これについてたえるには確定拠出年金がふさわしい場合がある、あるいは雇用の流動性が増している、増している中でそれにふさわしい年金制度が必要だと。このような雇用の流動性とか、あるいは企業のさまざまな再編の状況で、そういう状況に応じてこの年金が選択肢として必要だという現実もございます。その現実をこたえなければならぬ。

そういうことから、しかもこの年金につきましては六十歳まで引き出しができないという非常に長期の運用を前提としました年金制度でございます。

まして、しかも運用収益というものを長期的に考えなければならぬ。こういったことを考えますと、初めに普及ありきということではなくて、きちんと御指摘いただきましたことを十分に各方面に御説明をさせていただき、御指導させていただくということで導入するという前提で、ぜひとも導入自身は早期に必要であると考えております。

○黒岩秩子君 私としては、今まで申し上げたようなさまざまな不安というものが今までの御答弁によって解消されておりますので、メリットについてはポータビリティとかさまざまなこと、今おっしゃったこともいろいろわかりますけれども、まだまだ不安が大きいという意味において、とりあえず今回のところでは反対させていただこうと思っております。

○西川きよし君 おはようございます。よろしくお願いたします。

いつも最後の方なんですけれども、早くから御質問をさせていただきまして、何かすがすがしい感じがいたします。皆さんの御配慮、本当に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず、私の方からは、企業、運営管理機関等の責任について質問を進めてまいりたいと思っております。

確定拠出企業年金を導入する場合の企業の責任、受託機関等の責任についてお伺いしたいと思います。

これまでにもございますように、この制度においては加入者の資産を長期に運用するわけですから、資産の保全と運用の健全性の確保ということが大変重要になってくるわけです。そうした中で、企業側の責任として確定拠出年金規約を定めるわけですが、例えば既存制度を移行して確定拠出年金を実施する場合に有利と不利が生じるようになってはならない、こう思うわけであり

ます。

しかし、現実問題といたしまして、中小企業などが制度を導入する場合、規約の作成であります

とか給付の裁定請求など専門的なことが必要になってくると思うわけです。そういった場合、例えば社会保険労務士の方に相談をするというようなことも考えられるというふうに思うわけですが、やはりそうした場合に相談ができるという機関が身近にあって初めて安心する、必要になってくるというふうに思うわけですが、必要に

まず、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 企業が確定拠出年金を実施するに当たりましては、労使合意の内容を踏まえて確定拠出年金の規約の作成、運営管理機関や資産管理機関の選任などを行う必要があるわけ

でございます。

確定拠出年金は、その制度の性格は基本的には加入者が自己責任において選択をするという民間制度でありますことから、これらの相談のための専門の何らかの公的機関を設置するということは考えておりませんが、実際の規約の作成等の業務に当たりますと、確定拠出年金は労働に関する事項そのものでございまして、これらに関する相談のいわば専門家でございまして社会保険労務士に相談することは可能であると同時に、各運営管理機関においても、各企業からの各種の相談に応じるコンサルティング業務というものをを行う、そして企業のニーズに適切に対応できるようにするということとでその体制を組んでいられしやる、準備

していらっしゃるというところで、企業はこうした機関などに相談しながら確定拠出年金を実施していくことができると考えております。

ただ、もちろんのことといたしまして、制度の仕組み、あるいは行政への申請などについての御相談であれば、これは厚生労働省の本省なり、それから地方厚生局でこれは対応させていただかなければならないというふうに考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

そこで、運営管理機関のあり方でございますけれども、運営管理機関については登録制ということで緩やかな規制となっておるわけですが、これも、例えば運営管理機関を希望する法

人が健全であるのかどうか、あるいは経営面等々に懸念があるのかないのか、その判断というものは大変に今度は重要になってくると思うわけですが、けれども、その際の見きわめについては、どういう手法をお考えでございますでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 運営管理機関は、加入者の年金資産の管理は行わないものの、加入者の持ち分管理、記録の管理でございますけれども、持ち分管理や運用商品の選定及びその前提としての情報提供など極めて重要な役割を担う機関でございますので、この機関をいかに適切なものとするかは極めて重要でございます。

運営管理機関につきましては、ただ、競争を促進してより本当に適切な運営機関が育つように幅広く参入していただくことが望ましいこと、それから、行政といたしましては、従来の事前規制型から事後チェック型への移行という大きな流れがあります。

運営管理機関の登録につきましては、登録を申請する法人が厚生年金保険法などの年金関係法や銀行法、証券取引法などの金融関係法に違反して罰則を受けていない法人であること、それから、運営管理業務以外に営んでいる業務が公益に反していたり、損失の危険の管理が困難であるために運営管理業務の遂行に支障があるような法人でないことなど要件を課しております。登録申請に際しましては、提出された書類などに基き、これらの登録要件を満たしているかどうかについて厚生労働省と金融庁の両省庁で十分審査していく考えでございます。

なお、運営管理機関は、加入者の資産を管理するものでなく、記録管理や商品の情報提供だけを行うものでございますので、経営状況そのものは登録の際のチェック基準とはされておられません。

○西川きよし君 ありがとうございます。

企業側が運営管理機関、資産管理機関を選定する場合に、企業は加入者である従業員の利益のみ配慮して選定を行うわけですが、そうした

場合に業者間の競争は物すごく活発になると思うわけですが、その中から業者を選ぶというのは大変難しい選択を迫られるというケースも出てくると思います。

また、選定後の企業側のチェックということも十分なものではないかと思いますが、そうしたことは十分に担保をされているのかどうか、この点についてはいかがでございましょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金の実施に当たりましては、企業は、事業主は加入者のために忠実に業務を遂行しなければならぬといった法的義務を負っておりまして、運営管理機関や資産管理機関の選任に当たりまして、加入者のみの立場に立つて十分検討した上で、加入者に最も適当と考えるところを選任する義務がござい

ます。また、企業は、忠実義務というものを前提にいたしまして、運営管理機関や資産管理機関を選任した後でも両機関から定期的に報告を受けてその業務遂行について注意を怠らないようにするとともに、加入者の立場から見ても運営管理機関の業務内容は適切でないという判断をいたしました場合には、運営管理機関の解任などの措置を講ずる必要がござい

ます。確定拠出年金制度の導入に当たりましては、労使が十分に協議しその内容を熟知すること、すなわちそういう趣旨の制度になっているということと十分熟知する、そういう中で企業が的確にその責任を果たしていくことが非常に重要でござい

ますので、今申し述べました事業主の忠実義務などの義務の具体的な内容、今言ったようになっているその義務を果たさなければならぬという点を労使含めて企業などの関係者に十分周知いたしまして、その義務が果たされるようにしてまいりたいと考えております。

○政府参考人(辻哲夫君) 加入者がみずからの責任で運用指図を行う仕組みでございまして、加入者が資産運用について適切な知識を持ち得るよう

にすることが重要であり、その点について、運営管理機関だけでなく事業主の役割は重いものであると考えております。そのために、法案では、事業主は加入者に対する資産運用に関する一般的な情報提供を行うよう

に努力義務が課されておりまして、最低限、確定拠出年金制度の仕組み、リスクの内容あるいはリターンとの関係などの投資に関する基礎的な知識、特に元本保証が元本割れがある可能性がある

ものか、こういったことについて正確な知識、そして預貯金、投資信託、保険商品などの特徴やリスクとリターンなどの主な金融商品の特徴や仕組みなど、こういった事項について加入者に情報提供が行われるようにする考えでござい

ます。現実問題としては、企業は、資産運用に関する一般的な情報提供を運営管理機関に委託することが

できるものでございまして、委託を行うケースは多くなるものと考えておりますが、今後、運営管理機関となることを準備している関係者においては、資産運用に関する情報提供がより適切に行われるよう、これはいわば競争の重要な一環でござい

ますし、そこは本当に信頼を得るものかどうかというものが競争の入り口でございまして、さまざまな工夫を凝らしていられしやと聞いております。そのようなことを含めて、資産運用に

関する情報提供が適切な形で行われるように指導してまいりたいと思っております。ただ、委託をしました場合におきましても、事業主はその委託先の運営管理機関が適切な情報提供を行

っているかどうかをチェックする義務を負っております。したがって、事業主の義務は極めて重要でございまして、導入するときの事業主の義務について周知徹底をしてまいりたいと思っております。

○西川きよし君 企業が加入者へ行う情報提供については、あくまでも努力規定とされているわけ

ですけれども、これを義務規定とされなかったのはどういった理由によるものであるのでしょうか、この部分もお伺いしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 資産運用に関する情報提供につきましては、各加入者によって資産運用に関する知識水準や個々の方々の老後の生活設計が異なる

ますので、どのような内容、方法でどの程度まで行うべきか、これは一義的にそれを決めれば法的違反となるといういわば内容、基準を決めるのは非常に難しいことから、ベナルティー

のかかる義務規定とせず努力義務規定としたものでござい

ます。ただ、厚生労働省といたしましては、先ほども御説明しましたように、確定拠出年金制度の仕組み、リスクの内容やリターンとの関係などの投資に関する基礎的な知識、それから預貯金等の主な金融商品の

特徴や仕組みなどの事項については、これは最低限加入者に情報提供しなければならぬ、例えば加入者に対し、加入者の状況に応じて個別の運用商品

出年金に係る信託財産は全額が保全されます。生保、損保につきましては、保険契約者保護機構の資金援助によりまして責任準備金の最大九割まで保全される、こういった仕組みになっております。

資産管理機関が破綻した場合には、今言いました信託銀行の信託財産として管理されるものを除きましては、確定拠出年金の年金資産を優先的に全額を保護するということは困難でございますが、確定拠出年金はあくまでも労使合意による公的年金の上乗せのいわば私的な仕組みとして実施する仕組みでございますので、このような状況で確定拠出年金を実施する企業は十分認識の上、労使で十分協議して、そして資産管理機関を選定していくということが必要であると考えております。

○西川きよし君 確定拠出年金については、それを設けた企業、加入者、それから運営管理機関、資産管理機関等々、それぞれに違った利害を持つわけですから、それぞれがそれぞれに利潤の追求に走るようなことがあったのでは、これは加入者の福利向上に結びつかない危険性もあるのではないかなというふうに思うわけです。そういう意味でも、それぞれの分野においてしっかりとした加入者への忠実義務を負っていただかなければならないと思うんですけれども、この点についての御答弁を副大臣お願いいたします。

○副大臣(棚屋敬悟君) 今回の確定拠出年金、これはもう何度でも出ておりますけれども、加入者みずからが老後の所得保障のために運用方法を選択しまして、そして場合によっては運用リスクを負う制度でありますから、加入者が適切に運用できるようにするための加入者保護を図ることが極めて重要であると考えております。

先ほどから委員の方から、企業、それから運営管理機関、さらには資産管理機関、それぞれに対して、例えば選定上の諸問題でありますとかあるいは情報提供の問題でありますとか、事細かに確認をいただきました。いずれも極めて大事な話で

ありまして、この法案におきましては、企業、それから運営管理機関、資産管理機関に対しまして加入者への忠実義務を課しているところでございます。

今後、企業や運営管理機関などの関係者が、今の委員の御指摘もいただきましたように、こうした責務に従って適切に業務を実施していただきますよう、金融庁ともしっかり連携をしながら、十分厚生労働省としても指導していききたいというふうに考えているところでございます。

○西川きよし君 それでは次に、今回の確定拠出年金、そして先日の確定給付年金と、一応これで企業年金の新しい仕組みの整備が行われるわけですが、やはりその基礎となる基礎年金部分、よく出る話ですが、基礎年金部分である、つまり国民年金にこれだけの空洞化状態があるままでは、国民全体の老後の安心には到底結びつくものではないのかなというふうにも思います。その意味におきまして、この問題の解決に向けた取り組みというものがなお一層重要になってくると思っております。

そうした中で、ぜひ一点お伺いしたいなと思うわけですが、先日、国民年金の損得論に対しまして、公的年金は得といった内容の内部解説書を作成されたという報道を私も目にいたしました。ぜひ、きょうこの機会にこの解説書の内容とはどういったものかというものを御答弁いただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) 御質問の解説書につきましては、近年、国民年金の未納者が特に若い世代において増加していることを踏まえまして、老後生活の基本的な部分を確実に支える公的年金の役割や重要性について、改めて普及、広報を行う必要があると考えて作成したものでございます。その内容でございますが、年金は、保険料を納め始める二十歳から年金を受給し始める六十五歳までの間に四十五年間という長い長い期間があること、そして、それからもう長い期間が平均寿命で

見ますと八十歳までということ、二十歳から見れば四十五年後から六十年後までという長い期間にわたる保障の仕組みであるということ、そして、このような長い期間において、大きな生活水準の上昇を含めて社会経済の変動があっても、その遠い将来のその時々生活水準を踏まえた給付を約束できるのは、やはり社会全体での世代間扶養を基本とする相互扶助の仕組みである公的年金だけであること、そして、私的年金には賃金や物価のスライドはなく、遠い将来のその時々生活水準を踏まえた給付を約束できず、公的年金に比べて得るものではないことなど、公的年金の基本的な考え方とともに、特に若い世代には保険料を払った分だけ戻ってこないのではないかという意識が非常に広まっておりまして、あえて、基礎年金には国庫負担が行われていることもあり、保険料納付額と平均寿命まで生きたときの受給できる年金額、これを両者を対比すると、年金額の方が多いこと、さらに厚生年金の場合は保険料の半分は事業主が負担していること、こういったことから公的年金は決して不利ではないということと

損得論に関するものも含めて考え方をまとめていくものでございます。

この解説書自体は、全国の社会保険事務局、社会保険事務所においていわば草の根的な広報啓発活動を行っていくためのマニュアルとして作成したものでございますが、今後、こうした考え方や説明ぶり等について各方面の御意見を伺った上でよりよいものにして、これに基づき国民の皆様は公的年金の大切さを理解していただけるよう、年金教育や年金広報に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。よく本場に聞かれる話ですけれども、これまで政府が強調されてきたのは、公的年金は得だから加入し損だから加入しないといった形の任意保険や私的保険ではないんだ、公的年金は国民全体の連帯のもとに順送りに各世代の老後を支え合っていく社会保障制度でありまして、国民全員参加を

前提にして成り立っている強制加入の制度である、こういったことであつたと思ひますし、我々もそう思っております。

もちろん、私もこういった考えに賛同する一人といたしまして、いろいろなところで聞かれたときでもそういうふうな説明をさせていただきまして、損得論の話が出ますと、必ず僕は少しでも皆さん方に御理解していただくようにという細やかにお話をさせていただくんですけれども、そうした中で今回の内容を目にしたしまして、正直これまでの姿勢に少し揺るぎが出てきたのではないのかなというような心配もいたします。

やはり公的年金制度におきまして、損得論で割り切れない国民の感情はいろいろあるんだと思ひます。だからこそ国民の連帯意識によって成り立つものだ、そのように皆さんには僕らも訴えてきたわけですが、今回、このような方針をおとりになった厚生労働省としてのお考えを最後に坂口大臣にお伺いをして、きょう御配慮いただいたことも感謝いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(坂口力君) 今、西川委員が御指摘になりましたように、公的年金というのは支え合う心、その一言で成り立っているというふうに私も思っております。

その支え合う心の中で、それが現在同じ生活をしている皆さん方だけではなくて、現在とそして将来、いわゆる世代間の公平、世代間の支え合い、そうしたものを含めての広い意味での支え合う心であるというふうに思っております。そうした広い立場に立つて成り立っております公的年金というものをよく御理解をいただいて、そして御参加をいただくというのが一番の中心であることに間違いはございません。

しかし現実問題としてこうではないかという一般社会の中における損得論というものが芽を出してきていることも、これも否定しがたい一面であるというふうに思います。

そういうことがあるものですから、恐らく芽を出してきております。そうした国民の皆さん方の気持ちにも少しはたえて申しますか、そういう気持ちに反応して、それに合ったようなたえ方をしようというふうにしたんだらうというふうに思います。しかし、そういうことがあったとしても一番大事なのは、最初委員が御指摘になりました社会保障の理念というものの、公的年金の理念というものが一番その中心の大きな柱であることは間違いがございませんし、そこを忘れてはもう損得論も何もあつたものではないわけでございます。

これから国民の皆さん方のいろいろの御意見、いろいろの反応に対して、私たちこたえながら、しかし一番中心はこういうことでございまして、そういうその中心のところは忘れずに、そこを一番高らかに掲げて、これからは皆さん方にお話をしたいと思つて、これからどうございまして。

○西川きよし君 ありがとうございます。

○大脇雅子君 確定拠出年金法案の各論について、きょうはお尋ねをしたいと思います。労使の自主性の尊重から合意が要件とされております。過半数組合がない場合には、その代表の選出についてはどのように決めるのでしょうか。労働基準法上の労使協定を締結する場合と同様に解してよろしいのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金を導入する企業に従業員の過半数で組織する労働組合がない場合におきましては、従業員の過半数を代表する者の同意を得ることで労使合意を図ることとしております。

そのときの従業員の過半数を代表する者の具体的取り扱いにつきましては、御指摘のとおり、労使協定を締結する際に適用される労働基準法施行規則等の規定を基本的に踏襲していくと考えてござ

います。

○大脇雅子君 民主的な手続が確保されるよう、通達などできちっと基準を示していただきたいと思ひます。

第四條第一項二號で、厚生労働大臣が承認をする場合に「退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと」とされておりますが、これは具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 法案におきましては、労使合意により規約でその一定の資格を定め、当該資格を有しない者については確定拠出年金の加入者となることができるといふふうにしており

ます。

この場合、一定の資格としては、例えば流動性の高いことが常である研究職とすといったような例が想定されますが、その資格に該当せず確定拠出年金の加入者とならない従業員について、例えば厚生年金基金などの企業年金や退職金前払い制度の対象にもしないというふうなことになるようにした場合は、事業主が当該従業員についてのみ老後のための支援を行わないこととなりますので、全体として不当に差別的な取り扱いに当たると考えられることから、こうした内容の規約につきま

しては承認することができないものと考えております。

いずれにいたしましても、不当に差別的な取り扱いに該当するような主たる事例などについては、今後、規約の承認基準に関する通達等で明らかにしていきたいと考えております。

○大脇雅子君 掛金についてお尋ねしたいと思ひますが、アメリカの四〇一k年金制度と異なりまして、本法案の企業型年金の場合は事業主負担とし、本人の拠出については認められていないのです。これはなぜでしょうか。

また、四條の事業主掛金の算定の仕方においては「定額又は給与に一定率を乗ずる方法」に加え、そして「その他これに類する方法」といふふうに書かれておりますけれども、政府が示してい

る拠出限度額の区分及び金額の根拠というのは、国民に対して極めてわかりにくいということが考えられます。

また、社会保障制度審議会からも根拠が明確でないというふうな指摘されておりますが、どのような根拠でこのような限度額が決められたのでしょうか。そして、根拠となったデータや算式といふものの資料は提出されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、米国の四〇一kと異なり、企業型年金に本人拠出が認められない理由ということについて御説明いたします。

我が国の確定拠出年金の企業型は、現行の企業年金と同様に、事業主がまず拠出するということが基本になっております。企業型における企業の従業員本人の拠出は、その拠出がまず任意であるということ、そして付加的であるということ、そして運用もみずから選択するという仕組みです。で、そのように見ますと、それは貯蓄そのものと考えられるということから税制上の優遇措置が講じられませんでした。したがって今回の法案では従業員のの上乗せ拠出はできなかったということでございます。

それから次に、法第四條で事業主掛金の算定方法が掲げられておまして、「定額又は給与に一定の率を乗ずる方法」に加えて、「その他これに類する方法」とありますが、定額の個々の従業員についての拠出金を決める、あるいは給与に一定の率を乗ずる拠出金、掛金を決めるという方法以外にそれに類する方法と申しますのは、例えば給与に一定の率を乗ずる方法と定額を併用する、すなわち給与に一定の率を乗じた額と定額の合計額を事業主掛金とする方法がそれに当たるものと考えております。

それから、拠出限度額についての算出根拠でございますが、少し長くなることをお許しいただきたいと思ひますが、まず確定拠出年金の拠出限度額につきましては、税制上の優遇措置が行われますことから、現行の確定給付型の制度である厚生

年金基金や国民年金基金の税制を勘案して、これらとの公平性の観点から設定をいたしております。

まず、企業型の年金につきましては、そもそも確定給付型の年金である厚生年金基金がない企業についてもそれに相当する確定拠出型を導入できるようにしたものでございます。したがって、今の厚生年金基金において厚生年金保険の代行部分の一・七倍相当額を努力目標水準として設定しております。これを掛金ベースに置きかえた額が年四十三・二万円、月三万六千円となることから、厚生年金基金がある場合とのバランスで、この額を既存の企業年金等に加えていない企業の従業員に係る拠出限度額としたものでございます。

また、既存の企業年金等に加えている者につきましては、既存の企業年金に加入していない者との公平性が必要となる。既に既存の企業年金で一部いわば恩恵を受けているということがござい

ますので、したがって、現在の平均的な厚生年金基金の上乗せ部分の給付水準が今申しました努力目標水準のおおむね半分となっていることを考慮しまして、企業型の限度を四十三・二万円の半分を控除した残りの半分というところで二十一・六万円、一・八万円としたものでござい

ます。

次に、個人型年金のうち自営業者等につきましては、確定給付型の制度であります国民年金基金の拠出限度額、これは八十一万六千円、月六万八千円ということでございますが、したがって、個人型年金においてもこの枠を共通の枠として拠出限度額とし、国民年金基金に加入している者についてもその掛金を控除した額、すなわち確定拠出と確定給付を合わせて八十一・六万円になりますように限度額を設定したものでござい

ます。

また、個人型年金のうち企業の従業員については、上乗せの年金制度において企業の何らの支援を受けていない者でございまして、大部分の現在の厚生年金基金における上乗せ部分の掛金額、

いわば厚生年金基金があつて支援を受けている場合の掛金額、すなわち従業員が現に支援を受けている額は大体月一・五万円の範囲内でございまして、これとの均衡を踏まえまして一・五万円と定めたものでございます。これらの根拠につきましては公表をいたしているところでございます。

○大脇雅子君 税制優遇等の関係があつて、さまざまなバランスを考えてつくられているという枠組みはわかつたわけですが、例えば自営業者等の第一号被保険者が個人型に加入する場合は月額六万八千円というのを言われまして、それが上限ということで、これは国民年金基金に加入している場合は同基金への拠出とあわせてそれが設定される。しかし、現行の国民年金基金は、国民年金の第一号被保険者の中でも医師とか弁護士など経済的に非常に裕福な人とか、老後資産形成のための税制優遇を与えるというものとして批判が多いということで、この個人型は富裕層だけに選択肢を広げるという批判があるんですけれども、これはどうでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確かに、国民年金基金と確定拠出で共用するという六万八千円、一方において、何ら企業の支援のない個人については一・五万円というのが、結果として、いわゆる自営業といった個人については優遇している、過ぎじやないかと、こういう御指摘かと存じます。

これにつきましては、まず個人の方におきましては公的年金は基礎年金だけでございまして、いわば国民年金基金というのはサラリーマンの比較におきましては二階、三階部分に相当するものである。一方、企業年金につきましては既に二階が公的年金でありますので、三階部分に就いては、したがって、二階、三階部分を既に六万八千円保障しているという、その六万八千円の範囲内のみで確定拠出年金を認めると。一方、企業の何らの支援を受けていない個人につきましては、三階部分につきまして、何らかの支援を受けている三階部分のいわば厚生年金基金の実

態と勘案してバランスを図るということで、今までの均衡をそれ以上に個人に対して優遇するというにはなっておりません。

○大脇雅子君 次は、企業年金加入者及び企業年金運用指図者による運用の指図につきましてお尋ねをします。

企業年金の加入者及び企業年金運用指図者による運用の指図というのは、四条の一項五号というところで少なくとも三カ月一回行い得るものとされておりまして、指図するためのノウハウというのを加入者が確実に身につけるということがありまして、その趣旨を生かした制度の運用ができないということが考えられますが、どのように保障するのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まさしく加入者みずからの責任で運用指図を行うということでございまして、加入者が資産運用についてのノウハウといひますか適切な知識を持つということが不可欠でありまして、事業主、それと運営管理機関それぞれが適切な情報提供を行うことが重要であり、行われることとしております。

まず、事業主につきましては、一般的な資産運用に関する情報提供、リターンとリスク、元本確保型と元本割れする可能性の違いは具体的に何か、どういう理由かといったことを含めた一般的な情報を提供することと、それからあわせて、個々の運用商品に関して、じゃそれはどんなものかというものを具体的に説明する必要がある。これは運営管理機関が行うということ、その場合は、個々の運用商品につきましても、ただいま申しました特にリスク・リターン特性、それから実際の過去の実績、数値、それからそれらの商品についていけば権利保全がどのように働いているか、どんな仕組みになっているか、こういったことを個々の商品とそれからその権利保全の仕組みについて運営管理機関が説明しなければならぬこととされております。そのようなことを経て加入者が適正な判断を行えるようにするという仕組みになっております。

○大脇雅子君 企業型では、事業主が個々の従業員の委任を受けまして、その委任の範囲内で運用指図をするということは差し支えないということにされておりますが、これは個々の従業員の意思を確認した上で、一括運用を希望する従業員の分に限って事業主が一括して運用指図することを認めるといふ趣旨でしょうか。そして、特にこの委任は従業員が自発的、任意的でなければならぬとされておりますが、この委任を行った従業員に対しても事業主による情報提供の義務というのは適用されるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) これは、あくまでも個々の従業員の自発的な委任によらなければ事業主が運用指図してはならないという法体系を前提にしておりますことと、それから、個々の従業員につきましてはみずからの責任で行うし、それを乗り越えるような、それを乗り越えるような措置を事業主が行ったときは、それも事業主の受託者責任違反となる、こんな仕組みになっております。

○大脇雅子君 今回の確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度では、公的年金制度と相まって国民の老後の生活の安定を保障するための制度だといふ根本的な精神というのは忘れられてならないと思ひます。

事業主や資産管理機関が忠実義務を負っている。資産運用のための情報は具体的に、現在、一般的、個々の運用商品別の説明というふうにお聞きしましたが、具体的にどのようにならざるべきか。目先の運用利回りに関連する情報のみを提示するということは、逆に制度の骨格にかかわる運用システムそのものの信用を損なうということになると思ひますが、さらにお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(辻哲夫君) 先ほどの答弁させていただいた中で、委託した場合の事業主の加入者に対する情報提供いかんということがございまして、失礼いたしました。

これは、委託をしている場合でも、やはり事業主は法二十二条の資産運用のあり方に関する情報提供を加入者に対して行わねばならないという義務は残っております。

それと、具体的な忠実義務による情報の内容はどうかということでございます。先ほどもちょっと触れましたが、恐縮ですが具体的に申させていただきますと、まず一般的な情報として、事業主は確定拠出年金制度の仕組みそのもの、元本確保商品が含まれており、かつあくまでもリスクの内容やリターンとの関係などの投資に関する基礎的な知識をそれについて提供する、そして主な金融商品の特徴や仕組みなどについても説明する、こういったことを事業主は情報開示しなければならぬということを通達で明らかにしていきたいと考えております。

運用管理機関は、今度は一般的な勉強をされた加入者に対して、その提示する個々の運用商品に関して、当該商品のリスクやリターンの特性を含めた具体的な内容や仕組み、それから、御指摘ございました過去の当該商品の利益や損失の実績を示しますと同時に、その時点における一般的な市場の状況についての認識というものは、当然そのときにあわせて説明するということが前提と考えられます。

それから、預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護制度の有無や保護の内容、こういったことを個々具体的に情報提供しなければならぬというふうにお聞きしております。

○大脇雅子君 運用コストが非常に問題になると思ひますが、これは情報提供の中に入りますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 運用コストは、いわゆる管理手数料といつてよろしいと存じますが、これにつきましては年金規約の中に定めることとされておまして、まずそれを労使の間で決めた上で、それから制度実施に入るといふものでござい

ます。

○大脇雅子君 ちょっと質問通告していないんですけれども、政府はこうしたコストというのをど

の程度になると見込んであるんでしょうか。現在の厚生年金の業務委託コストと運用報酬と比較して、どんな見通しを持っていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) あくまでも、これから導入いたしましたときの運用コストそのものは一定の競争環境の中で形成されてまいりますので、幾らとばかり言えないわけですが、既に実施されている米国の四〇一kで記録管理などの運営に関するいわゆる管理手数料でございすけれども、これは大体年間平均で資産額の〇・六％といった情報が入っております。

私ども、今、企業年金との関係はどうかということが御指摘ございましたが、企業年金の方はすべて一括して運用する、それに対して確定拠出年金の方は個々の管理口座を持つというところだけ事務量がふえますが、最終的に運用するときはそれが一括して運用されるということで、運用のロットは同じでございすけれども、管理の手数料がちょっと上回るということで、手数料としては確定給付型の今の実績よりもやや割高になると考えております。その割高になると考えられていたものが、米国の〇・六％という今の水準を大体勘案してこれから参入される運営管理機関は決められるのではないかと、そして運営管理機関もそんな形でそれを勘案して議論されるというふうに考えておりますので、その〇・六％を勘案して決めるという水準は決して私ども高いものではないと考えております。

○大脇雅子君 確かに〇・六％だということになればそんなに高くないんですけども、例えば商品を買ってかえていくとそのたびにコストはかかって、米国の四〇一kの実績なんか見ると二割とか三割という運用コストになっているような例もあるんですが、そういう危険性というのはどう考えられますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的にさまざまな運用指図を行うことを前提としておりますが、投資信託に関しては投資信託の内容によって手数料が

異なります。これにつきましては、個々にまたあらかじめ話し合って投資信託の手数料というものを決めるということになっておりますが、それ以外の管理については一括の管理手数料でございす。

○大脇雅子君 私は、運用手数料が高くなれば、結局リスクを持った商品というものが対象になっていくという、リスクの高い運用ということを今度では考えざるを得ない。そうしますと、運用リスクは結局のところ、企業ではなくて個人に負わされるというのが今回の制度でございすから、各金融会社というのはコンピュータ等によってさまざまな管理を行うわけがございすように、投資信託は信託別にコストが決まってくるという場合に、やっぱり余り乗りかえると運用コストが非常に高くなるということがあるでしょうね。

○政府参考人(辻哲夫君) あくまでも、投資信託というのはさまざまな株式なり公社債なりの組み合わせによって行われるというものですので手数料というものがかるわけがございすけれども、それ以外のものは、今申しましたように、一括の管理手数料である。そういう中で、しかも元本確保型の商品が確保されている。もとより、リスクのあるものについては全く個人が積極的に選択するときだけの話でございまして、基本的には元本確保型が確保されており、それを選択することができるといって、元本確保型の最も利回りの低いもの、これは預貯金と考えてよろしいと存じます。その預貯金におきまして、未曾有の低金利である現時点におきまして、今申しましたような管理手数料の見通しのもとで、一般の市中金融機関における預貯金と同等ないしはそれを上回るものが出せるというふうに私も認識しており、そのように民間の関係者もおっしゃっております。

○政府参考人(辻哲夫君) 今の厚生年金基金につきましては、基金の運営に関する費用は平均で資産額の〇・五％、運用報酬も含めると〇・八％というところでございす。そういうことから、運用報酬を除きました管理だけでいいますと〇・五％ということ、やや低目かなというふうに思っています。

○大脇雅子君 この点が一番加入者にとっては気になる点であり、金融の動向や景気の動向によってかなりこれが変動をして元本を押ししていくということがあるのではないかと、この心配がされるのであります。

次に、事業主の行為基準というのにつきまして、四十三条を見ますと忠実義務が規定してありまして、「当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなればならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。」と書いてあるわけですが、この「正当な事由がある場合」というのは一体何を指すのでしょうか。少し細かい質問ですが、お願いいたします。

○政府参考人(辻哲夫君) 個人情報につきましては、本人の同意や正当な理由なく目的外で使用された場合は、結果的に個人の権利、利益が侵害されるおそれがあることからそのような規定ぶりになっておりまして、具体的に正当な事由がある場合というのは、刑事訴訟法によって事業主が証言を行う場合や、令状による差し押さえ、捜索または検証の場合といった例外的な場合のみを想定しております。

いづれにしろ、加入者の個人の情報が適切に管理されるよう事業主に対して強く指導してまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 受託者の管理運営に関する責任の明確化として、行為基準の内容はどのように立てておられますか。例えばアメリカのERISA法と比べて責任の度合いが強化されているのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、この法案に基づ

く行為基準を申し上げますと、まず事業主に関しましては、事業主、運営管理機関、資産管理機関、すべてでございすけれども、加入者の立場に立ってのみ行動をする、これはもう大基本の行為基準でございすけれども、そういう忠実義務が課せられております。それから、今申しましたように、加入者や受給者の個人情報保護義務、目的外の使用を禁ずる個人情報保護義務、それから加入者や受給者以外の者の利益を図る目的、自己や第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託等を行ってはならない、こういった具体的な禁止行為、こういったものを明確化しております。

運営管理機関に関しましては、今申しましたような一般的な義務以外に、運用商品の選定に当たっては専門的知見に基づいて行わなければならないという、いわば運用商品選定に当たっての専門家としての注意義務、それから加入者に対して特定の運用商品を推奨してはならないという具体的な禁止行為、こういった責務が付加されております。

企業、運営管理機関などの関係者がこれらの責務に違反した場合は、民事責任を負うこともありますが同時に、行政処分や一部違反行為には罰則を科すということとしておりまして、これによりまして加入者保護を図ることとしております。

米国の四〇一kに適用されるERISA法の受託者責任の内容につきましては、加入者のためにのみ忠実に業務を行うという忠実義務、運用商品の選定に際しての注意義務、利益相反行為、今言いました自己ないしは第三者のためにやってはならないという利益相反取引の禁止などの義務が管理運営に携わる者に課せられると同時に、加入者がみずからの運用方法を決定することを前提に、少なくとも三種のリスク・リターンが異なる運用商品に加入者に提示しなければならぬとされております。

我が国はこれと比較いたしますと、今まで述べました受託者責任に加えて、この三種類以上

のリスクの異なる運用商品の中に元本確保商品を一つ以上提示しなければならないという義務が附加されております。

そして、米国のERISA法では、受託者がこの責務に違反したときは民事責任のみが課せられて、行政処分や罰則を科すことはございません。

したがって、総括して申しますと、ERISA法に比しましてこの確定拠出年金法案はより重いといえますか、十分の受託者責任を課しているものと考えております。

○大脇雅子君 それでは最後に、制度間移動についてお尋ねします。

確定給付年金制度や企業型確定拠出年金制度の加入者が個人型へ移行することについては規定がございますが、選択肢をふやす意味では、複数の企業を動く場合に、確定拠出年金に加入している労働者が確定給付年金制度のある企業に移った場合、このような労働者の取り扱いはどうなるのでしょうか。

さらに、制度間移動、広い意味では制度間移動ということになるかもしれませんが、第三号被保険者はここに加入できないということになるわけですから、例えば勤務をして三年以内の場合は脱退一時金というのが支給されるわけですが、大体、今年で退職するという人は女性でも少ないと思います。そうした場合には、これは非常に短過ぎるのではないかとお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、転職の場合でございますが、転職前は確定拠出年金の企業年金に加入していたが、転職先の企業が厚生年金基金などの確定給付型の企業年金を実施していた場合で企業型がないときは、これは個人型年金にそれまでの企業年金の資産を移換して、個人型年金としてその資産の運用のみを六十歳まで行う、もし六十歳まで一切状態が動かないとしたら運用のみを行っていくということになります。なお、当然のことながら、当該企業の確定給付型の企業年金には加入することとなります。

また、転職先の企業が確定給付型の企業年金を実施し、かつ確定拠出年金を実施している場合は、当該企業の確定給付型の企業年金と確定拠出年金に加入することになり、この場合、当然前の企業型の資産を移換することができる、こういった仕組みになっております。

三号被保険者についてでございますが、現在、その三号被保険者は、一般的に税制上の措置というもののこの制度はリンクングしておりますが、その対象となる所得がないということから対象となっておりません。

そんな中で、三年以内という、これは今までのさまざまな制度の均衡から定めたものでございませうけれども、三年以内の場合は一時金として戻されますけれども、三年以上の場合は六十歳まで個人型の年金として運用して六十歳からもうという仕組みになっておまして、逆に言えば、六十歳までの間に現行制度でお勤めになったり、そういった形でまた確定拠出に入るときにはそれをまたふやすということとして運用することになります。

いずれにいたしましても、この三号被保険者の扱いにつきましては、現在の公的年金制度における女性と年金の問題で三号被保険者の負担ということが大変大きな議論になっておりますので、その総合的な検討を行っているところであります。今後、その結果も踏まえて必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。それでは、御質問させていただきます。まず初めに、年金、雇用、医療、介護などの総合的な取り組みについて大臣にお考えを伺います。

高齢者にとって最後の安心のためには、長期的、安定的な年金制度の実現は決定的に重要なこととでありまして、どうしても実現させなければならぬ課題であります。その長期的、安定的な年金制度は、単に年金の財政の側面だけから論ずるのではなく、定年制のあり方やあるいは高齢者

雇用の促進、また医療、介護を含めた社会保障全体、また経済全体の活性化策などを一体的に考えなければならぬと思います。雇用制度、医療制度、介護制度などはそのままだとして、年金制度改革を年金の論理だけでいって縦割り行政のもとに検討することは各制度をゆがめることにもなりまして、決して得策でないと思います。例えば、高齢者の雇用環境の整備と無関係に年金の支給開始年齢だけを引き上げるのでは中高年齢層の皆様の不安を一層増幅することになり、生活防衛のための貯蓄志向をますますあおることにもなると思います。

そこで大臣に、年金、雇用、医療、介護などの総合的な取り組みの必要性について、まずお考えを伺います。

○国務大臣(坂口力君) まず、社会保障全体を考えてまいりますときに、社会保障そのものは、やはり経済でありますとか財政でありますとかあるいは税制でありますとか、全体の流れの中でこの社会保障というものを考えていかなければならぬというふうに思います。

特に社会保障の場合に、今までは社会保障というのはいかに経済的に重荷になるものという感じが非常に強かったわけでありまして、社会保障の中で経済に果たします役割というものもあるわけでありまして。

したがって、社会保障が経済全体の中で雇用問題を含めましてどういう大きな影響を与えるのか、また社会保障におきまして負担というものが、その中には保険料の問題もあつたし一般財源の問題もございまして、例えば、保険料であればその保険料を納めるということが経済に対してどういうふうなマイナス面に働くのかといったようなことも総合的に見ながら、この社会保障の問題は論じていかなければならぬものというふうに思います。

そしてまた、社会保障の中身そのものは、今御指摘のとおり、年金、医療、介護あるいは雇用、まだほかにも障害者の問題もございまして、純然

たる福祉の問題もございまして、さまざまございしますが、それらの問題が余りにも縦割りになっているといけないことはもう御指摘のとおりだと思います。

ややもいたしますと、厚生省の中におきましても、年金は年金局、そして医療は医療の担当局、そして介護は介護の担当局というふうになり、同じ厚生労働省の中におきましても局ごとに縦割りになってしまう可能性もなきにしもあらずでありまして、年金なら年金の改正をやるというときには、それは医療にも介護にもほかにもいろいろ影響を与えることですから、ややもすると年金の改正のことだけに目が行ってしまふということもあるわけでありまして、そこはよく注意をしていかなければならない問題だというふうに私も認識をいたしております。

したがって、特に厚生省と労働省が一つの省になったわけでありまして、とりわけ雇用の問題というのは非常にこれからの社会保障に大きな影響を与えることとございまして、一つの省になったわけでございますから今までの以上に雇用の問題と社会保障の問題というのをもう少し密接に考えて、そして取り組まなければならないというふうに思います。

女性の皆さん方の雇用の場、そして中高年の皆さん方の雇用の場、これらをどうつくり上げていくかということと社会保障の保険料がどうなつていくかということとは、これはもう不可分の話でございまして、そうしたことも踏まえてこれから取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。次に、既に議論尽くされておりました周知のところではありますけれども、現行の企業年金等には次のような問題点があります。

一つには、現行の企業年金等は中小零細企業や自営業者に十分普及していないこと。二つ目には、従業員が転職する場合に年金資金のポータビ

リテーターが十分に確保されておらず、労働移動、転職への対応が困難であること。三つには、近年のように景気が大きく変動する中では企業の業績の影響を受けるため、現行の企業年金等だけでは従業員にとって老後の備えが不安であること。これらの問題点に的確に対応するためには、中小零細企業や自営業者が導入しやすく、従業員の老後の所得確保の一層の充実と安定が図られ、かつ転職の際にも不安を感じないで済むような制度をつくる必要があるとあります。

こうした観点から今回の確定拠出年金法案が提案されたものと思いますが、まず、不安の点を一点お伺いいたします。

それは、平成十一年二月に経済戦略会議答申が出されましたが、そこにはこうありました。「公的年金は、シビル・ミニマムに対応すると考えられる基礎年金部分に限定する。」「報酬比例部分（二階部分）については、段階的に公的関与を縮小させ、三十年後に完全民営化を目指した本格的な制度改革に着手する。」とあります。

そこで、将来的には一階部分を厚くし、二階部分を民営化し、そのため今回の三階部分は二階部分民営化の地ならしとなるのではないかと心配であります。この点について、まず御答弁願います。また、あわせて、今後の年金制度についてのいわゆる一階部分、二階部分、三階部分のそれぞれの役割及び役割分担についてのお考えをお伺いいたします。

○副大臣(柳屋敬悟君) この委員会でも、今、委員からお話のありました経済戦略会議の報告書の話についてはずっと議論が出ているところがございます。

まず最初に、年金制度の一階、二階、三階部分の役割分担といえますか、あるいは今後どうなるかという私どもの考え方ですが、今回の三階部分の整理については、まさに今、委員から御指摘をいただいたとおりでございます。企業年金としての三階部分、さらに議論いただき、成立をさせていただきました確定給付型、これです。

に受給権の保護を図ると、そしてこのたびの確定拠出年金で新たな選択肢をつくり上げるというところで、三階部分がまさに私的年金といえますか、企業年金として一階、二階の上乗せの部分として充実した体系ができるというふうに考えているわけでございます。

そこで、一階、二階であります。これはもう大臣の方からも何度もこの委員会でも答弁をさせていただいております。まさに公的年金が一階、二階部分でありまして、自営業者の方々にとつての一階、それから被用者の方々にとりまして一階、二階に位置づけられるものでございますが、この公的年金、高齢者の生活の基部分を終身にわたって確実に支えるということがその役割だというふうに私も考えております。

老後生活の基礎的な費用を賄う基礎年金、これを全国民共通の給付として保障する。そして、被用者に対しては、退職後に賃金収入がなくなるといふことに配慮いたしまして、報酬比例の年金を保障するというところでございまして、両者あわせて現役世代の手取り年収のおおむね六割を確保するというところで考えているところでございまして、この公的年金、一階、二階の部分については、私も、これはまさに今言いましたように、高齢者の生活の基部分を終身にわたって支えるという我が国の国民にとつて極めて大事なものでありまして、これは堅持をしなければならぬだろうというふうに思っているところでございします。

いずれにしても、この一階、二階、さらには今審議をいただいております三階、相まって、国民の老後の所得保障、所得確保の一層の充実が図られていくように期待をしているところでございします。

○浜四津敏子君 企業型の確定拠出年金と似ているものに財形年金貯蓄という制度がございます。勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図ることを目的とする勤労者財産形成促進法に基づく三種の財産形成制

度の一つで、八二年から運用が開始されたものでございまして、現在かなり高い普及率であると言われております。

この財形年金も確定拠出型年金も共通の目的を持っておりまして、内容的には相違点がたくさんあると言われております。従来の財形年金制度との関係及び役割分担をどうお考えになつておられるか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、御指摘の財形年金制度は、勤労者を対象として、勤労者自身の自助努力、つまり勤労者自身の課税後の手元に上った所得からの拠出によりまして老後の備えを図ることを促進する貯蓄制度でございまして、そして、優遇措置としての非課税となった利子について通及課税されることを条件に六十歳以前でも解約による取り崩しが可能である、こういう仕組みでございします。

これに對しまして確定拠出年金制度は、公的年金の上乗せの年金制度の新たな選択肢として導入するものでございまして、まず対象者として、勤労者だけではなくより広く自営業者も対象としていふということ、それから、上乗せでございしますので公的年金の保険料を払っている者のみが加入でき、かつ拠出段階で非課税とされているというところ、それから、高度障害や死亡の場合を除きまして、財形年金制度と異なりまして六十歳に到達するまでは引き出しができないこととされておるといふことで、いわば貯蓄と異なると。機能として、財形年金制度は貯蓄制度でございしますが、貯蓄とは異なった取り扱いとして、国民の老後の所得保障の一層の充実を図るための制度だということと分擔されていると考えております。

○浜四津敏子君 次に、確定拠出年金の対象者について伺います。

企業型年金の加入者については九条に、また個人型年金加入者については六十二条にその規定がございしますが、企業が実施する企業型年金においては、対象者はその企業に使用される国民年金の第二号被保険者ということになっております。ま

た、国民年金基金連合会が実施する個人型年金では、企業年金などに加入していない国民年金の第二号被保険者や、自営業者等の国民年金の第一号被保険者を対象としております。つまり、今回の確定拠出年金には専業主婦などの国民年金の第三号被保険者、また公務員はこの制度に加入できないことになっております。

なぜ専業主婦など国民年金第三号被保険者及び公務員が加入できないこととしたのか、その理由をお答えいただきたいと思います。また、将来的に専業主婦など国民年金の第三号被保険者についてはぜひ御検討いただきたいと思います。そのお考えがあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の、まず国民年金の第三号被保険者の取り扱いでございますが、第三号被保険者は、税制上の措置と連動したこの制度におきまして、税制上の措置の対象となる所得がないということで対象としなかったというのが理由でございしますが、現在、公的年金制度における女性と年金の問題について総合的な検討が行われているところでございまして、この結果も踏まえましてさらに対応を検討してまいりたいと考えております。

それから、公務員につきましては、企業型のように事業主、すなわち国や地方公共団体が拠出する場合、これは公務員の福利厚生の問題そのものでもあるということになりますので、このために、民間企業における企業型年金の普及の程度等を見きわめた上で、いわば民間準拠という考え方を踏まえた上で公務員制度の一環として検討することとなりますので、関係省庁とも十分連絡をとり合つて適切に対処してまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 次に、個人型年金における拠出限度額について伺います。

従来の企業年金は、企業が年金制度を実施した場合、従業員が加入できるものでありまして、企業が年金制度を実施しない場合には、企業の従業

員は公的年金しか受給できないという問題がありました。大企業は多くは厚生年金基金や適格退職年金を実施しておりますが、中小零細企業の多くは企業年金を実施しておらず、特に中小零細企業の従業員は企業年金のメリットを受けられなかったわけでありました。

こうした公的年金しかない多くの中小零細企業の従業員の方々の老後の備えをどうするか、これまでの大きな課題でありました。今回の確定拠出年金法案はこの課題に対する答えとして、こうした方々が任意で個人型年金に加入できる道を開いたものと理解しております。

とはいっても、まだ懸念の点が幾つかあります。その一つが拠出限度額の格差であります。

二十条の企業型年金における拠出限度額は、この確定拠出型年金のみを実施する企業の場合、その拠出限度額は月三万六千円、確定給付型と確定拠出型の双方を実施する企業の場合の拠出限度額は月一万八千円と理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的に限度額は、既存の企業年金、それから個人にありましては国民年金基金といった既存の年金における税制優遇措置との均衡で定められたものでございます。

特に、中小企業の確定給付がある場合とない場合の違いが議論になるわけでございますけれども、確定給付がありますときには、確定給付が全くない場合と比べまして既存の確定給付の実態が目標準の大体半分ぐらいの実態であるということから、その目標水準に対応いたします四十二・六万円の半分、実態としてあるものの半分の半を控除した二十一・三万円、すなわち一万八千円になっているものでございます。

それに対して、何ら確定給付の企業年金もない、何らの支援のない中小企業の従業員の場合、現に支援がなされている方との均衡、今度は、現に企業年金で支援されている方に何らかの支援をしている掛金の実態、これとの均衡で決めるということになります。現に大部分の厚生年

金基金におきましては、上乗せ部分の掛金として事業主が拠出されている額は月一万五千円の範囲内であるということ、現に何らの企業年金のない方については、現実にある企業年金における掛金の実態でまずはスタートするというところで、その実態が一・五万円の範囲内であるということ、一・五万円といたしたところで、現行のいわば確定給付における制度の実態との均衡で定め、そのような差が出たものでございます。

○浜四津敏子君 公的年金しかない多くの中小零細企業の従業員の方々、いわゆる谷間の方々については拠出限度額が月一万五千円、企業型の年金が実施されているところでは月三万六千円、あるいは月一万八千円、また自営業者は月六万八千円と、これだけの差があるわけで、極めてこの一万五千円というのは低い金額とされているわけであります。

この個人型年金に加入する企業の従業員に係る月一万五千円の拠出限度額については、今後再検討される用意があるんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(辻哲夫君) ただいまの私の答弁の中で、恐れ入ります、企業年金を実施している場合は二十一万三千円と申ししたかもしれませんが二十一万六千円で、企業年金を実施していない場合は四十三万二千円でございますので、ちょっと額の内容の言い間違いをおおびして訂正いたします。

それで、今の何らの支援のない企業における従業員のものにつきましては、まず導入するということから既存の実態との均衡で定めましたが、今後、実施状況を見て検討してまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 次に、加入者への情報提供についてお伺いいたします。

確定拠出年金は加入者が運用方法を決定し、その運用リスクを加入者自身が負う制度でありますから、企業の従業員などが制度の内容や運用商品の内容などについてよく理解しないまま制度に加

入するようにならないようにするとともに、自己のニーズに合った運用商品を選択できるようにする必要があります。このため、加入者に対する情報の提供は極めて重要でありまして、こうした措置を行う責務を負っている企業などの役割は非常に大きなものがあります。

二十二条では、企業型における情報提供の努力義務が規定されております。また、七十三条には、個人型の年金について二十二条を読みかえ準用ということになっております。また、九十七条には、「確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二条の規定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。」と、こう書いてあります。

この運営管理機関は、運用商品に關し具体的にどのような情報をどのような方法で加入者に提供しなければいけないこととしているのか、お答えください。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のように、情報提供というものがこの制度の基本的な前提でございまして、極めて重要なものであると考えております。

今御指摘の各事項は、まずこの確定拠出年金を実施する者の情報提供義務と、それから実施する中で個々の加入者が運用指図を行いますときの運用指図に当たっての情報提供と、この二段といたしますか、二つの段階に応じて情報提供が必要である旨の御指摘でございます。

まず、前者につきましては事業主等ということでございますが、一般的な運用に関する情報提供であるということで、確定拠出年金制度の仕組みの内容、それからリスクの内容やリターンとの関係など、投資に関する元本保証と元本割れする商品の違い、考え方、こういった基礎的な知識、それから預貯金、投資信託、保険商品などの特徴やリスクとリターンなど、主な金融商品の特徴や仕組み、こういったことをまずお知らせする、勉強していただくということが基本でございまして、

これらのことを行うべきということを通達で明らかにしてまいりたいと思っております。

次に、運営管理機関は個々のいわば商品選択、指図を行っていただきますに際しての情報提供を行わねばならないということでございまして、今度は選択の対象となる、指図の対象となる個々の運用商品に關して、当該商品のリスクやリターンの特性を含めた具体的な内容や仕組み、それから過去の当該商品の利益や損失の実績、いわばその商品の持っている実績というふうなもの、それからそのときにおける投資環境の説明、そして今度は保護という観点から、預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護制度のそれぞれの商品についての有無や保護の内容、こういった具体的な情報を加入者に提供しなければならぬとしております。

情報提供の方法につきましても、これらの対象者の知識あるいは置かれた状況によってさまざまでございますので、個別の運用商品を説明したパンフレット、あるいはビデオの配付、あるいは説明会での説明、あるいは必要に応じて運営管理機関は、これは個々の運用指図を行っていただくための説明ですので、個別に加入者に対して説明を行う、こういった形で情報提供を担保していただきますようこれらの方法につきましても通達で示す予定でございします。

○浜四津敏子君 知識についてはかなりばらばら、かなり層が厚いといえますが、いろんな方がいらっしゃるでしょうから、きちんときめ細かな、ニーズに合った情報を提供していただきたいと思っております。

次に、金融・証券市場の透明性確保について金融庁の方にお伺いいたします。

加入者が適切に運用方法を選択できるようにするためには、こうした運用商品についての情報提供だけではなく、金融商品等についての十分な情報開示を初めとする金融・証券市場の透明性が十分確保されていることが重要であると思っております。

本年四月には金融商品販売法が施行されまし

た。これは、金融機関に対して、顧客に対する勧誘方針の作成、公表の義務づけや、元本が割れるおそれがある金融商品についてその要因などを顧客に説明することを義務づけているものであります。金融・証券市場の透明性の向上のための措置が着実に講じられていると思いますが、引き続きその透明性の向上に努めていくべきだと思っております。

この透明性向上に向けた今後の具体的な対応について、金融庁に御説明いただきたいと思っております。

○副大臣(村田吉隆君) 先生の御意見のとおり、金融・証券取引というのは自己責任に基づく取引でございますし、その取引のためには、まず投資家にとって必要な情報がしっかりと提供されていなきやいけない、こういうことが一つでございます。それからもう一つは、公正な市場が確保されていないといけない、こういうことなんだろうというふうに思います。

まず第一点の、必要な情報が提供されていないといけない、こういうことに関しては、今、先生が御指摘のとおり、本年四月から金融商品販売法という法律を施行いたしました。金融商品販売業者が顧客に対して必要な説明を提供しななきやいけないということを罰則をもってそういう措置を講じたところでありますけれども、そもそも証券取引法の範囲内でも企業会計基準をだんだん整備いたしました。例えば連結財務諸表とかあるいは時価主義とか——失礼しました、罰則はないでございますのでその点だけ取り消させていただきますが、企業会計原則に基づきますそういういろいろなインフラの整備を行ってきた、顧客に対して必要な情報がしっかりと提供できるような環境整備を行ってきたわけでございます。かつまた、六月からE.D.I.N.E.T.という、そういうコンピュータ、インターネットを利用して有価証券報告書の内容を自由に国民が入手できるようなシステムというものを開発しまして動かしているということでございます。

ただ、後段の方の公正な市場取引の確保という点に關しましては、金融庁の中にあります証券取引等監視委員会におきまして、最近新聞なんかでも散見されますように、証券会社等の不正な取引については厳しく処分に臨むということでございます。そして、そうした意味で最終的に公正な取引を担保して投資家の保護を図っていきたい、こういうふうな考えているわけでございます。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時二分開会

○委員長(中島眞人君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、朝日俊弘君が委員を辞任され、その補欠として今井澄君が選任されました。

○委員長(中島眞人君) 休憩前に引き続き、確定拠出年金法案を議題とし、質疑を行います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

まず最初に、そもその問題なんですけれども、この確定拠出年金を導入する目的について簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金は、確定給付型の現在の企業年金に比べて、中小零細企業などにも普及しやすい、それから転職の際の年金資産の移しかえ、すなわちポータビリティといったことが十分確保されて労働移動に対応しやすい、こういった利点がございまして、現在の雇用流動化への対応など、いわば我が国社会の状況変化に対する構造改革に資するもの、それから、特に中小零細企業や雇用の流動化が高まる企

業の従業員などの方々にとっては、年金制度のいわゆる三階部分の充実につながる、こういったことが導入する意義でございます。

○小池晃君 確定拠出年金を導入する目的ということで、中小零細企業への普及ということとポータビリティと、大きくこの二つを今言われたわけですけれども、それぞれ本当にメリットというふうに言えるのかというのをちょっと一つずつ議論をしていきたいというふうに思っています。

まず、ポータビリティの問題であります。確定拠出年金はポータビリティがすぐれているんだ、すぐれているんだというふうに言われるんですけど、例えば企業型の年金に加入していた労働者が三年以上勤務して、その労働者が転職をして、転職先の企業に、移動先に確定拠出年金がなかった場合というのはどう扱うことになるのでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の企業型年金に加入していた従業員が企業型年金を実施していない企業に転職いたしました場合、まず転職先の企業で確定給付型の企業年金を実施していない場合は、国民年金基金連合会が実施する個人型年金に従業員の資産を移換して資産運用を続けるということになる上に、さらに本人が希望すれば個人型の加入者となり、みずからの掛金拠出を行ってそれをふやしていくことができます。

一方、転職先の企業で確定給付型の企業年金を実施している場合は、当該企業に従事している間は、それまでの確定拠出型の年金を個人型年金に移換して、運用指図者として運用のみを行うということとなります。

○小池晃君 転職先に確定拠出年金があればそのまま移動していくことはできるわけですが、なれば個人型に加入するか運用するだけと。ぎりぎりの生活をしている労働者にとって、個人型年金の拠出金を出すというのは大変重い負担になると思うんですが、しかもこれは六十歳になるまで引きおろせないわけですね。そういう制度、こういう拠出を労働者が果たしてするの

か。私は、現実的には大変これは労働者にとってはきつい負担になると思うんですが、どうですか。

○政府参考人(辻哲夫君) ただいまの、就職先で確定拠出に入れない場合は逆に確定給付があるということでございますけれども、いずれにいたしましても、掛金を個人が出せるのかということにつきましては、旧総務庁の調査によりますと、勤労者世帯では将来に備えて貯蓄をふやしている状況でございますが、平成十年では、世帯収入が四百九十五万円以下の勤労者世帯にありまして、一年間で三十万円強貯蓄をふやしている状況であると承知しております。

こういうような状況を踏まえれば、個人型年金に加入し、年十八万円という拠出限度額の範囲内でみずから拠出し得る額を任意に定め、掛金を拠出して老後に備えようとお考えになる従業員も多量のものと思えます。

以上でございます。

○小池晃君 いや、貯蓄をするというのは将来の不安があるからですよ。やはりそれは当然でしょう、老後の不安で。介護保険の負担もふえて、公的年金は削られる、医療費の負担もふえて、それに対して個人が備えるというのはこれは当然、そういうふうに皆さんは大変深刻な状況に置かれているわけですよ。

果たして、じゃ確定拠出年金というのはどうか。これは六十歳まではおろすことはできないわけですね。手数料を取られ続けて、運用だけになってしまつと。確定拠出年金という制度は自己責任の制度なんだ、運用も自己責任だといいますが、なぜこれ、じゃ引き出しは六十歳までできないのか。

例えば、三年以上拠出した労働者が公務員になった場合、これは確定拠出年金にそもそも入れないわけですよ。そうすると、積み立てた分というのは六十歳になるまで運用を指図するだけだということになるわけですね。それからまた、退職して第三号になった場合、先ほども議論ありまし

たけれども、第三号被保険者になった場合も延々と運用だけを続けていくと。

途中でおろせるというのであればある程度頑張って、貯蓄はそういうことでしていいわけですから。でも、六十になるまでおろせない。これから六十になるまで一体何が起るかわからない。すぐに六十になるんだっただけでいいですけども、私だってあと二十年ある。これから二十代、三十代で入る人は三十年、四十年あるわけですよ。何が起るかかわからない中で、六十歳までおろせないような拠出を続けるか。例えば、二十二歳で学校を卒業して就職をして、五年間働いて結婚して退職して第三号被保険者になったと。そうしたら、六十歳になるまでこれは三十三年間あるわけですから、三十三年間この運用だけやる。

結局、こんな形では、長期にわたる運用で手数料収入が入ってくるのは金融機関、もう金融機関が喜ぶだけの制度になるんじゃないかと。こういう問題にどうお答えになるのか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、六十歳まで引き出せないということにつきましては、確定拠出年金はあくまでも老後の所得の確保を図ることを目的として設けられるものでございますけれども、御指摘の中途引き出しを認めることになれば、貯蓄との区別がつかないため、老後のための制度にならないことから認められないということでございます。

先ほど御指摘のありました貯蓄、これはやはり私どもも老後への不安が大きい、遠い将来への不安が大きいということが大きな理由だと認識いたしておりますけれども、そうであればこそ、税制上の優遇措置をもって老後のためにこの拠出年金に参加しよう、加入しようという考え方は、制度の定着とともにふえていくものと考えておりますし、そのような意味で、最も不安の核心である老後に確実に給付がされるという意味があるという点と、それから、恐らくこれからは雇用流動性が高まっていくという中で、ポータビリティのある年金というものが次第により意義のあるものとなると考えております。

○小池晃君 私、これは自己責任を運用面も含めて押しつけながら、引き出しができないという一点で貯蓄と線を引くと。こういうのは本当に、結局、そもそも確定拠出という制度そのものがやはり年金制度に馴染まないからこんな無理なことになるんだろうというふうに私は思うんです。

ポータビリティがすぐれているといいながら、結局、転職先に確定拠出制度がなければこれは意味をなさないわけですね。公務員になったり第三号被保険者になったりその途端に途切れる、このような制度で果たしてポータビリティにすぐれているというふうになぜ言えるんだろうかと。

私は、究極のポータビリティというか、一番ポータビリティという点ですぐれているのはやっぱり公的年金だと思う。とりわけ、やっぱり基礎年金を拡充させることだと思うんですよ。どのような職につこうとも、公的年金、基礎年金を充実すれば、これは終生のポータビリティが維持できるわけでありまして。やはり基礎年金だけできちっと生活をしていけるという土台をつくって、その上で報酬比例の公的年金をしっかり維持して、それがやはり労働者にとって最もポータビリティを保障する一番のやり方ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のとおり、基礎年金、厚生年金、公的年金は実質的な価値、すなわち賃金の上昇をも含めたものとして遠い将来も価値が保障される、そして国民である限り基礎年金、そして被用者である限り厚生年金といったことが必ず適用されてつながれるという意味で、御指摘のとおりのもっと大切な制度だと考えます。

したがって、この制度を本当に長期的に維持発展させていかなければならないわけでございますが、そのような意味におきましては、将来とも負担可能な範囲内でとどめる、そして持続可能なものとするということも非常に大切でございまして、そのような観点に立ちましてこれまでも改革の努力をいたしましたし、今後ともこの大切な年金が維持できるように、給付と負担の均衡を図り、改革を重ねてまいりたいと考えております。

○小池晃君 私は、ポータビリティにすぐれていると言いつつ、この恩恵にあずかる人というのは、極めて特殊な能力を持っている、ベンチャー企業をどんどん渡り歩いていけるようなそういう労働者にとっては確かにメリットはあるかもしれない。でも、やはりポータビリティという点でも非常にいろいろな問題、大きい、ポータビリティにすぐれているというふうには必ずしも言えない面が多々あるんじゃないかというふうに思うんです。

それから、もう一つのメリットでありますけれども、中小零細企業への普及を図ることができんだということですね。この面についてちょっと聞きたいんですけども、今回の確定拠出年金の制度の中で、中小零細企業に対して何らかの優遇措置というのはあるんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) この確定拠出年金の制度は、税制上優遇措置を行うことといわばパッケージになっているわけでございますけれども、その税制上の優遇措置は、既存の年金制度における税制上の優遇措置との均衡上、可能な限りのものを導入するというところで組み立てられております。

特に、中小企業におきまして確定給付型がない場合に、既存の何らの支援もない場合にも加入できるといふことにしたといったことで、何とか中小企業に、今言いました税制の体系の均衡上、導入できる限りの努力をした。その結果、むしろ今まで何もなかったところに新たに企業年金が導入できる。その結果、税制上中小企業だけに着目した体系にはなっておりませんけれども、中小企業の従業員の方にも、その結果一定のメリットが生じるものというふうには考えております。

○小池晃君 今の説明は、要するに制度そのものが中小企業にとって導入しやすいということであって、制度の中に中小企業に対して導入を優遇するようなシステムが組み込まれているんですかというのを聞いています。

○政府参考人(辻哲夫君) 中小企業特有の中小企業という定義に着目した措置はございません。しかしながら、何らのいわば企業年金の支援がないというのは中小企業に事実として多いのではないかと考えますので、その点においてメリットがあるという趣旨でございます。

○小池晃君 中小企業そのものに導入することを進めるような制度的な仕組みが組み込まれておるわけではないわけでありまして。制度そのものが中小企業向きなんだというふうにおっしゃるけれども、それはなぜかといえ、中小企業の経営が不安定で、やはり確定給付年金を単独で維持していくことが大変困難だということには私はほかならないと思うんですね。だから、確定拠出で中小企業の労働者はリスクに耐えなさいということになるとすれば、これは弱みにつけ込むようなやり方だと言われても仕方ないんじゃないか。

中小企業向けには、例えば既に中小企業退職金共済制度、いわゆる中退金というのがあるわけですね。中退金は、これは新規に加入した企業あるいは増額した場合なんかには、掛金とか増額分に対してはこれは国からの助成が行われているわけです。今年度予算で見ると九十億円ですね。これは助成が削られてきている、問題だということをいとおとしい井上議員が指摘をされましたけれども、それでも今九十億円。さらに、人件費、事務費で四十六億円助成もされている。

私は、中小企業にとって老後の生活に備えるという点であれば、こういう制度を拡充すること、これは中小企業にとってメリットがずっとあるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の中小企業退職金共済制度は、年齢を問わず退職ということを事由として給付が行われるということでございますが、中小企業のみを対象とするということか

ら、ポータビリティもこの適用対象とする中小企業の範囲内だけであるということに對しまして、確定拠出年金は退職というだけでなく老後の、これは六十歳ということが支給開始の年齢になつておりますが、老後の所得保障のために導入されるという点、それから中小企業を退職して大企業に勤めたりあるいは自営業者となった場合もポータビリティが確保されるということ、中小企業退職金共済制度と確定拠出年金は、老後であるか退職であるか、あるいはポータビリティの幅の広さ、こういったことから目的や内容の異なるものでございまして、これから高齢化が一層進んでいく中で国民の老後の所得確保を一層充実させるためには、新たな確定拠出年金も選択肢として必要であると考えております。

○小池晃君 ポータビリティ、ポータビリティとおっしゃるのは、先ほど議論したんですけれども、例えば全国中小企業団体中央会の九九年十月のアンケートではこう言っているんですね。

今のところ、確定拠出年金制度を導入する考えはない、そう答えている中小企業は五七・四％であります。半分以上の企業は当面導入するつもりはないと。そういう中で導入しても、ポータビリティといつても、転職先に確定拠出がなければそのメリットというのは生かせないわけですね。私は、ポータビリティという点でも中小企業への普及という点でも、この確定拠出年金のメリットだと言われているものは極めて根拠薄弱だというふうに思ふんです。

メリットがないだけではなくて、やはり大きなデメリットがあるということを引き続いて議論をしたい。運用の問題であります。

運用の問題では、株式投資が中心ではなくて国債や投資信託が中心というような言い方もされておりますけれども、株式投資信託の実態はどうなっているか、これは実績データを見るとこんな感じなんです。一応純資産が一十億円以上の主なものだけ拾ってみました。

五月三十一日現在で、野村証券のノムラ日本株

戦略ファンド、六千四百三十三円です。野村証券のノムラジャパンオープン、六千九百六十円、それから日興証券の日興エポリューション、七千二百三十三円、同じく日興証券の日興ジャパンオープン、八千三百三十九円です。それから大和証券のデジタル情報通信革命というのが六千五百五十五円、それからアクティブ・ニッポン、六千五百四十七円。それとも一万円だったんですから、これよりも軒並み六千円から八千円になっちゃっているんです。これが実態なんです、株式投資信託の。管理コストもかかる、それからこの制度では運用時には特別法人税が課税されるわけですね。

やはり株式投資信託を選んだ場合、今のようない相場の状況であれば、ほとんど元本割れどころか大変なマイナスを加える者がこうあるということになるんじゃないでしょうか。どうですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金の運用商品は、常に個人別の資産の額を把握できるように時価評価が可能であること、それから商品の変更が迅速にできることといった条件を満たせばその対象とできるということから、御指摘の株式投資信託についてはこうした条件を満たすものであつて、運用商品として提示される対象になるものと考えております。

株式投資信託、ただいま御指摘のありましたものは、まさしく日本の株価がまた未曾有の下落を最近示したときの下落の経過、そのときにびたつと合ってしまったという例でございましてけれども、まさしくそのように、そういう性質上、元本割れのリスクはあるわけでございますけれども、ただ、中長期的に見れば、株式は債券の収益率を必ず上回ります。この制度は六十歳まで引き出しができません、まさしく老後のためという制度でございますので、まさしく超長期運用を前提としております。したがって、中長期的には高いリターンが期待できる株式投資信託というのは、運用商品として十分の確認の上で選択された上で選択される対象としてニーズがあるものと考えております。

す。

いずれにいたしましても、株式投資信託につきましても、労使合意によりまして規約で運用商品に関する基本方針を定めるということになつておりますので、これを運用商品としてこの方針の中に含めるかどうか、これは労使で十分議論していただくということが必要でございますし、また、加入者の資産運用のあり方や運用商品の情報提供におきまして、十分この運用商品についての内容を説明する、情報提供するという形で株式投資信託も扱われていくことが適切であると考えております。

○小池晃君 年金の長期運用というのは大変難しいわけですよ。おととい、局長もはっきり言っていたじゃないですか、おとといの審議で、年金福祉事業団の私は資金運用部長をしていただんだ、そのとき半分以下しか当たらなかったと局長がおっしゃったんです。将来を予想するのはいかに難しいか痛感しているとおっしゃったじゃないですか。プロがこれだけ、要するに年金福祉事業団の資金運用部なんというのはもう毎週のように専門家を呼んで意見を聞くわけでしょう。一番言ってみれば最先端の情報が最も豊富にある中で判断をしても、あなた正直に言ったんです、半分以下しか当たらなかったと言ったんです。

それをそんな難しいことを、その運用を国民に押しつける、やはりこういうことが果たしていいんだらうか。よい結果が生まれると思ふんですか。あなた、自分もできないことを国民に押しつけるんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 私が申しましたのは、まさしく毎週市況を聞くわけでございます、次の週はどうか、次の週はどうかという短期の予測についてのことを申し上げました。中期においてさえそうだと思いますが、予測というものはいかに難しいものかということを感じたものでござい

ます。長期運用につきましては、そうであるからこそ、一定の短期的な期間の価格上下動にいわゆる

ベットするといひますか、かけて投資するのではなくて、一定の市場に對応するような、パッシブ運用と申しておりますけれども、一定の市場に連動するような資産構成を持って、そしてポートフォリオ、すなわち資産のバランスを政策的にリスクをどこまでとるかを決めて、そしてむしろ短期的な市場変動に右顧左弁しないで長期的に運用する。そのように私が申しました趣旨は、短期的な見通しがいかに不安定なものであるかということであるからこそ、パッシブ運用と申しますけれども、より幅の広い商品のもので長期運用に徹することが必要だ、こういう気持ちで言つたものでございまして、決して私が申しました、ちょっと誤解があつたらおわびいたしますけれども、毎週毎週聞くような予測というものはなかなか当たらないということ、長期運用というものが適切にできるかどうかということは別事でござい

ます。今の年金福祉事業団の資産運用、大変厳しい状況にありますが、これは買った株を間違つたとかそういう意味よりも、むしろ株式についてはパッシブ運用、すなわち市場に連動した市場全体の株式構成で運用しておりますので、むしろ未曾有の日本の株価下落というものの影響を受けているということでございます、これは短期的には株価は必ずあがります。しかし、長期的には必ず収益率というのは安定していくということで、今の時点での結果のみで評価するべきものではないと考えております。

○小池晃君 おとといの議論で局長がおっしゃったのは、当面のことは予想は難しいけれども、長期は予想できないなんておっしゃってないですよ。半分以下しか当たらなかった、将来を予想するのはいかに難しいか痛感していると言つたんですよ。正直に、長期に、年金なんというのは最も長期の運用なわけですよ。そういう中で、やはり将来にわたつてこういう資金の動向などを、いろいろな要素があるわけですから予想していくのは大変難しい。やはりそういうものを国民に押しつけ

ていいのかというふうに思うんです。

それから、元本保証の商品もあるんだということとをいろんな場所で弁解されているけれども、これは預貯金や国債ということになるわけですね、主に商品としては。そうすると、これはまさに預貯金だと。預貯金じゃなくて今度の制度は年金だというふうに言いながら、リスクがあるんだというふうに指摘をすると、いや、一方で元本割れしない商品があるんだというふうに逃げるわけですね。それだったら、例えば財形年金貯蓄制度と何も変わらない。何のために確定拠出年金制度をつくったのかということになるんじゃないだろうか。

元本割れしない商品があると言うけれども、こういう商品というのは、言ってみれば今度の制度でいえば管理コストもかかる、特別法人税もかかる。実際の運用利回りというのは極めて低くなるわけでありまして。その上、六十歳になるまで引き出せない。だれがこんなものに金融商品の一つとして見たときにメリットを感じるか、魅力を感じるか。私、大変この制度、いろんな言いわけをすればするほど矛盾がはつきりしてきているんじゃないかというふうに思うんです。

その上で、手数料の問題、管理コストのことをちょっとお聞きしたいんですけれども、この管理運用コストが重いんだと、先ほども議論がありました。先ほどの投資信託で見ても、例えば野村証券のノムラ日本株戦略ファンド、これは販売手数料が三割です。信託報酬が一・九割、約五割のコストがかかっています。これは一兆円販売したというふうに言われていて、五百億円の手数料を集めているんですね。それがさっき言ったように一千万のもの六千万におこっちゃんっているわけですよ。

私は、確定拠出年金というのは、確定給付に比べて管理運用コストがかかる上に、やはりこれが原則として加入者の負担となるということも言われている。これは手数料の軽減を図る努力をすべきではないかというふうに思うんですけれども、

いかがですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 管理コストの体系でございませうけれども、基本的には管理コストは運用方針の中で定めるところで、一括して定められるということと、それから別途の体系があるのは投資信託だけという体系になっております。投資信託を採用する、選択するということがない限りの管理コストでございませうけれども、これは私も多くの機関によって競ってより適正なものとしてほしいと考えているわけですから、米国の四〇一における管理手数料、投資信託に対する手数料を除いた分の管理手数料でございませうけれども、〇・六割というデータがございませうけれども、こういうものも踏まえながら設定されるところと聞いておまして、より適正な競争が行われることによって適正な水準となるように私どもは考えております。

○小池見君 これは、競争の中で手数料が下がっていくんだというふうに、引き下げが進んでいくだろうというふうにおっしゃるけれども、そういうものだろうか。

新聞で、三井住友銀行の執行役員の中野健二郎さんという方がこう言っているんです。コスト割れの手数料でサービスを提供し続けるのは無理がある、そうでなくともレコードキーピング会社や運営管理機関は、市場規模が大きくなるまで厳しい運営を迫られる、投資回収まで七年から十年はかかるだろうと。実際はコスト削減は極めて困難だということに金融機関の側は言っている。

これはアメリカでは、アメリカの確定拠出年金はリスクを、リスクそのものも企業が一定負担している場合もある。さらに、受託金融機関の手数料を含む管理運用コストは大半の企業が負担しているわけでありまして。ちょっとお聞きしたいんですけれども、日本の場合は、この確定拠出の仕組みは事業主が元本割れした分を補てんしたり一定の利回り保証をするということができるのか。あるいは、事業主が管理運用コストを負担することは制度上できるんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、確定拠出年金におきまして事業主が元本割れした分を補てんできかどうかにつきましては、これは元本保証があることになりまして、加入者はハイリスク・ハイレターンの商品のみで運用しようとするといった、いわゆる加入者のモラルハザードを招くおそれがあるということで、自己責任という制度の趣旨とも相入れないこと、それから、元本が割れた運用結果が一定の利回りに満たなかった一部の加入者についてのみ事業主が追加して掛金を拠出することとなって、これは特定の者に対する差別的な取り扱いになってしまふ、あるいは、仮に拠出限度額そのもののぎりぎりの、目いっぱい拠出が行われている場合、制度的に追加拠出が認められないということと不整合であるということから、これは不適切であり、確定拠出年金法案ではこの点は認められておりません。

ただ、企業年金における管理運営コストは今言ったような趣旨とはまた違う次元の問題でございまして、企業が全部または一部を負担することとも可能であり、どのように負担するかは労使で十分協議をいただきたいと考えております。

○小池見君 元本割れした分の補てんは、あるいは一定の利回り保証というのはいけないけれども、管理運用コストを一部もしくは全部事業主側が負担することはできると。

すかいらいの執行役員の大場典彦さんという方はこう言っています。制度変更で従業員の不利益にならないようにするというのが会社の方針なので、関係機関に支払う費用の多くは会社側が負担することになるかもしれない。これは私、当然あるべき方向だろうというふうに思うんです。やはり事業主が管理運用コストを負担することが制度上はできると。

これは、負担しやすいような環境を整備するための努力を厚生労働省としては当然すべきだというふうに思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 確定拠出年金における管理運用コストについては、ただいま申しましたように企業が負担することも可能でありますので、企業が負担した場合に負担金を損金算入できる方向で現在税務当局と協議しているところでございます。

○小池見君 年金の運用問題、先ほどいろいろ議論しました。

さらにお聞きをしたいんですけれども、旧年金福祉事業団、現在、年金資金運用基金になったわけですが、ここが自主運用を行っているわけですから、これは幾らになっているんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 本年四月に解散しました年金福祉事業団が行った資金運用事業の年度末の集計、全体分析を行っておりますので、現時点では、資金運用部への利払いコストや民間運用受託機関への運用手数料等について一定の前提を置いて試算したところを申し上げますと、平成十二年四月から平成十三年二月までの十一カ月の間の総合収益額は、金利や配当収入などの実現収益額約四千億円のプラス、株式の大幅な下落等に伴う評価損の約二兆二千億円のマイナス、これを合計いたしますと約一兆八千億円のマイナスとなっております。

〔委員長退席、理事亀谷博昭君着席〕

なお、前年度の、十一年度の単年度の総合収益額は約一兆八千億円の黒字となっております。したがって大変な落ち込みでございますが、これは主として株価のこれまで上昇に支えられたものが、一転、十二年度は株価が未曾有の下落を示したということに伴うものでございます。

なお、同様に試算した十三年二月末時点の累積の利益損益額にしましては、今申しましたような十二年度の大変大きな落ち込みがございまして、時価ベースで二兆円の赤字、簿価ベースで一兆八千億円の赤字でございまして、時価ベースで十一年度末に約五千億円の黒字になっておりましたが、これも十二年度の株価の大きな下落でこの

なお、三月に若干株式市場が持ち直しておりますので、今の額は、三月分を含めると、若干でございすが改善する見通しでございます。

○小池晃君　これは、自主運用で大変な赤字を出しているわけであります。これは、年金の法案の審議をこの委員会でもやったときのことを思い出すんですけれども、あのときは、赤字だと言ったら、いや、今黒字になっているんだということを、盛んに厚生省はおっしゃったんですね。ところが、一年たってみるとどうか。また一兆八千億円の赤字だと。大変リスクが伴うということがこれははっきりしていると思うんですね。

大臣、ちよつと今までの議論を踏まえてお聞きをしたいというふうに思うんですけれども、年金局長みずからが大変難しいんだと。プロ中のプロの難しい、言ってみれば。そういう人でさえ難しい、将来を予測するのは大変難しいんだと。これは実際にこの厚生年金の運用の成績を見ても、これだけ欠損が出ているわけです。やはり、プロがやっていることだけ難しいことを国民に押しつけてよい結果が生まれるんだらうか。

大体、労働者が老後の資金のために、貯金で自分で、本当に自己選択で自分の世界でやるんだつたらしいと思いますよ。でも、年金という形で老後の資金を、毎日毎日相場を気にしながら仕事をしなければならぬ。あるいは、これは、高齢者になって受給者になってからも、毎日毎日どうなるかと新聞を見て、相場を見ながら一喜一憂しながら老後の生活を送らなきゃいけない。

私、これは根本的に、そもそもこういうあり方、こういう社会というのは正常な社会なんだろうか、正常なあり方なんだろうか。年金の制度の中にもこういうものを組み込んでいくということ、が果たしていいことなんだろうかということ、その根本的なところを大臣に見解を私は伺いたい。

○国務大臣(坂口力君) 今回のこの確定拠出年金というのは、多様なやり方というものを取り入れ

ているわけでありまして、株を別に全部強要しているわけはありません。これはもう御承知のとおりであります。

衆議院でもお答えを申し上げたわけでございますが、私なら、そういう才能はありませんから、定期と国債、十年国債と二十年国債、それでも私は行きますと。そんな、私はそれは株は選びませんと、そう申し上げたわけでございますが、それはそれぞれ選び方でございまして、そういう株を選ぶ人も中にはあるでしょう。しかし、すべての人に株を選ぶということを強制しておるわけではなくて、ほかの行き方を、いろいろの道を選ばしていただけるようにしているわけでありますから必ずしも、株が上下しますから、それに一喜一憂全部がするというわけではないと思います。

株というのは大体上がったり下がったりするのが株でありますから、それはその日その日によって違いますので、それで、一時上がった、下がったといった一時的に見て判断をするというのは、私は誤りなんだろうというふうに思います。

ですから、確定拠出年金の場合にはいろいろの
選択肢を与えているというところに特徴があるわ
けでございます。また株も、恐らくどこかの会
社の一つの株を買うとか買わないということでは
なくて、幾つかの株式を組み合わせたものを対象
にするんだらうというふうに思っておりますが、
そうした行き方も個人個人がされる場合にもそれ
の中にはあると思いますけれども、個人ではなく
て組合全体で一括しておやりになる場合もござい
ましょうし、いろいろのそれはやり方があるだら
うというふうに思います。

そして、中にはもうそういう株式なんかはやめておこうということが最初から合意できれば、それは、そういうことを排除して、そうしておやりになるというケースもあるだろうというふうに思っておりますから、株は予測できないものだからどうだといって小池先生から言われましても、それはなかなか答えにくい話でございまして、株というのは予測できないものと、私もそれは子

う思いますけれども、必ずしも、だからそれを強
要しておるものではないというふうに思います。

○小池晃君　私が言っているのは、そもそも株をやるかどうかは個人の選択ですから、それは別にいい悪いはないわけです。年金制度としてこういう日々相場を気にしながら、動向を見きわめながらということが個人に問われるような制度が年金制度としてふさわしいのかどうかということについての大臣の見解を伺っているんです。

○国務大臣(坂口力君)　ですから、そういう選択肢があるわけで、そういう選択をされる方はやはりそういうことに興味をお持ちの方でありますから、それは私は、年金というものの一つの関心を持っていたかどうかということにはなるんだらうと思うんですね。年金の運用というものを全部人に任せるというのではなくて、自分でやはり運用していききたい、そういうふうにお思になる方、そのの中に、やはり株式で運用していききたいというふうにお思われる方もおみえになるだろう。それはそういうふうにお思になる方もおみえになるわけでありますから、そこはやはりお任せをしてもいいのではないかと、いうふうに思います。

○小池晃君 選択肢なんだ、選べるんだというふうにおっしゃるんですけれども、果たしてそうなんだらうか。

アメリカでは、確定拠出年金はどういうふうな位置づけられているかというと、既に確定給付型型の年金を持っている大企業では、それにかわるものというんじやなくて、補足する付加的なものというような位置づけであります。特に大企業で確定給付型の年金が依然として中心であります。

確定給付年金の数も、少数加入の基金では減少しており、五百人規模の基金ではほとんど減少していない。千名以上の基金では確定給付が逆に増加していると言われております。

一方 我が国の導入の仕方はどうか。これは特徴としては、確定給付型年金にかわるものとして、さらに選べるものとして付加されているというよりは、確定給付をやめて確定拠出にという流れ

れがどうやら本流になりつつある。例えば野村証券、日興証券は、これは確定給付をやめて確定拠出年金に移行するんだと。このために、日本証券業厚生年金基金、これはかつては国内の規模では最大の基金だったわけですけども、これが存続が今危ぶまれているという報道もございいます。

そもその位置づけなんですけれども、私はやはり公的年金、先ほど言ったように、ポータビリティという点では、究極のポータビリティはやっぱり公的年金だと。やっぱり基礎年金の充実を前提として公的年金という土台をしっかりつくる、その上に核となる確定給付型の企業年金がある、しっかりと乗る、それに補完する部分的なものとして確定拠出的なものがあるというのが本来あるべき姿であって、今のように確定給付をやめて確定拠出にという方は私は間違っている。

私は、こういう位置づけて、先ほど言ったように、土台としての公的年金、その上に核としてのの確定給付年金がしっかり座る、こういうのがあるべき姿だというふうに思うんですが、その点について、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) 基礎年金、それから厚生年金という、いわゆる一階、二階の部分がしっかりとされているということがまず大事なことは、私もそれはそのとおりというふうに思います。

特に 中小企業の経営者あるいは中小企業にお勤めの皆さんというのはもう二階どまりであります。この二階のない人もあるわけでありすすかかして、せいぜい二階どまり、三階なんというのはいない人が多いわけでありすす。だから、今までは、ある人はどうかという話だけではなくて、そういうない人もあるわけですから、ない人にも三階の部分と共有していただけるような制度をつくらうというのが一つの今回の意味でありまして、だから、そういうない人にも三階の部分を持っていたら、そういう道をつくらうと。

その内容はいろいろそれは選択をしていただき
ますよと。抛出の面におきましても、経営者が出

していただければそれにこしたことはありません。中小企業といえども企業が出していただけるということであればそれが一番よろしいですけれども、しかし、そうもいけません。やはり経営者がそういう拠出をしていただけないということになれば、個人で入っていただくという道もそれはつくりましよう。そして、その中で、それは株式という方法もあるし、あるいは国債を買うという堅実な方法もあるし、それはいろいろの行き方がありますからどうぞそこは御選択をくださいということを言っているわけがあります。

一階、二階がしっかりしている、そして、その上にプラスアルファとして三階部分というのが我々の考え方でございます。

○小池晃君　実態は違うと先ほどから言っているですよ。ないところに乘せているんじゃないかと、実際にある確定給付をやめて確定拠出にというのが大企業は大体そういう流れなんです。中小企業を見るとどうかというと、メリットがほとんどないから、先ほど言ったように、五七％の企業は当面考えていないと。

ない企業に乗せるといふんだつたら、それはある程度わからないでもない。でも、実際としてはやはり確定給付年金がどんどん切り縮められていって、それが確定拠出に置きかえられる。今回の法案の流れというのはまさにそれを加速しているんじゃないですか。こういうことでもいいんですかと。

やはり公的年金が土台だというのは大臣もおっしゃった。その上にはっきり確定給付が乗って、それをしっかり、前回議論しました、受給者の権利をきっちり保護する基本法のようなものをつくって、アメリカのERISAのようなものをつくって、そしてそれを充実させていくことこそ今求められているんじゃないんですかというふうに言っているんですけれども、大臣、この点で見解はいかがですか。

○国務大臣(坂口力君)　ですから、そこは労使でお話し合いになるわけですから、三階部分のものと

るを確定給付年金の方でいこうというふうにお決
めになるところはそれは給付年金でいかれるわけ
でありますから、それを、すべてが拠出年金の方
に持っていくってほしいということを我々は言っ
ているわけではありません。

並列的におやりになるところもあると思いますし、そして、給付年金の方を選択になるところもこれは当然あるだろうと思いますし、私は多いのではないかというふうに思います。しかし、中にはそれは拠出年金の方をお選びになるところもそれはあるだろうというふうに思いますから、そこはお話し合いの中での選択の話だと思います。

○小池晃君 大事なところは労使で決めていくということであれば、政府は一体何のためにあるのかということになるわけであります。

確定拠出年金のそもそもの本当の一番のねらいは何だろうか。

出てくる経過を見ると、まず九八年二月に、自民党の臨時経済対策協議会の緊急国民経済対策、ここが始まりであります。「証券市場の活性化方策」、「四〇—ｋプランとその投資運用のしくみ」については、年金制度全般の動向をみつづ、早急に党内機関にて検討する。」としたわけであります。さらに、同年六月の自民党政務調査会労働部会勤労者拠出型年金等に関する小委員会、ここが勤労者拠出型年金の創設についての提言を出した。さらに、自民党の私的年金等に関する小委員会を経て、関係四省に具体案作成が指示されてこの法案が作成され、提出された。

おとといの審議でも、金融庁の政府参考人ははっきり言っていました。マーケットを拡大してビジネスチャンスをもたらすと期待を表明されておりました。

私は、こういう最初の出どころのところから見ても、確定拠出年金の導入というのは、引退後の所得保障の充実のためというよりも、これは金融市場の活性化、ビジネスチャンスを拡大するという色合いが強いのではないかと、いうふうに見られなくても仕方がないんじゃないかと思うんですが、大

臣いかげですか。

○国務大臣(坂口力君) それは、結果としてそうなることも私はあるだろうと思います。

自民党の中でそういう議論をされて、そしてこういう法律ができた、それは与党として私は当然のことだと思えますね。また、自民党以外の党でもいろいろな四〇一kについての研究会なんかをやりまして、これを研究してやろうじゃないかという動きがあったことも事実でございます。

これは私も、小池百合子さんが発起人になられまして、そして超党派でひとつやりましょう、一緒に研究をしませんかというようなお話をいただ

いて、私もその中に入れていただいているいろいろ勉強させていただいた経緯にございました。それはなかなかこれ、一つの方法としていい方法ではないかというような、そのときに意見が多かったように記憶をいたしております。

ですから、そういういろいろなところで、いろいろなそういう研究会ができて、いろいろな勉強が基礎になってこの法律ができてきたことは、私はそれはそれでいいんだろうというふうに思いますし、結果として私はこれが証券業界の活性化につながるということはそれはあるかもしれない、しかし、予測していたことでないかもしれない、それは今後の動向を見ないとちょっとわからない話だと私は思います。

○小池晃君 アメリカからはこういう意見も出ています。アメリカの四〇—k協会のウレイさんという会長です。

アメリカ人は貯蓄をしないため、四〇一％が導入された。日本には千三百兆円も個人資産がある。今さらなぜ四〇一％を導入して、さらに個人金融資産をふやす必要があるのか。しかも、日本の金融市場は非常に不透明、非効率であり、金融機関の運用能力は非常に低い。このような時期に日本でなぜ急いで導入するのかと。アメリカの四〇一％の本来元がこう言っているわけですね。私は、今回の中身を先ほど議論してきたけれども、メリットと言われている点も、ポータビリティ

ティーにしても中小企業にとってのメリットという点も大変甚だ疑問しいし、運用の問題では大変リスクが大きい、手数料も重い。そういう中で、最後の資金をリスクにさらすようなこういう四〇—一〇というのが今の日本でなぜ必要なのかということについては、全く説得力が私はないというふうに思うんです。

大臣、今四〇一k、今の日本でこういう状況の中
でなぜ導入するのかという、このアメリカ四〇一k
協会の会長のコメントにどうお答えになりますか。

○国務大臣(坂口力君) アメリカはアメリカとしての四〇一kをやっているわけでありまして、日本は日本としての四〇一kをやろうと今しているわけであります。

日本は千三百兆あるいは千四百兆近いとも言われておりますが、預貯金がだんだんとふえていく、その中で預貯金が非常に率が高くて、そしてアメリカあたりに比べますと日本は株式というのとは、株の方は非常に少ない、全く少ない。余りに日本は預貯金だけに偏り過ぎていっているというところも問題であることも事実であります。

これらの問題を経済全体としてどうしていくかという問題があることも事実でありまして、現在は年金という一つの社会保障の中での話でありま
すけれども、結果としてそれが経済全体にもそう
いう何らかの好影響を及ぼすということになれ
ば、それはプラスアルファのこととして結構なこ
とではないかというふうに私は思います。

○小池晃君 私は、このねらい、そもそも老後の生活保障のためというより、やはり金融機関のビジネスチャンスを広げるためというねらいが極めて強いということをはっきりしているだろうというふうに思います。

最後に、年金税制の問題についてお聞きをしたいんですけれども、経済財政諮問会議の問題であります。

基本方針の素案の段階で、年金課税の問題について見直すと、公的年金、企業年金に対しては優

過した税制が行われていて、この点を含めて負担の適正化の観点から見直すというふうになされていすけれども、この問題について、厚生労働省としてはどのように検討されているんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今月十一日に経済財政諮問会議に提出され、会議後公表された今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針の素案におきましては、御指摘のように世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直しに基本的な記述がなされております。

年金収入が他の所得と比べて優遇した課税が行われている点を含めた年金課税のあり方につきましては、世代間の公平や拠出、運用、給付の各段階を通じて負担の適正化の観点からさまざまな議論が現になされているところでございまして、厚生労働省としても、各方面における検討状況を踏まえつつ対応していく必要があると考えております。

○小池晃君 厚生労働省は、旧厚生省ですね、八六年に年金税制に関する研究会、公的年金税制のあり方について提言をされています。

その中では、標準的な年金額の給付にも課税が及ぶことは本来想定されていないと考えるべきである、標準的な老齢年金の水準は老後の生活維持の基盤を支えるものとしていわば社会連帯の合意のもとで設定されたものだ、この標準的な年金額にまで課税が及ぶことは公的年金に対する国民の支持と信頼を確保する観点からも適切ではないと、こういうふうにはっきり言われています。

厚生労働省としてこの点、この問題についてこの考え方、この提言に示された中身はこの考え方を変えたんでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の一九八六年、昭和六十一年の年金税制に関する研究会の提言は承知しております。これは、当時の社会保障研究所長を座長とし年金や税制に関する有識者により構成されていた研究会のものでございまして、当時の厚生省としての見解を示すような性格のものではないと認識しております。

いずれにしても、年金税制の見直しに当たりましては、このような見解があることも含めて幅広い検討が必要だと考えております。

○小池晃君 厚生省の正式な見解ではないにしても、やはりこの研究会が出した基本的な方向というのは、厚生行政のその後に一つの指針となっているというふうに考えますし、その点については今も変わっていないということははっきりしているんじゃないですか。どうなんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) その点は私も、これはあくまでも研究会の見解でございまして、今後は、今申しましたように、世代間の公平や拠出、運用、給付の各段階を通じて負担の適正化を図るという観点、こういう観点からの議論を進められるというところでございまして、この研究会の見解そのものはあくまでも厚生省の見解ではないという整理で今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○小池晃君 研究会という性格だからというふうにおっしゃるけれども、じゃ中身はどうなんですか。標準的な年金というのは老後の生活を支えるものだと、ここに今後課税が及ぶことは適切ではないという考え方そのものについては、厚生労働省としてはどのようにお考えになるんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 基本的に私どもの認識は、年金に関しては他の収入がある場合もございまして、そういうことで、他の収入もある場合の問題、そしてまた、全体として税による公平を図るという観点、そして年金自身の負担と給付との観点、これはまさしくさまざまな幅広い観点からの検討が必要でございまして、その点、今後十分各方面で現に御議論がなされますし、ただいま申しましたように、この研究会の意見も意見として一つの考え方としてございまして、この見解も含めてもちろん議論されることと考えておりますので、そのような観点からの議論を踏まえて私どもも適切な対応をしてまいりたいと思っております。

○小池晃君 じゃ、ちょっと別の聞き方をしますけれども、標準的な年金額というのはどういう基準で決められているのか、それから現在の額はどうかというのか、お示し願いたいと思います。

○政府参考人(辻哲夫君) 標準的な年金額につきましては、前回の財政再計算におきまして、夫は再計算時点での平均的な報酬額で四十年間厚生年金に加入し、妻は四十年間専業主婦であるという世帯を仮定して計算してお示したものがございまして。

具体的には、夫婦二人が四十年間加入した場合の老齢基礎年金の月額が十三万四千円、平成十年時点での現役男子の平均標準報酬月額平均値である三十六万七千円をもとに四十年加入で計算した報酬比例年金部分の給付額十四万四千円、これを今の十三万四千円と加えて、合計二十三万八千円がその標準的な年金額でございまして。

○小池晃君 この標準的な年金額の給付には、この場合はこれだけあれば課税されていないわけでありまして。基本的な考え方として、先ほども冒頭でもおっしゃっていましたが、年金のその額というのは、新規裁定の時点で現役世代の手取りの六割という考え方は、これは厚生労働省としての正式な見解ですね。

○政府参考人(辻哲夫君) この水準は、ポータス込みの年収の六割に相当するものでございまして。

○小池晃君 現役世代の手取りの六割ということが基本的な考え方だと。この標準的な年金からも課税をするということになれば、現役世代の手取りの六割という所得は保障されなくなる、年金額の引き下げになるわけですから。こんなことを行うつもりなんですか、こんなことも検討の対象になつていないんですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 先ほど申しましたように、年金以外の収入も高齢者は今の収入実態を見ますと相当にございまして。それから、これから考えますときに、年金の収入を考えると現役との公平、そういう観点も、税と年金を含めてどう考えるかという観点もございまして。そういう観点から、その点はより総合的な幅広い観点から議論されるべきでありまして、ある部

分だけ取り出して、六割を切ることが妥当かどうかという議論ではないと考えております。

○小池晃君 別の収入ということで逃げるんですけれども、大臣にちょっとお聞きしたいんですけれども、今経済財政諮問会議が出されている年金の給付における課税の見直しということで、標準的な年金から税金を取るなんということになるれば、これは現役世代の手取りの六割というものが保障されなくなる。年金の引き下げになるわけですね。こんなことは私は決してやってはいけないことだと思ふんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(坂口力君) そこはどうなるか、まだ決まっております。ただし、我々が勤めておりますときには、年々歳々もらいます給与とそれからポータスを含めた額から税金を払っているわけでありまして、その六割という年金の部分から、その年金の部分が非常に高い額であるならば、それは当然現在でも税の対象になるでしょう。

ですから、平均値ではなくて高いかどうかというところになっているわけでありまして、だから平均でどうかといえ、現在も平均値だったら私は私がかかっていないと思ひますが、ちょっとそこは調べないといけませんけれども、私はかかっていないというふうに認識をいたしておりますけれども、これからの平均値で平均のところをかけたというところではなくて、そういう非常に高いところ、だから年金プラスほかの所得で非常に所得の多い人のところからちょうどいいようにいうことになつていないということでありまして。

○小池晃君 要するに、標準的な年金額から課税するようには考えていないということですね。

○国務大臣(坂口力君) 多分そういうことになると思います。まだ決まっていますけれども。

○小池晃君 終わりにしたいと思ひますけれども、公的年金は老後の生活保障の基盤であります。今までのいろいろな議論してきた確定拠出、確定給付、その土台になる非常に大切なものであり

ます。私、給付カットになるような課税というのは行うべきではない。

そもそも標準的な年金額というのは夫婦で二百八十万円、これは決して十分とは言えないわけですよ、これだ。これからさらに税金を取るな、んというところは決してあつちやいけなと思う。ここからさらに課税最低限を引き下げるといふことになれば、まさに老後の生活を直撃するわけですし、そんなことを進めていって、一方で幾ら三階部分を立派なものをつくっても、一階二階がおんぼろの家に三階に立派な家をつくったってどうしようもないわけですから、やはりそういう意味では、この公的年金を切り縮めるというやり方は断じてやるべきではない。標準的な年金から課税するというのは、私は明らかに今までの厚生省の方針とも反するものだというふうにも思いますし、やっぱり断固拒否すべきだということを最後に強調したいというふうに思います。

同時に、今回提案されている確定拠出年金について言えば、やはり公的年金の拡充こそ重要なのであって、やはり大変メリットと言われている中身も大変問題が大きいし、老後の生活資金をリスクマネーにさらす、喜ぶのは金融機関だけというようなやり方は断固拒否したいということを申し上げて、質問を終わります。

〔理事亀谷博昭君退席、委員長着席〕
○木俣佳丈君 最後の質問になりますが、民主党・新緑風会の木俣佳丈でございます。
きょうは、竹中大臣にもこちらまでお越しいただきまして、心から感謝申し上げます。
と申しますのも、今まで年金関係でこれと都合五時間、私は質問をさせていただいておるわけですが、自分なりにちょっと納得がいかないうところがあるものから、これは大臣御本人がやはりお答えいただかなければ晴れないということ、特別にお呼びしたわけでございます。

質問に先立ちまして、きょうの日経新聞の一面にも載っておりますが、本日、経済財政諮問会議

の基本方針というのを決定されるということでございます。この中で、いろいろな数字も、竹中大臣の試算ということ、参考値ということでも載っておるわけですが、この位置づけについて冒頭に伺いたいんですが、これは内閣の中ではどのような位置づけになるんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) いわゆる骨太の方針の位置づけということよりむしろいんていでしょうか。

○木俣佳丈君 はい、そうです。

○国務大臣(竹中平蔵君) もう議員、皆様方よく御承知のように、ことしの一月六日の中央省庁再編の中で内閣府がつくられ、総理のリーダーシップを支えるための機関である。その中に経済財政諮問会議が設けられて、経済財政諮問会議というのは、経済政策の大枠、国家の重要な政策について調査審議すると同時に、予算の大枠について同じように調査審議するというものであるわけです。

今回の骨太の方針といふのは、それに当たっているいわば、英語で骨太の方針と言ったとき、私たちはニュー・ダイレクション・ポリシーズというふうに出ておるもので、まさに政策の方向を示すものだというふうに出ておる。特に小泉内閣になりましてから、いわゆる構造改革というのを進める、構造改革の中身をぜひメニューとして、国民に対してメッセージ性の高いものとして伝えたいという総理の御意向もありまして、今回のいわゆる骨太の方針は、構造改革についてのプログラムを七つのメニューという形で示して、それを受けて、予算のあり方はどうあるべきなのか、財政のあり方はどうあるべきなのか、これについて、特に社会保障、社会資本、それと国と地方のあり方という予算項目の大きな問題についてさらに議論を深めている、そういう位置づけになっていると承知しています。

○木俣佳丈君 この案は六月二十六日に基本方針を閣議決定することとありますが、伺いたいのは、例えば大臣がおっしゃっていたような、これからチャレンジャー支援でどんどん起業

を、千社ぐらい伸ばしていくんだ、起こしていくんだということですか、こういった数値目標も閣議決定をされるんでしょうか。

そしてまた、大臣御自身が、これは私的な試算なんですか、不良債権処理をしても新規の失業者が十万人から二十万、こういう試算は閣議で決定されるんでしょうか。どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 議員お尋ねの千社というのは、新たな創業の話でございますね。

○木俣佳丈君 そうです。

○国務大臣(竹中平蔵君) 骨太の方針というのは、まさに政策の方向の議論であります。私自身はこういう言い方をさせていただいていんですが、これは政策の全体を示すアンブレラのようなものである。そのアンブレラのもとで、とにかくチャレンジャーを支援することが大事であるというその方向性を示して、そのための政策の仕組みがつけられなければならないという方向を示す。

具体的に言いますと、今回の創業の会社数に關しては、これは平沼大臣がイニシアチブをとられたいわゆる平沼プランの中に出てきた数字ではないかというふうに思いますけれども、こういうアンブレラを受けて、各大臣がまさに政治のリーダーシップを発揮して、イニシアチブを発揮していただきたい、平沼プランないしは坂口プラン、そういうものが出てきて政策全体が動くようにしてほしい、そういうふうに出ておられます。したがって、数値そのものは、これは平沼大臣のイニシアチブの部分でありますから、今回の閣議決定の対象ではもちろんございません。

同じように、これは後半のお尋ねの部分の経済の、まあこれはシナリオの部分ですね、何%成長になるのかとか、この数字そのものに關しては、御承知のように、政府経済見通しが閣議決定されおられますので、それとの整合性をどのように考えるかという問題もあつたし、まだまだ経済自体が大変流動的であるということもありますので、私の談話というか、私、担当大臣の見方とい

うことで意見を別途表明させていただこうというふうに考えています。

○木俣佳丈君 今お言葉の中にありましたような経済計画が昭和三十年から、池田内閣からあるわけでございますけれども、一番直近だと、小淵内閣のときの平成十一年七月のことを今、大臣おっしゃったかと思うんですね。このことの整合性というのがあるんですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 中長期の経済計画、さらには年度に關する政府経済見通しというものは、いわば別のものとして、今度の骨太の方針をよりよく理解していただくための参考の数値ということ、担当大臣の私的な意見として申し上げたいというふうに思っています。

○木俣佳丈君 先ほど大臣が言われた政府の経済計画も数値が閣議決定されていると言われたと思うんですが、それは確かですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちょっと済みません。質問の中になかったもので、私うっかり間違えたかもしれないが、あれはたしか附属の資料のようなものでありますので、閣議決定された経済計画の外のものではなかったというのが正しいかと思ひます。

○木俣佳丈君 そのとおりでございます。
昭和三十年から今まで経済計画がずっとあるわけですが、附属資料、参考として閣議決定されなかったのは何回あるか知っていますか。
○国務大臣(竹中平蔵君) 申しわけありません、存じ上げません。
○木俣佳丈君 これは、小淵さんが決めた平成十一年七月、先ほど読み上げた「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」、これは十年ビジョンでございますが、これだけです。昭和三十年からずっと、数値も含めて政府の経済計画というものは、五カ年であつた七カ年であつたが、すべて数値も含めて閣議決定されていたんです。しか、最後の一番重要な失われた十年のこの経済計画だけは、数値は参考資料になっていたんです。これはぜひ御記憶いただきたいと思うんですが。

つまり、私が申し上げたのは、そういう中で百兆以上の補正を組み、流し、今六百六十六兆と言われているが、どんどんこれ累積の債務がふえておられますので、国と地方がどんどん伸びているわけですね、債務が、これを行っても今までのきなかったのが、今回の骨太といえますけれども、方針は大体これ一緒なんですよ、基本的には、前回の経済計画と。全く違いますが。違うならば違うと言っていたんだいんですが。

○国務大臣(竹中平蔵君) 全く別途に議論しておりますので、同じく別かというふうに関われるとかなかなか答えは難しいのでありますけれども、基本的には、時代認識はやはり大変大きく変わっているというふうに考えておりますので、その意味では、二十一世紀型の経済社会をどうつくるかということに向けて時代にふさわしい新しいものを議論したというふうに考えています。

○木俣佳丈君 いずれにしても三年前のことで、私が初当選してから決定でございますよ。

三年、ドッグイヤーと言われますから、もちろんどんどん早くなって、一年が七年というようなことでは、ええ昔の二十年に当たるかもしれませんから、それは変わるかもしれませんが、いづれにしても、三年前のものがひっくり返るような話では、これは経済計画としても考え直さなければいけないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 経済計画の位置づけそのものが私は大変変わってきているのだと思えます。数字そのものを三年前ないしは五年前に出して、それがなかなか見直されないというのは、確かに今の時代、ドッグイヤーの時代には大変問題であらうかと思えます。

今、私自身検討したいと思っておりますのは、一つはアメリカの予算教書にあわせて示されるような経済の見通しであります。これは五年示すわけですね。しかも、マクロの経済と財政の数字が大変整合的な形で示されて、かつそれを実は毎年毎年予算教書を出しますから毎年毎年それを見直す。さらに言えば、年次改定という形で年の真ん

中で見直している。それでも、議論というのは一方的になるといけませんので、あれはホワイトハウスが、行政府がやるわけですが、実は議会も同じようなことをやって、非常に多角的にチェックしてまさにローリングにローリングを重ねていくと。

そういう状況も含めて、経済計画のあり方そのものを、さらには経済見通しの示し方そのものをかなり抜本的に変える必要があるというふうに考えて、若干の準備を進めております。

○木俣佳丈君 ぜひ、その三年前のものはもう古いんだということであるならば、これは閣議で変更の手続をやったり私はすべきではないかと思うんです。こっちはこっち、あつちはあつちと。要は、同じような経済計画らしきものが二つ並行してあるなんというところは、これは国家じゃありません。内閣の一体性とか政府の一貫性というところからしたら、国家としてはやはりこれをどちらをとるかということになりますので、今回、閣議決定された場合には、今言ったこの十年のビジョンというものをしっかりと見直していただきたいと強く御要請いたします。

さらに、ある議員から伺ったんですが、この骨太の方針というのを策定するに当たって、かなり竹中大臣が当初思っていたものと開きが大きくなってしまつて、このままでは自分は玉砕だ、こういうような話を竹中さんが言っていたよと、こういうような話があったんですが、今この方針について満足のいくような方針になりましたか。

○国務大臣(竹中平蔵君) この出所のお話かちょっと存じ上げないんですが、一般にはマスコミは何か、いわゆる既得権益というのがあるって、それに対する改革という、これがぶつかり合つて、大体改革しようと思つたのがつぶさるというふうなストーリーを想定してそういうものを書いていらつしやる。そういうものを私自身もたくさん見かけたことがあります、はつきり申し上げまして、私が骨太の方針でぜひ実現したいと

思ってきたこと、もちろん一〇〇%とは申しませんけれども、それが大きくねじ曲げられたというようなことは私自身は全く考えておりません。

○木俣佳丈君 それでは、きょうの審議の年金のお話に入っていくわけでございます。

きょう竹中大臣に来ていただきましたのは、前二回とも私が一番気になるところで、先ほども同僚議員からも質問がありました、言うならば基礎年金一階部分という、一階、二階、三階というところで通称されておるようでございますけれども、その一番の老後の生活を支える基礎年金の部分の財源のお話でございます。

これは本会議の中でも質問をさせていただいたわけでございますが、やはり私が思うのは、三階部分の今審議をしております確定拠出、私、最終質問者になっておりますけれども、何でもそうでございませうけれども、基礎のところからしっかりとねければ、その上にビルを建ててもまさに砂上の楼閣で倒れてしまつと。こういう意味からしても、ここをしっかりと経済財政諮問会議というのは、要は省庁縦割りから一歩抜け出して、つまり統合的な観点から経済というのはいくらあるべきだ、国家の役割というのはいくらあるべきだ、地方の役割というのはいくらあるべきだ、こういうことを言うといふも何とておりますので、伺うわけでございます。

再度、前回の総理の諮問機関の経済戦略会議では、将来的には税方式に移行することが望ましいというふうに出てあるわけですが、これはやはりこの間の質問の中でも述べましたように、自営業者を初めとする第一号被保険者、このうちの三分の一以上、三六%の方が未納になっていて、全体からすれば、何度も申し上げるんですが、基礎年金の部分の五%にしかならないけれども、二階、三階というのはいくらある意味で強制拠出みたいなところがございませうから、ですからやはりこれはおかしいんじゃないか。

さらに、審議の中で大塚局長からも未納、未払い、免除、こういった方々の中の所得のスペクトラムを見てみますと、ほとんど所得が変わらないで、要は払わない人と払えない人が余り変わらないと、こういう御意見もあったものですから。というところは、恣意的に払わない人が多い。しかも、聞いてみますと民間の保険会社に入っている。こういうような話がかなりあるということが一つと、それから、やはり一番問題は女性の問題で、サラリーマンの妻は、払わなくていいというところと違ひますけれども、働いている女性とサラリーマンの妻の扱いが違い過ぎる。ですから、やはり女性の就労に非常に抑制的に働いている。こういった二点が大きなポイントではないかと思うんです。

これで、戦略会議は、将来的に税方式にするところが望ましいと言っておるんですが、残念ながらその戦略会議のまゝについて、税方式に移行することは、重要度というところA B Cあって、内閣府の方ではC、検討も難しい、こういうようなランクにしているということなんです、大臣は今でもやはり税方式に移行するというのは、基礎年金、違うと思つていらつしやいますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはこの委員会だけではなくて、お前は学者のときこう言つておつたじゃないかという議論を随分はかの委員会でもいただくものですか、ちょっと前置きだけ少しさせていたただきたいんですが。

私、政策科学というのを初めて勉強したときに、議論の段階が幾つかあるんだという話を徹底的にされました。

一つは、アイデアルな制度は、理想的な制度はどういう制度かということだと思ふんですね。私は、理想的な制度と聞かれたら、年金なんかない制度、ない社会が一番いい社会なんじゃないですか。年金なんなくとも自分で支えられるし、お金持ちの人がいて、ばんとくれるし、同じことが税金だつて言えるんだと思ふんですね。軍隊なんかない社会が一番いい制度だ。アイデアルな議論というのは一つあるんだと思ふんです。しかし、現実はどうではないですか、もう少し

し望ましい姿というか、ディザイアブルな姿というのが次にあるんだと思うんですね。私はそのディザイアブルな姿、観点からいうと、年金の一階部分については、木俣議員と御一緒に税がディザイアブルじゃないだろうかというふうな個人的には実は今も考えております。

しかし、現実の選択というのは、次に第三の段階に行くわけですが、ディザイアブルな制度というのが多分あって、ディザイアブルというのを指ささないといけないけれども、現実には今の制度があって、今の制度から出発しなければいなくて、今の制度を変えるためには現実には非常にコストがかかるし、時間の制約もあるし、緊急性もあるし、そういう中で現実的政策論議が行われているんだと思います。こんなことはもう釈迦に説法かもしれないんですが。

経済戦略会議でも、基本的には二十一世紀のどこか早い時点でそういうのが望ましいというふうに書いていたというふうに記憶しています。これは、本会議でも木俣議員の御質問に対して直接答え方を申し述べていただきましたけれども、今の制度そのものは本当に持続可能か、サステイナブルかどうか、これはやはり議論すべき問題であらうかと思えます。

その場合に、リスクが二つあるんじゃないかと。一つは人口変動のリスクである。もう一つは市場変動のリスクである。人口変動のリスクというのは、支える人と支えられる人がいて、支える人と支えられる人の人口の比率が予想に反して大幅に変ってしまったときにリスクにさらされる。急激に少子高齢化に向かっている日本の社会というのは、そういうリスクを今非常に切実に負っているんだと思えます。

しかし、理屈からいうと、この人口変動のリスクをゼロにする方法は理屈の上ではあるわけでありまして、それは全部積み立てればいいと。そうなるべくと、しかし基礎的な部分がありますので、ないしは、はっきり言いますと、特定の世代は自分は払わないで、自分は積み立てないでも

らっていった世代がいるわけですから、その部分を補てんする部分が残る。それはそうすると、保険原理じゃなくて福祉原理だから税ではないだろうか。こういう実はロジックなわけがあります。ここは多分御一緒なんだと思いますが、済みません、大変答弁が長くなって申しわけありませんが、そういうディザイアブルな方向としては私は個人的にはやはり経済戦略会議で議論したことは間違っていないかというふうに思っております。

○木俣佳文君 学校の講義じゃないものですから、もう少し短目に簡便に御答弁いただければと思います。

リァリステックという言葉がありましたけれども、もちろんそうなんです、普通は僕はフィジブルと、要は執行可能性ということで大体言っておりますけれども、要するに執行可能性というところからしても、今何度も申し上げましたように、第一号被保険者の四百万人が払っていない、三百数十万ですか、ということからすると、やはりこれは不公平が起きてしまうわけなんです。これはどのぐらいふえているかというと、大体三年間で百万人ぐらいいふえているんですよ、ちょっと大げさに言うと、九十万人ぐらいいふえているんです。ですから、この人たちに、それではどういふふうに入っていくんだいよと言うのが、要は手がないということなんです、今、それで、またこれから先、経済が何とかかんとかいり言って不安が募って百万人もふえていくと、これは大変なことになってしまふ。

ですから、二十一世紀のどこかじゃなくて、私も年金をもらうのは三十年後なんです、そんなことではちょっと困っちゃうということ、四年後の見直しというのを厚生省は考えているんですね。だけれども、四年後に二分の一までの見直しをするのならば、もっと先に要は全額にするのかどうするかというのを決定しなければ、やはり僕はできないと思うんですね。どうですか。時間という軸がやはり一番大事だ

と思うんですね。

○国務大臣(竹中平蔵君) 時間軸が重要だというのはそのとおりだと思います。

ただ同時に、経済戦略会議でも議論をしましたのは、賦課方式から積立方式に例えれば徐々に切りかえていくに当たっては、特定の世代に二重払いが生じるわけですね。その二重払いというのを特定の世代に集中させたら多分これは大変なことになりますから、これはやっぱり分散させなければいけないんだと思うんです。

その意味では、私は、これは個人的な考えでありますけれども、年金改革というのは百年をかけた議論をしないと、特定世代に背負わせれば三十年、三つの世代に背負わせれば百年ということになりますから、そういう面もあるというふうに思います。

○木俣佳文君 いずれにしても、政府の方が要は未払い、未納の方に対する対策というのをいろいろ考えてはいても、小泉さんは年金のセールスマンといっても結局具体的な作戦というのが出てきていないんですよ。ですから、私も、とにかく即刻二分の一、そしてさらにやはり全額税方式にするべきだというふうに再度主張したいと思っています。

これは私も改めて拝見して、これは先生御案内だと思いますが、先生の監修の「日本の政策立案者、立候補者へ贈る必読の二十五章」、ああ、必読なんだと、私は現職ではございますが勉強させていただかにかぬということ、これの「年金改革」というところに書いてございます。

この中にありますように、東京学芸大の小塩先生というんです、年金の二階部分は段階的に「民営化せよ」という章の中に、これは年金の特に一号被保険者の話、それから三号被保険者の話というところもあって、税に即刻せよ、こういうふうに出てくるんです。それで、これは監修者は竹中平蔵と書いてある、理事長さん。私が申し上げたいのは、こっちはこう言い、あつちではこう言いでは、やはり学者としてこれ

はどうなんだろうかというふうに思うんですね。これはやはり責任を持って監修されたと思うんです。だから必読だと思いませんか。であるならば、やはり早急にこれをまとめ上げる、これが経済財政諮問会議の意味ではないんですか。どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 小塩教授は大変立派な教授で、私自身も尊敬しております。

ただ、一つ御理解いただきたいのは、監修というの、独立した第一線の学者に自由に議論してもらって皆さん方が政策を考える場合の重要な素材に供するというところでありますから、監修した私がその全員の意見すべてに責任を負えるという立場にはない。これは大変形式論で申しわけありませんが、その点をひとつ御理解いただいた上で、私はやはり長期的にはディザイアブルな方向としては、何度も申し上げておりますように、そういう改革に向かわなければいけないのかなと個人的には今でも思っております。

経済財政諮問会議のじゃ役割は何かということでありまして、経済財政諮問会議のこの骨太の方針は、これは読んでいただければ、案がもう出かけておりますからわかりますように、それぞれの問題の緊要度等に依じて、ある部分は結構詳しく論じられているものもあれば、そうでない部分もたくさんあります。

実は、年金の部分というのは、ほとんど一般論しか論じさせていたでなくて、これはもう要するに一言で言えば持続可能な、サステイナブルなものにしなければいけない、現状をサステイナブルにしなければいけないという問題意識を強烈に出しておりますが、それをどのような形で持っていくかという制度設計については、今後オープンに議論していくというような立場をとらせていただいているわけでありまして。

○木俣佳文君 私は先生ほど経済学に通じてはおられませんけれども、現在の経済、特に消費、三百兆の消費のところをどう動かしていくかというのが一番大事ではないかと、多分先生もそれは意見

は同一だと思えますけれども、その場合にやはり、私はミニ集会なんという御婦人やなんかと話をしていると、年金って一体どうなるのというような話なんですよ。だから、やはり結局、多分これは竹中大臣もお感じのとおりで、高齢者の方々、中高年齢の方々の資産というものがどう動いていくかというのがかなり重要な、一つの大きな重要なファクターになるということであるならば、その不安要因というのを取り除く。それは年金しかない。年金しかないという年金が一番大きいということに私は思っていますよ。

というのは、私も愛知県の名古屋で、昨年に召されましたけれども、きんさん、ぎんさんという方がいらした。これは百六歳のときに有名な話でございますが、百歳以降テレビに出てどんどん元気になられて、貯金がどんどんできたというんですね。お孫さんに使ってくださいと云うたら、老後の蓄えですと、こういう笑えない話の本当に広がってしまっていて、いや、日本というのはそういうものですよ、百六歳でも老後の心配なんですと、こういう話になっているわけなんです。

ですから、やはりいろいろそれは、理屈は貨車で積んでいこうという方があるわけでございますが、私はやはり理屈を言っているよりも、先生が監修されて、そして経済戦略会議の中の一員であって、これは連名ということは責任者でもあるということだと思えますので、やはりもっと徹底的な見直しをしていただきたい。

しかも、私も拝見を、案の部分でございますが見させていただきましたけれども、確かに年金のところは弱い。社会保障のところは全体がまさに骨太というか、どういふことなのかというぐらゐの議論しかされてないのはわかります。不良債権にそれは注力されるのはわかるんだけど、しかし同時に、新聞にこうやって、先ほども同僚議員がお話ありましたけれども、「課税強化」という話がどんなに大きな字で出ちゃうんですよ、税のバランスで。今まで構造改革者とは

何だったかという、増税者なんです、要するに。構造改革者というのは、簡単に言うと、構造改革しているんじゃない、増税して、財務省の方がいらしたからあれだが、増税して経済をどうするかという話だった。まさにその議論になるのかなというふうに思っています。

というのは、先ほども年金の平均月額が大体二十三万八千円ということ、標準の夫婦二人世帯、四十年、モデル年金ということでお話がありました。基礎年金だと今十三万四千円でございますから、掛ける十二で百六十八万八千円になるわけなんです。ということは、ひょっとしてこれが今の若年世代の夫婦二人、標準平均で二百二十万の課税対象ということになると、基礎年金プラスちょっとで課税の範囲になると、大体のほとんどのサラリーマンは課税の対象になるんだということなんです。

ただ、これももう言い尽くしたわけでございますが、今、結局三千円平均の介護保険料が要る、そして医療保険料もどんどんふえているという中で、消費税も五％に二％上がった。どんどん高齢者に対する負担が大きくなる中で、もちろん世代間の平等ということ、公平ということで課税をかけていくという論理なんでございますが、しかし先般も申し上げたんですけれども、もう一つ公平性というのがあるんじゃないか。つまり、若年層においては、もうちょっと働けばもうちょっともうけることができるというチャンスの可能性がある。ところが、お年寄りの方はそういったチャンスがないという意味で不平等なんです。

ですから、先ほども同僚議員からありましたように、年金税制のあり方研究会というもののなかでは標準課税ぐらゐの世帯は課税をしない方がよい、こういう結論を一つ内々に厚生省はしているんですが、こういう結論は大臣がおっしゃるのととは別に新聞にぎわしちゃうんですね。これでは消費をどんどん冷やすと思うんですが、内容的にどうでしょうか、全体、ちょっといいことを言いました。

○国務大臣(竹中平蔵君) たくさんのことをおっしゃって、一生懸命私ノートをとっていたんですけれども。

御質問の趣旨に関しては、ちょっと大きくとらえさせていただきます。基本的には改革というのは増税。将来の先行きの不安を高めるようなものであつては絶対にいけないことだと思えます。その点については私ももちろん全く同感であります。新聞のどの報道かちょっとわからなかったのではありませんけれども、基本的な経済財政諮問会議の考え方というのは、やはり小さな政府にしていこう、小さくても信頼のできる政府にしていこう、頑張った者が報われて、その意味ではゆとりのある社会にしていこうということでありますから、目指しているところは決してその課税強化等々ではありません。

ちょっと若干、これは私自身の二カ月の経験というところで聞いていただきたいと思いますが、どうしてもこういう改革で議論すると、やはり財政の改革というのは先走るのだと思います。この予算を切れ、この支出を切れ、この課税システムを変えなければいけないのではないかと。恐らくは財務省が一懸念やればやるほどそういう議論になつてしまふんですが、私自身は、二カ月前に就任しましてからかなりそのねじを担当大臣としては巻き戻したつもりであります。それでは、財政のいわゆる金庫番的だと言ふとちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう発想ではなくて、やはり改革によって痛みを越えて本場に豊かな社会をつくれる、伸び伸びと自由に生きられるような社会をつくるということで、そのメッセージをかなり強烈に出したつもりであります。

ただ、いづれにしても、御指摘のような将来不安を取り除くということ、消費振興のためから大変重要だというふうに考えておりますので、やはりその諮問会議の中の年金の部分に書いておりますようなサステナブルなシステムに持つていく努力は、これはどうしても絶対に必要だというふうに思います。

○木俣佳丈君 今回は二十六日が閣議の決定のときだということなので、きょう発表ですから、それ以上大きな修正というものはできないかもしれないけれども、同意いただけると思うんですが、なるべく早急にこうという方向をやはり社会保障の部分もするべきだと思うんですが、なるべく早急に、大臣が大臣でいらしたる間に、どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほど申し上げましたように、これは不十分かもしれませんが、一つのアンブレラであります。このアンブレラのもとにサステナブルなシステムにするためにどのように行っていくべきかということ、私はこれから坂口イニシアチブという形で議論を詰めていただくんだと思います。同じように、例えば公共事業に関しては扇イニシアチブのようなものが出てくると思いますし、現実問題としてこの議論の過程で不良債権処理に関してはニュー・柳澤イニシアチブというふうなものが出てきた、そういうふうに私は理解しております。

そういう中で、それがさらに経済財政諮問会議での議論を通して、御指摘のようにそのアンブレラとイニシアチブが整合的に動いて、国の政策がまさに内閣のリーダーシップのもとで遂行できるというように、これはもう当然担当大臣としては努力しなければいけないと思っています。

○木俣佳丈君 私の大学の先輩でございますので、あんまりなことを言いたくないんですが、

いや、確かにそれはそれぞれの大臣がイニシアチブでやったものを統合していくというのは、坂口先生は大変すばらしい先生だと思えますので、もちろんそういう方向も一つだと思ふんですが、しかしながら経済財政諮問会議というのは、例えばアメリカでいえばOMBとか、ああいうところが全体を統括して、大統領の下で全体を切った張つたやつですね。その役割を、要はやつてくれる人はだれだろうと首をかしげていて、小泉さんがやっぱり竹中さんだと、こういうふうに引張つてきた。ということは、それぞれの大臣

のイニシアチブはそれはいいんですが、それをやっぱ相当にがっつり上げていくところがポイントだと思ふんですよ。

ですから、柳澤さんが云々、いろいろ対決されているようですが、しかし、そんなことではやはりどうもこれは、改革はまさに、何とか、どこかへ行っちゃうのかなという感じがするんですが、やはり冒頭申し上げたような、ちょっと玉碎ばいのかという感じがするんですけども、どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよっと手元にフルテキストを持てていないのでありますが、経済財政諮問会議の今般の骨太の方針の中に「政策プロセスの改革」という一チャプターをあえて設けております。その中に、各省庁のイニシアチブに期待しながら経済財政諮問会議がこの問題についての議論を深めていくということを明確に今回書かせていただいておりますので、まさに今、木俣議員おっしゃったようなイメージを私自身ぜひ実現したいと考えております。

○木俣佳丈君 ぜひ、期待をしておりますので、思う存分やっばりやってくださいよ、本当に。本当に思う存分やっていたらいいと思う。野党ながら本当に期待をしておりますので、ぜひ。

いろいろ税でもあるんですね。特別法人税の話も、これ四十年そのまま回していきますと、この間も局長から話がありました、二割は基金から欠損になっちゃうわけですよ、取られちゃうわけですよ、一・一七三％ですけれども、ですから、こういう悪税が残っていて、財務省は悪税とは言わないだろうけれども、しかし、こういっただけではやはりいっぱいあるので、経済財政諮問会議だけじゃないかもしれないけれども、やはりおんと骨の太いところを、そしてまた安定的な老後の暮らしとかいうのを出さないと消費は伸びないというふうに思っていますので、ぜひ御精励をお願い申し上げます。最後に一言どうぞ。

○国務大臣(竹中平蔵君) 新米大臣でありますけれども、まさにそういうことをやる重要なチャン

スだと思ひまして今のポストを引き受けさせていただきますましたので、全霊を傾けてやりたいと思っております。

○木俣佳丈君 大臣、どうぞ、御用事があるようでございますので。

それでは、一階部分のお話を伺いながら、明確な御答弁はないまでもございますが、三階部分の拠出年金の御質問に移らせていただきます。

先般もずっと一時間半、いろいろ加入者の保護について多く述べさせていただきました、前向きな御答弁をいただいたところでございますけれども、この運用について、元本が確保される運用方法について御質問いたします。

第二十三条で、運営管理機関は少なくとも三つ以上の運用方法を提示して、そのうち一つ以上は元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならぬとしておりますけれども、これは具体的にどのようなものを指すか、お答えください。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘の元本が確保される運用の方法とは、一般的には、預貯金のように金融機関などが常時元本以上の支払いを約束しているものや、国債のように満期時に元本以上の支払いとなるものが考えられますが、確定拠出年金では、加入者保護の観点から、これらの運用商品のうち、金融機関などが破綻しても法律でセーフティーネットがあるものに限定する予定でございます。元本確保商品となる具体的な商品としては、預金保険制度などの法律で保護されている預貯金、国債などを考えております。

○木俣佳丈君 ちよっと具体的にもう一回確認したいんですが、例えば預金とかが代表的なものだと思ひますが、預金または国で保証された国債、それからあとセーフティーネットのあるいろいろな保険商品もございしますが、こういったものも含まれますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 今まで申しましたところは明確に言えるわけでございますが、その余にしましては今後検討してまいりたいと考えております。

ります。

○木俣佳丈君 もう一度、どれについてはですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 預貯金、国債以外のものにつきましては、元本保証商品をどの範囲とするかににつきまして今後さらに検討してまいりたいかと、こう思ひます。

○木俣佳丈君 とにかく、国債においても金利が一・数％で、貯金においては普通預金であれば、あれ何％でしょうか、○何％ですか、というようになことでありまして、やはりこういったものがセーフティーネットのある商品かというのとはわかってまいりませんが、これは前向きに検討されるというところでよろしうございしますね。検討に加えること、それだけでは当然回せませんから、確定拠出になりませんよね、運用の面で。

○政府参考人(辻哲夫君) 具体的には政令で定める予定でございますが、今申しましたようなセーフティーネットがあるものの範囲というのはどのようなものとして検討するかということで、これ以外のものについてもこれから検討いたします。

○木俣佳丈君 また、そのうち一つ以上は元本が確保されるものという条文は、読み方をこれ間違えますと、加入者は必ず一つは元本保証のものを選択しなければならぬという意味にもとれないというふうに判断してよろしうございしますね。

○政府参考人(辻哲夫君) あくまでも加入者の選択でございまして、そこまでは法律が規制しているわけではございません。

○木俣佳丈君 さらに、運営管理機関が加入者に対してしまして元本確保の保証の商品を含めるように推奨するということは許されるんでしょうか、それとも運営管理機関の行為準則に抵触するものとして許されないのか、どちらでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 法案第百条六号におきまして、運営管理機関は加入者に対して特定の運用商品を勧めてはならないと規定しておりますので、これはすべての運用商品について特定のものを勧めることを禁止しているところでございします。したがって、これは元本確保商品も例外ではございせんので、運営管理機関が加入者に対して元本確保商品を選択するように推奨するということも逆に許されません。

ただ、その前提として、元本確保型商品とそうでない商品を明確に区分して説明するなど、運用商品の内容が十分説明されているということはもう当然のこととございします。

○木俣佳丈君 許される、許されない、ちよっと聞き取れなかったんですけれども。

○政府参考人(辻哲夫君) 特定の元本確保型商品を選択するように推奨することは許されません。

○木俣佳丈君 あと、そもそも元本が保証されるというのとは非常に難しいと思ふんですが、預金というお話がありましたので銀行預金を考えます。そうしますと一千万まで、全額保護されるのは来年の三月三十一日までと今政府では予定しております。そうしますと、それ以降というのは元本確保保証型の運用という意味ではなくかと思ふんですけれども、その辺の見解。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のように、銀行の預金などは平成十四年度以降は全額保護にはならず、一千万円とその利息分のみが保護されることとなりますけれども、一つの金融機関において各預金者の預金一千万までとその利息分までは確実に保護されております。したがって、本制度におきましても加入者は複数の金融機関に分散して預金することができまします。したがって、そのような保護の範囲内で分散することはできます。

したがって、個人別管理資産の内容として個人が複数の預金先に自由に預金できることから、運営管理機関は預金保険制度による保護の内容等を加入者に情報提供するよう義務づけるなど、金融機関が破綻することも考慮した上で適切に運用ができるようにいたしたいと考えております。

○木俣佳丈君 今のお話は、そうすると例えば一銀行に二千万預けているところだとどうなります

か。

○政府参考人(辻哲夫君) これは、この制度の対象としてであろうが、仮に来年、平成十四年度以降は、もし破綻すれば一千万円とその利息分のみが保護されるということは、この制度であろうがなからうが一緒でございます。したがって、元本確保されるというのは一千万まで、いわば金融機関を分散されればこれは保証されるので、むしろこれはそのような運用が行われるようにという前提で元本確保型のものであると理解してよろしいかと考えます。

○木俣佳丈君 それでは、確認いたしますけれども、つまり銀行預金の場合、特に来年の三月三十一日以降、つまり平成十四年四月一日以降は一銀行に一千万円まで預けなさい、これが元本保証の意味です、こういうことでよろしゅうございませうか。

○政府参考人(辻哲夫君) これはこの制度であろうがなからうがある状態でございしますので、したがって、これは具体的には運営管理機関が預金保険制度による保護の内容を具体的に情報提供する、要するに一千万以内とその利息分までしか保証されないもので、そのような配慮が加入者の資産保全上必要であるという情報提供を義務づけるという形で担保してまいりたいと考えます。

中では持てますので、そのように一千万以内でやれば幾らでも持てるという意味では、限度はないという意味でございます。

○木俣佳丈君 幾つか分散して、よくわかりました。なかなかこれもかなり民業にあれるところなものですからお答えにいくかと思いますが、よくわかりました。

次に、事業主による一括運用の問題につきまして御質問をしたいと思います。

企業型の運用においては、事業主が個々の従業員の委任を受けてその委任の範囲内で運用を指図することは差し支えないと、このようにされているわけでありませう。これは、個々の従業員の意思を確認した上で、一括運用を希望する従業員の分に限っては事業主が一括して運用指図をすることを認める、こういう意味でよろしゅうございませうか。

事業主の行為準則における禁止行為として、事業主は加入者に対して運用を委任するよう強要または推奨してはならないという規定を省令で定めるということにいたしますと同時に、このことの延長として、これは忠実義務の一つの形でございませうけれども、これに違反した場合は受託者責任違反になるということでございませう。

したがって、暗黙の圧力のもとに委任を受けてその加入者みずからの意思を無視するようなことがあれば、これは忠実義務違反でございまして、行政処分、罰則とつながっていくような形になっております。

○木俣佳丈君 その際に、例えば一度は委任して一括で運用をする、これが基本的な姿勢だと思いたすけれども、一度委任した従業員も、やはりちょっとこの委任を撤回したいというような場合に、すべきではないかという、こういう意見もあるんですが、どうでしょうか。

被保険者の話が書いてございますが、加入できない方として公務員の方々がいらっしゃるわけでございますが、この理由を伺えないか。

と申しますのは、平成十一年七月のいわゆる四省案、四省のいろいろ提言をまとめたものについて、これを読みますと、公務員については、個人の拠出は企業の従業員と同様に認められるべきだと、このようにされておまして、それからしますと個人型には問題なく入れるものではないかというところではなかったかと思うんですが、これが撤回された理由というものは何かございませうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 公務員の扱いにつきましては、企業型年金を実施することにつきましては四省案の段階では案の本身では含まれておらず、引き続き検討事項とされておりました。そして検討いたしましたわけでございますが、やはりこれは公務員制度の一環となると公務員の福利ということになりましたので、それにつきましては民間における企業年金の普及の程度等を見きわめるべきだ、やはり民間準拠を基本として福利を考えるべきだということで検討事項となったものでございませう。

○木俣佳丈君 そんなに銀行を守らなくていいと思うんですが。

いいわけですね。つまり、一千万まで預託して運用させるならこれは元本保証のものであって、それ以上になった場合にはやはり守られないというわけだから元本保証とは言えないということではないですか。イエスカノーカだけ。

○政府参考人(辻哲夫君) ある意味ではノーで、ある意味ではイエスでございます。

と申しますのは、一つの金融機関だけしか預貯金をできない場合であれば、これは一千万を超えらるものは保全されない可能性がありますので、これは元本保証と言えませんが、申しましたように、この制度は幾つでも口座を個人別管理資産の

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のようなことを担保いたしますために、資産の運用は加入者みずからが判断するという法の趣旨を徹底するため、

○木俣佳丈君 次の質問でございますけれども、個々の従業員の委任というものは、これを認める場合には、この委任というのは従業員が自発的、任意的に行われることが当然ながらこれは必要だと思えます。これは当然だと思えます。

そこで、企業の中でこの自発性、任意性が損なわれて、ある種の暗黙の圧力というんでしょいか、圧力のもとで委任が行われるようなことがあつてはならないと思うんですが、これはどうでしょうかと申すならば、それはそうだと申されるので、どのようにそれを回避いたしますでしょうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 加入者が事業主に運用を委託している場合も含めまして、加入者がいかなる方法で運用いたしておりまして、事業主は法案二十二条の資産運用のあり方に関する情報提供を行う必要がございませう。

○木俣佳丈君 次に、いろいろあるのございませうが、加入者につきまして少しお尋ねをしたいと思いますが、今回も附帯決議の中で第三号

○木俣佳丈君 公務員の加入問題についてはいろいろな検討が必要ではないかともちろん思うわけでございますけれども、しかしやはり公務員の皆さんの中でも拠出年金、これは非常にいいじゃないかということで加入されたい方もかなり多いと思っております。

と申しますのは、特に若年層というのか、四十代以内の方々が拠出年金の方が受給のカーブで見ますとかなり確定給付を上回るところに入っておりますので、私どもはまさにその最たる者なんではないかと思っております。

で、これは早急にどうのようにするべきか、これは大臣ぜひお答えいただきたいんですが、御検討を前向きにいただきますようお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 公務員の場合には、それ

ではその掛金はどうかというふうな問題もあると思います。本人が出すのかそうでないのかというふうな問題もあると思いますし……

○木俣佳文君 個人型ですか。

○国務大臣(坂口力君) 個人型の問題につきましましては、それだけの需要と申しますか、皆さん方の御要望があるということになれば、それは今後の検討課題になると思います。

○木俣佳文君 次に、専業主婦、いわゆる第三号被保険者、サラリーマンの妻というか、夫の場合もあるかもしれませんが、サラリーマンの配偶者を持つ者の場合などでございますけれども、この方々が加入可能とされていただければ、今回加入は認められないわけでございますね。間違いないですか。ちょっとお答えください。

○政府参考人(辻哲夫君) 今回は加入が認められておりません。

○木俣佳文君 この理由は何かでございますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 相当今回の提出過程で議論がなされました。そもそも税制上の優遇措置を拠出に對して行うということこの制度は一体のものになっているわけでございますが、やはり税制上の対象となる所得というものが無いということが基本的な理由でございます。

したがって位置づけられないということでございますが、そもそも公的年金制度における位置づけとして、第三号被保険者につきましては所得がないということで負担しなくていいのかというものと議論が行われておりまして、そのような議論における女性と年金の問題の一環として今後検討すべきであるとされたものでございます。

○木俣佳文君 これは、今の局長のお答えではちょっと不満がありまして、というのは、例えば学生は今個人型に加入できますか。

○政府参考人(辻哲夫君) 学生も国民年金の一号被保険者であり、かつ保険料納付を行っているときには加入はできます。個人型に加入できます。

○木俣佳文君 できますね。

そうしますと、学生さんでももちろん所得のある方もある、ない方もある、基本的にはない方が多い。課税の最低限以下の、源泉も最後に申告をしますと返ってくる方が多い。

こういうことで考えますと、同じ所得がない方で、学生だと要は一號被保険者ですから入れて、同じような所得がなくても主婦というか要するにサラリーマンの配偶者だと入れない。これは非常に不公平だと思いますけれども、大臣か副大臣、何かちょっとお答えを。じゃ、局長の後で。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、事務的な、なぜ理屈の上でこういう整理になったかということ、恐れ入りますが私の方から説明させていただきたいと思ひます。

それで、第三号被保険者が今の制度で負担しなくてよいということになっておりますのは、この第三号被保険者が導入されます前、昭和六十一年の改正でございますが、夫の、いわば保険料を納めて夫が受けられる年金の中に妻の部分が入っておったということ、妻を、いわば被扶養の妻も国民年金の強制適用にいたしまして、いわば夫の中に入っていたものを強制適用して取り出していくという形で基礎年金ができました。したがって、夫の負担の中に妻の負担が入っておるということ、負担と給付がいわば夫の保険料負担を通してから密接に連動している。

一方、学生は、これはあくまでも学生として加入して、いわば独立した主体として負担をして年金をもらうという関係でございますので、そこは直ちに同様には言えないというふうに考えております。

○国務大臣(坂口力君) この問題はやはり年金の根幹にかかわってまいります。いわゆる個人単位にするのか世帯単位にするのかという問題と大きく関係するということに思ひます。

私は、将来はやはり年金は個人単位にしていかなければならないという意見の一人でございますが、今後、議論をしていただく中でこの問題も検討をしていきたいというふうに思ひます。

○木俣佳文君 先ほど局長の理由というのが、

税制優遇にあつて所得がないということが第一だということなんですよ。ですから、そうすると理由が、学生も所得がないとすればこれは不平等になるということだと思ひるので、やはりこれは早急な改善をしていただきたいと強く要望いたします。

次に、企業型においての差別的扱いという、私流の言い方かもしれませんが、差別的取り扱いの禁止ということでございます。

第九条の二項で「年金規約で一定の資格を定めるときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としなす」とされているということなんです。つまり、従業員の中で特定グループだけ拠出年金の加入の権利がありということだと思ひますが、逆に言うと特定グループだけを加入させないということにもこれは当然なるわけでありまして、これは裏返しだと思います。

これについて、第四条では特定の者について不当に差別をしないものだ、こういうふうになされておりました、どうもこの九条の二項と四條が相反するのではないかと私は思ひますが、これはどんなふうに思ひますか。

○政府参考人(辻哲夫君) この両者の関係でございますが、まず労使合意によりまして契約で一定の資格を定めて、その資格を有しない者については加入者としなすことができる。

これは、特定の職種といったことで、例えば典型的には研究職などが考えられると思ひますが、非常に職種を転々とするという前提の方がむしろ一般だという場合には、その方については確定拠出年金の方がいいんじゃないか、しかしそれ以外の方ににつきましては確定給付型の方がいいんじゃないかと。こういった場合でございますが、そのような合理的な理由がなくして不当に差別的な取り扱いのあるときはこれはいけないという関係でございます。その場合の一定の場合というものは、私ども、合理的な場合とはどんな場合かということは今後典型的な例を示してま

いりたいと思ひます。

○木俣佳文君 ということは、今挙げました九条二項と四條の反する問題でございますけれども、特に四條で差別的な扱いをしないことと、不当にと書いてありますね、「不当に差別的なものでないこと」と。

この差別的ということ、特に今の職業の多様化というか、今言われた研究職と一般職と何職というだけじゃなくて、かなり多様化していると考えたときに、一つのガイドラインのようなもの、こういったときには差別的になるんだということを明確に別途つくられるということよろしゅうございませうか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のように、非常に大切なことでありますので、通達でガイドラインを示したいと思ひます。

○木俣佳文君 非常に重要なポイントだと思いますので、こはひとつ早急にモデルを、ガイドラインをつくっていただいて、通達を出していただきますようにお願い申し上げます。

次に、サラリーマンの個人型加入の問題でございます。

厚生年金基金を実施している企業がさらにこの拠出年金を導入する場合において発生するのではないかな、発生する可能性がある問題について伺いたいと思ひます。すなわち、そのような企業が年金の規約で特定の従業員グループについて確定拠出年金には加入できないものとするのが考えられる。今の質問のようなことでございませう。この場合に、確定拠出年金に入れなくなった従業員というのは個人型の年金には加入できるんじゃないか。

○政府参考人(辻哲夫君) まず、個人型への従業員本人の拠出は、確定給付型の企業年金や確定拠出型の企業型のいずれも事業主が実施しない場合、その従業員にみずからの拠出を認めなければ年金制度の三階部分を全く利用できないこととなるので、公平の観点から、こうしたものに限って加入者個人の拠出を事業主の拠出とみなして加入

の道を開いたものでございます。

○このような個人型年金では、三階部分について事業主が拠出しない企業は、従業員を対象としておりまして、既に厚生年金基金に加入している従業員については、三階部分に事業主が拠出して、ことから個人型には加入できないものになります。

○木俣佳丈君 加入はできないわけでございますね。

○そうした場合に、やはり先ほどのガイドラインというところもございまして、同一社内では結局かなりの格差、極端に言うところ従業員と役員という感じにつながると思われるので、こういうものについて大臣はどのように感じにされますか。

○副大臣(柳屋敬悟君) 年金規約で一定の従業員グループが確定拠出年金に加入できない、今そういう話があったわけですが、これはどう考えるかということでありますが、御指摘のような場合が生じるのは、確定拠出年金に加入する者としない者との間の取り扱いの違いについて不当差別に当たらないという合理的な理由があることが前提となるものであります。不当差別に当たる場合には、そのような規約は承認をしないというふうに考えております。

○いずれにいたしましても、確定拠出年金の実施はその企業の労働条件にかかわるものでありまして、仮に一定の従業員グループを確定拠出年金に加入できないこととする場合においても、労使でこれは十分協議をした上で決定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○木俣佳丈君 次に、個人型年金の加入者について伺いたいと思います。

第六十二条の第一項第二号というので、サラリーマンで個人型年金に加入できる者というのを「六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入者その他政令で定める者を除く)」、こう書いてありますけれども、この「その他政令で定める者」というのはどう

いう方なのか、お答えください。

○政府参考人(辻哲夫君) 個人型年金は、年金制度の三階部分について事業主が何らかの拠出しない企業に加入する従業員に適用すると、先ほど申したとおりでございます。したがって、事業主が拠出していないものとして「その他政令で定める者」というのは、適格退職年金などがこれに該当するものと考えております。

○木俣佳丈君 いずれにしても、この制度の売り文句のポータビリティ、つまり要は連れていくという、持ち運びが便利ということなのでございまして、やはり多くの、中に公務員それから専業主婦、三号被保険者ですね、こういった方々が外れているというのはいささか、こういって方々ではないかな、ちょっと心配しておりますのでつけ加えていただきたいと思います。

○さらに、これは社会保障制度審議会でも指摘をされておるわけですが、現行の退職金や企業年金の水準というものを踏まえて拠出の限度額が少な過ぎるのではないかと、こういう批判が聞かれるわけでございます。特に、最も私的年金の必要は、会社が三階部分を持っていない個人型に加入する中小企業の従業員ということではないか、こういう方々にとつて著しく低いと、こういうような審議会での指摘があるわけでございますが、この限度額が低いという問題をどのようにお考えになるか、お答えいただけますか。

○国務大臣(坂口力君) これも今後いろいろと考えていかなきゃならない問題でございますが、今の例え国民年金の、国民年金にもこの二階建ての部分というのをつけたわけでございますが、最初つくり出したときにはもう少し少しやはい入りをいだけたのではないかと、むしろ二階部分にお入りいただく皆さんというのはいささか、お入りいただくにしましても、そんなに高い額でなかったというふうなことも参考にとつたものではな

いからひとつ今後の推移を見まして、そして皆さん方の、もう少しこれは上げてほしい、上がった方がいいというふうな声が多いようございまして、それは今後検討をしていかなければならない問題だと思っております。

○木俣佳丈君 この問題についても、特に大企業と中小企業の格差という問題がございますので、今、大臣御答弁されましたように、しっかりと検討をいただきたいとお願ひ申し上げます。

最後の質問になりますけれども、ハイブリッド型、混合型の年金でございます。

アメリカでは、この確定拠出型と給付型、D型、DB型両方の混合をして、給付のところである程度持つていき拠出のところで調整をしていくような、個人別に管理した上で保証を設けるような、キャッシュバランスとかいろいろな何かパターンがあるわけでございまして、こういうタイプのものがあるわけですが、本法案のものでこういったいわゆるハイブリッド型、給付型と拠出型の混合型、これは導入することは可能ですか。

○政府参考人(辻哲夫君) 御指摘のキャッシュバランスプランと言われているようなハイブリッド型についてはございまして。

キャッシュバランスプランとは、個人ごとの年金原資、例えば各時期における給与の総額の一定割合、これに対して一定の利回り、例えば十年国債の利回りといったようにそれを企業が約束しまして、そして支給開始のときに、その年金原資のもとで約束した利回りで回した額に相当する額を保証する、約束するという企業年金でございます。

このタイプは、利回りにつきまして企業が保証するということから、むしろ確定給付の分野に該当いたしますので、さきに御審議いただきました確定給付企業年金法において給付設計の一つとして導入できるようにしているところでございます。

○木俣佳丈君 最後に申し上げますけれども、この手数料等々、恐らく競争でかなり下がるのではない

かと言われておりますが、米国でもたしか一・五%ぐらいですかという数字をちょっと頭に、先ほどは六%とか何かお話をありました。一・五%というふうな手数料になるとまさに目減りしていくというふうな話になりますので、そのあたりも含めて、選択肢が本当にふえるような企業年金、三階にしたいいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(中島眞人君) 他に御発言もないようです。から、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上美代君 私は、日本共産党を代表し、確定拠出年金法案に対する反対討論を行います。

まず、法案の内容に入る前に、当委員会での審議が極めて短時間で拙速なものとなったことに抗議の意思を表明いたします。国民の老後保障に関する重要法案である本法案は、多方面の専門的な知見を踏まえた慎重な審議が必要であつたにもかかわらず、審議時間も短く、参考人質疑も行いませんでした。国会審議の形骸化であり、参議院の存在意義の否定にもつながりかねません。

反対理由の第一は、確定拠出年金制度は、老後保障をリスクマネーにゆだねるものであり、将来不安の高まりに一層拍車をかけるものだからです。

確定拠出年金は、企業の運用責任、積立責任はなく、資産運用の責任を個人にゆだねるものです。運用の失敗はすべて個人がかぶらなければなりません。現在、悪質な金融機関、金融商品による被害が後を絶たず、個人投資家への情報の開示もおくれています。資金の管理、運用に莫大なコストがかかり、加入者への負担となることも問題です。

その一方、政府は、厚生年金の給付大幅カットなど、老後保障の根幹をなす公的年金を大改悪し、国民の信頼を地に落としました。自己責任の名のもとに、社会保障への国の責任を放棄する

ことは到底許されるものではありません。

反対理由の第二は、リストラのあらしが吹き荒れる状況の中でこの確定拠出年金制度が導入されれば、企業のコストダウンの手段となり、労働者に痛みを押しつけるものとなるからです。本法案の成立を、労働組合のナショナルセンターが反対する一方、財界団体が懸命に推進している事実により、一体この法案がだれのためのものなのかはつきりあらわれております。

現在、確定給付型の企業年金である厚生年金基金と適格退職年金の解散、給付の削減が急増し、労働者の年金受給権が踏みこじられております。また、退職金制度も、ポイント制、前払い制の導入など、総額圧縮の攻撃にさらされております。このような状況下で企業年金、退職金の資金を移換できる確定拠出年金が導入されれば、堰を切ったように確定拠出への移行が進むことは火を見るよりも明らかです。確定給付から確定拠出への移行は労働条件の根本的な改悪であり、老後保障の不安定化にはなりません。少なくとも、アメリカのように過去の勤務期間分に係る給付は切り下げを禁じて受給権を守り、確定拠出年金への移行も禁ずるべきであります。

最後に、日本共産党は、国民に痛みを押しつける小泉構造改革路線に正面から対決し、社会保障の連続改悪を許さず、老後保障の抜本的改善による将来不安の解消、そして個人消費の回復による経済の再生を目指す決意を表明し、反対討論いたします。

○委員長(中島眞人君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

確定拠出年金法案に賛成の方の挙手を願います。これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中島眞人君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められております。

ので、これを許します。柳田君。

○柳田君 私は、ただいま可決されました確定拠出年金法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護国連合及び二院クラブ・自由連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

確定拠出年金法案に対する附帯決議(案) 政府は、確定拠出年金が自己選択と自己責任に基づく初めての年金制度であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、確定拠出年金の実施に当たっては、本制度に対する国民の理解が深まるよう十分な周知を行うなど、円滑な実施を図るために必要な環境整備に努めること。

二、企業型年金規約の承認に当たっては、法律や政令で定める基準に合致していること及び労使合意が適正になされていることの確認を的確に行うこと。

三、確定給付型の企業年金等から確定拠出年金への移行に当たっては、労使合意が適正になされていること、並びに従前の確定給付型の企業年金及び移行時における権利の保護が十分なされていることの確認を的確に行うこと。

四、事業主等が加入者等に対して行う資産運用に関する情報提供については、提供されるべき情報及び提供に際しての禁止行為に係る基準を示し、加入者等が適切な理解のもとに資産運用を行うことができるようにすること。

五、受託者責任については、その理念・内容が事業主、運営管理機関など関係者に十分に周知され定着するよう努めること。特に、金融機関が運営管理機関を兼ねる場合は、加入者等のために忠実な業務の遂行が確保されるよう適切な指導を行うこと。

六、事業主、国民年金基金連合会や運営管理機関が確定拠出年金の実施に関し業務上取り扱

う個人情報については、その適正な保管・使用に万全を期すよう指導を行うこと。

七、管理手数料については、加入者等の利益が図られるよう、運営管理機関の幅広い参入とその競争を基本に、サービスに応じた適正な水準となるように配慮すること。また、手数料についての情報が、加入者等に適切に提供されるようにすること。

八、確定拠出年金の拠出限度額など拠出の在り方については、制度の実施状況などを踏まえ、今後とも検討すること。

九、国民年金第三号被保険者の取扱いについては、公的年金制度における取扱いとのバランスや本制度の導入の目的及び公平性の観点から、引き続き検討を行うこと。

十、年金に対する課税の在り方については、各制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

十一、国民が年金資産を運用するに当たっては、金融・証券市場の信頼と安心が確立されていることが必要であることにかんがみ、市場の公正性・透明性を高めるための改革を進めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(中島眞人君) 多数と認めます。よって、柳田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたします。

ありがとうございます。

○委員長(中島眞人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中島眞人君) 次に、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公的年金制度の一元化につきましては、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し、公的年金制度の安定化と公平化を図るため、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することが必要であります。

この法律案は、こうした状況を踏まえ、公的年金制度の一元化の一環として、農林漁業団体職員共済組合の年金給付等を厚生年金保険へ統合するとともに、当該共済組合の組合員であった期間を有する者に対する規定を整備する等所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合法等を廃止し、旧農林共済組合の組合員を厚生年金保険の適

用対象とするともに、旧農林共済組合の年金給付等のうち厚生年金相当部分については、厚生年金保険から支給することとしております。

また、厚生年金相当部分の年金給付に要する費用に充てるため、旧農林共済組合は、厚生年金保険の管掌たる政府に対して当該費用に係る積立金に相当する額を納付するとともに、農林漁業団体の事業所等に係る被保険者については、特例保険料率を設定することとしております。

第二に、旧農林共済組合の年金給付等のうち、旧農林共済組合員期間に係る職域年金相当部分について、統合後もなお経過的に存続する農林共済組合が支給することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十四年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中島眞人君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十七分散会

六月二十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案

(農林漁業団体職員共済組合法等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)

三 昭和六十二年及び昭和六十三年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十二年法律第七十三号)

(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

附則第四条の六を削る。

附則第十七条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。)の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額額については、第一項及び第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

附則第十八条第一項及び第二十三条の二中、農林漁業団体職員共済組合」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 廃止前農林共済法 第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十四号)以下「平成十二年農林共済改正法」という。第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう)をいう。

二 旧農林共済法 平成十二年農林共済改正法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。

三 廃止前昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七十七号)をいう。

四 昭和六十年農林共済改正法 平成十二年農林共済改正法第五条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七十七号)をいう。

五 旧制度農林共済法 昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。

六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)をいう。

七 旧農林共済組合員期間 廃止前農林共済法第一条第一項に規定する農林漁業団体職員共済組合(以下「旧農林共済組合」という。)の組合員であった者の当該組合員であった期間(旧農林共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間を含む)をいう。

2 この条から附則第四十六号までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 退職共済年金 旧農林共済法による退職共済年金(附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による退職共済年金を含む)をいう。

二 障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ旧農林共済法による障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

三 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それぞれば旧制度農林共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。

第三条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十八条第一項及び第二項、第三十八条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の月分として支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金たる保険給付については、なお従前の例による。

(厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置)

第四条 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧農林共済組合の組合員であった者であつて、施行日において農林漁業団体等(廃止前農林共済法第一条第一項各号に掲げる法律若しくは法律の規定に基づき設立された法人(同条第二項の規定により同条第一項各号に掲げる法律に基づいて設立された法人とみなされたものを含む)又は旧農林共済組合をいう。以下同じ。)のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの(施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く)は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

(厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例)

第五条 前条の規定により厚生年金保険の被保険

者の資格を取得した者であつて平成十四年四月に当該被保険者の資格を喪失したもののついで、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置)

第六条 旧農林共済組合員期間は、厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一 旧農林共済法附則第十八条の二の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の算定の基礎となつた期間

二 旧制度農林共済法第三十八条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の算定の基礎となつた期間

三 昭和六十年農林共済改正法附則第五十三条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の算定の基礎となつた期間

四 その他前三号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

第七条 旧農林共済組合員期間を有する者について、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第五項第四号の二及び第七号の二の規定を適用する場合においては、これらの規定中「第二項各号(第一号を除く。)に掲げる期間」とあるのは、

「第二項第二号から第四号までに掲げる期間及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間」とする。

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置)

第八条 旧農林共済組合員期間(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第百六条第二項の規定により当該旧農林共済組合員期間とみなされた期間(第三項、附則第十六条第八項及び第三十条第一項に

おいて「沖縄農林共済通算期間」という。)を除く。次項において同じ。)の各月の旧農林共済法による標準給与の月額を、それぞれ当該各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、昭和六十一年四月一日以前の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日以前の期間を除く。)における各月の旧農林共済法による標準給与の月額(その月が附則別表第一の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を平均した額(その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円)を、昭和六十一年四月一日以前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

3 附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた沖縄農林共済通算期間を有する者に支給する厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を算定する場合においては、当該沖縄農林共済通算期間は、平均標準報酬月額の算定の基礎としない。

(旧農林共済組合による従前の処分等)

第九条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

一 附則第十五条若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法の規定若しくはこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、若しくは改正されたその他の法律の規定又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

二 旧農林共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

三 旧制度農林共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処

分とみなされた同項各号に掲げる処分について

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六十六号)第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合に、同条第一号中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務局長がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第九条第一項の規定により地方社会保険事務局長又は社会保険事務局長がしたものとみなされた」と、「その地方社会保険事務局又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方社会保険事務局」とする。

(老齢厚生年金等の額の算定の特例)

第十条 施行日の前日において退職共済年金又は退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(以下この項から第三項までにおいて「退職共済年金等」という。)の受給権を有していた者(通算退職年金の受給権を有していた者にあつては、同日において厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る。第三項において同じ。)に支給する同法による老齢厚生年金の額については、当該退職共済年金等の額の算定の基礎となつた旧農林共済組合員期間(退職共済年金の受給権を有する者にあつては、当該旧農林共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「継続厚生年金期間」という。)

を含む。)は、算定の基礎としない。

2 施行日の前日において退職共済年金等の受給権を有していた者に支給する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金(第四項において「旧厚生年金保険法による老齢年金等」という。)の額については、当該退職共済年金等の額の算定の基礎となつた旧農林共済組合員期間は、算定の基礎としない。

3 施行日の前日において次の各号のいずれかに該当した者(退職共済年金等の受給権を有していた者を除く。)に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、旧農林共済組合員期間は、算定の基礎としない。ただし、第一号に該当した者にあつては、施行日から六十日以内に旧農林共済組合員期間を同法による老齢厚生年金の額の算定の基礎とすることを希望する旨を社会保険庁長官に申し出たときは、この限りでない。

一 旧農林共済法附則第十三条第二項に規定する者(次号に掲げる者を除く。)

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者

4 旧農林共済組合員期間を有する者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十一条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者

を含む。)は、算定の基礎としない。

2 施行日の前日において退職共済年金等の受給権を有していた者に支給する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金(第四項において「旧厚生年金保険法による老齢年金等」という。)の額については、当該退職共済年金等の額の算定の基礎となつた旧農林共済組合員期間は、算定の基礎としない。

3 施行日の前日において次の各号のいずれかに該当した者(退職共済年金等の受給権を有していた者を除く。)に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、旧農林共済組合員期間は、算定の基礎としない。ただし、第一号に該当した者にあつては、施行日から六十日以内に旧農林共済組合員期間を同法による老齢厚生年金の額の算定の基礎とすることを希望する旨を社会保険庁長官に申し出たときは、この限りでない。

一 旧農林共済法附則第十三条第二項に規定する者(次号に掲げる者を除く。)

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者

4 旧農林共済組合員期間を有する者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十一条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に旧農林共済法又は旧制度農林共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者

(施行日において当該給付の受給権を有する者及び当該給付の支給事由となつた傷病について農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一号。附則第十六条第四項において「平成六年農林共済改正法」という。))附則第七條第一項又は第二項の規定により支給される障害共済年金の受給権を有する者を除く。が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級(以下この項において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定にかかわらず、その請求した者に同項の障害厚生年金を支給する。

第十二條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害(旧農林共済組合員期間中の傷病による障害に限る。)について厚生年金保険法第四十七條から第四十七條の三まで及び第五十五條の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族厚生年金の支給要件の特例)

第十三條 附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付(死亡を支給事由とするものを除く。)の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 前項の政令で定める者(平成二十四年四月一

日前に死亡した者に限る。)の死亡について厚生年金保険法第五十九條第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の二級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあること」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第五十九條第一項に規定する遺族である夫、父母又は祖父母の有する同法による遺族厚生年金の受給権は、これらの者の障害の状態が同法第四十七條第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当しなくなつたときは、消滅する。ただし、これらの者が当該遺族厚生年金の受給権を取得した当時五十五歳以上であつたときを除く。

4 第二項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第五十九條第一項に規定する遺族である夫、父母又は祖父母が同法による遺族厚生年金の受給権を取得した当時から引き続き同法第四十七條第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある間は、これらの者については、同法第六十五條の二の規定は、適用しない。

(厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例)

第十四條 附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用は、厚生年金保険法第八十一條第四項の規定の適用については、保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九條第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用とみなす。

(廃止前農林共済法による退職共済年金の支給)

第十五條 旧農林共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、廃止前農林共済法中退職共済年金の支給要件に關する規定及び退職共済年金の支給要件に關する規定であつてこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前支給要件規定」という。)は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、廃止前支給要件規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において旧農林共済法附則第七條又は第十三條の規定による退職共済年金の受給権を有していた者

二 施行日の前日において厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権を有していた者(前号に掲げる者を除く。)

三 施行日の前日において附則第十條第三項第一号に掲げる者であつて施行日以後同項ただし書の規定による社会保険庁長官への申出をしないもの(前二号に掲げる者を除く。)

(移行年金給付)

第十六條 旧農林共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。以下この項において「給付」という。)については、第四項、第八項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に關する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。

この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第五項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十四項の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に關する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法

附則の規定及びこの法律によつて廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。)は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。

4 第一項に規定する年金である給付(以下「移行農林共済年金」という。)については、廃止前農林共済法第三十七條第一項第二号、第四十二條第一項第二号、第二項第二号及び第四項、第四十五條第二項ただし書、第四十五條の三第一項及び第二項、第四十五條の四、第四十五條の六、第四十七條第一項第一号及び第二号、第二項第二号並びに第三項、第五十二條の二、附則第九條第二項第三号(廃止前農林共済法附則第九條の二第一項及び第三項、第十二條の二第二項、第十二條の三第二項及び第四項並びに第十三條第三項並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十條第一項においてその例によるものとされた場合を含む。)並びに附則第十八條、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第十四條第二項、第十七條第二項から第四項まで、第十八條及び第二十八條並びに平成六年農林共済改正法附則第六條の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、適用しない。

5 第二項の規定による年金である給付(以下「移行農林年金」という。)については、次の表の上欄に掲げる廃止前昭和六十年農林共済改正法の規定(同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用する。)

第七條 厚生労働委員会會議録第十八号 平成十三年六月二十一日【参議院】

附則第三十條 第一項		合算額	合算額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十條 第二項		政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十四 條第一項		相当する額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十四 條第一項		月数を乗じて得た額	月数を乗じて得た額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十五 條第一項		相当する額に平均標準給与の年額の百分の九・五（同欄の一級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。）を加算した額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十五 條第二項		百分の七十五に相当する額	百分の七十五に相当する額に百十分の百を乗じて得た額（当該障害年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の障害に關し労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害年金又は傷病年金を受けている場合にあつては、政令で定める額）
附則第三十五 條第三項		政令で定める額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十八 條第一号		「遺族年金基礎額」という。）	「遺族年金基礎額」という。）から平均標準給与の年額の百分の十九に相当する額を控除した額
附則第三十八 條第二号		加算した額	加算した額に百十分の百を乗じて得た額
附則第三十八 條第二号		相当する額	相当する額（当該遺族年金の受給権者が平成十四年三月三十一日において同一の事由に關し労働者災害補償保険法の規定による遺族年金を受けている場合（以下この条において「労災遺族年金受給の場合」という。）にあつて

附則第三十八 條第三号	加算した額	は、政令で定める額）
附則第三十八 條第四号	相当する額	加算した額）に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）
附則第四十條	政令で定める額	相当する額に百十分の百を乗じて得た額（労災遺族年金受給の場合にあつては、政令で定める額）
	百分の六十八・〇七五に相当する額	政令で定める額に百十分の百を乗じて得た額

6 移行農林年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧制度農林共済法第四十三條及び第四十九條の二並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第七條、第三十條第三項、第三十一條第二項、第三十五條第四項、第四十三條、第四十五條第三項、第四十六條、第四十八條第三項、第四十九條第二項及び第三項並びに第五十條第二項及び第三項廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十一條第一項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。

7 前項に規定するもののほか、移行農林年金のうち障害年金については、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十九條第一項の規定（同項の規定に基づく命令の規定を含む。）は、適用しない。

8 移行農林共済年金に係る廃止前農林共済法による平均標準給与月額、廃止前農林共済法第二十一條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間（昭和三十四年一月一日前の期間及び沖繩農林共済通算期間を除く。以下この項及び次項において同じ。）の月数で除して得た額とする。

一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合算額

二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、厚生年金保険法附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額

9 前項の平均標準給与月額を算定する場合においては、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額（その月が附則別表第一の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額）を平均した額（その額が四十七万円を超えるときは、四十七万円）を、昭和六十一年四月一日前の旧農林共済組合員期間における各月の標準給与の月額とみなす。

10 移行農林共済年金のうち退職共済年金（平成十五年四月一日以後の継続厚生年金期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及びその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

11 厚生年金保険法第三十四條の規定は、移行農林共済年金及び移行農林年金について準用する。

12 移行農林共済年金及び移行農林年金に關し、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）又は同法第五條第一項各号に掲げる法律の支給の

停止に関する規定、資料の提供に関する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の技術的読替えは、政令で定める。

13 移行農林共済年金及び移行農林年金は、厚生年金保険法第七十七条、第九十二条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第九十八条の二の規定の適用についてはこれらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第七十八條、第九十条第一項及び第四項、第九十二条第一項並びに第九十条第一項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する保険給付とみなす。

14 移行農林共済年金及び移行農林年金を受ける権利を有する者は、厚生年金保険法第七十八条、第九十五条、第九十六条第一項、第九十八条第三項及び第四項並びに第九十条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。

(退職年金等の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した場合の取扱ひ)

第十七条 前条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法(以下単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。)附則第十七条第一項の規定は、移行農林年金のうち通算退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金(旧農林共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の受給権を取得した場合について準用する。

2 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、移行農林年金のうち退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後、厚生年金保険法による老齢厚生年金(旧農林共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。)の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、廃止前昭和六十年農林

共済改正法附則第五十条第一項中「退職した」とあるのは、「老齢厚生年金の受給権を取得した」と読み替へるものとする。

(障害基礎年金の支給要件の特例)

第十八条 国民年金法第三十条の二第一項の規定による障害基礎年金と同一の支給事由に基づく移行農林共済年金のうち附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法附則第二十五条第一項及び第二項、第二十九条第三項及び第四項、第三十二条第一項及び第二項並びに第六十二条から第六十四条までを除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。)第三十九条又は第四十条の規定による障害共済年金について廃止前農林共済法第四十四条の規定によりその額が改定されたときは、そのときに国民年金法第三十条の二第一項の請求があつたものとみなす。

(保険料率の特例)

第十九条 農林漁業団体等の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六十一条又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の次の各号に掲げる月分の同法による保険料率については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 施行日の属する月から平成十五年三月まで厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率に千分の二十一・四を加算した率とする。

二 平成十五年四月から平成十六年九月まで国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)第六条の規定による改正後の厚生年金保険法(次号において「改正後厚生年金保険法」という。)第八十一条第五項に規定する保険料率に千分の十六・四を加算した率とする。

三 平成十六年十月から平成二十年九月まで改正後厚生年金保険法第八十一条第五項に規定する保険料率に千分の七・七を加算した率とする。

とする。

(存続組合の納付金)

第二十条 附則第二十五条第三項に規定する存続組合は、政令で定めるところにより、附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に要する費用及び附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用(当該旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする部分の額に限る。)に係る積立金に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を厚生年金保険の管掌者たる政府に納付するものとする。

(旧農林共済組合の平成十三年以前基礎年金拠出金等に関する経過措置)

第二十一条 旧農林共済組合の平成十三年以前年度の国民年金法第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(附則第五十三条において単に「基礎年金拠出金」という。)及び昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用については、なお従前の例による。

2 旧農林共済組合の平成十三年以前年度の厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金については、なお従前の例による。

(旧農林共済組合の平成十三年度に係る決算等に関する経過措置)

第二十二条 旧農林共済組合の平成十三年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(旧農林共済組合の組合員の資格に関する経過措置)

第二十三条 施行日の前日において旧農林共済組合の組合員であつた者(同日において旧農林共済法第十五条第二項第二号に規定する退職した者又は死亡をした者を除く)は、同日に退職を

したものとみなす。この場合において、当該退職については、旧農林共済法第三十七条第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者のうち施行日の前日に七十歳以上である者については、同項後段の規定にかかわらず、旧農林共済組合員期間を算定の基礎として、退職共済年金の額を改定する。

(未支給給付に関する経過措置)

第二十四条 旧農林共済組合が施行日前に支給すべきであつた旧農林共済法及び旧制度農林共済法による年金である給付であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2 旧農林共済組合が施行日前に支給すべきであつた旧農林共済法及び旧制度農林共済法による一時金である給付であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

3 前二項の規定による給付は、次条第三項に規定する存続組合が支給する。

(存続組合の業務等)

第二十五条 旧農林共済組合は、第三項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、廃止前農林共済法附則第二条の規定により設立された農林漁業団体職員共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、廃止前農林共済法第二条、第三条、第四条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第九号まで並びに第二項、第五号、第六号、第十号、第七十一条、第六十三号から第七十四号まで、第七十六条第一項並びに第七十八条の二の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二條	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第二十五条第一項の規定によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合
第四條第一項 第四號	理事の定数、役員選挙の方法その他役員	役員
第四條第一項 第七號	掛金及び特別掛金	平成十三年統合法附則第五十七条第一項に規定する特例業務負担金(以下単に「特例業務負担金」という。)
第六十三條第一項	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八條の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に関する決定、特例業務負担金その他平成十三年統合法の規定による徴収金の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条に規定する処分
第六十三條第三項及び第六十五條第二項	組合員	農林漁業団体等の職員
第六十六條第一項	組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金若しくは特別掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八條の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査	平成十三年統合法附則第二十五条第三項第一号から第三号までに掲げる給付に関する決定、特例業務負担金その他平成十三年統合法の規定による徴収金の徴収又は平成十三年統合法附則第五十七条第四項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条に規定する処分
第六十六條第二項	、処分又は確認	又は処分
第六十九條第二項	作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事	作成しなければならない

第六十九條第三項	前項の書類を決算完結後二月以内に	の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会に提出し、その議決を受けなければならない
第七十條第二項	第五十三條の二の規定は、に準用する	組合は、のの一部を農業協同組合連合会その他の農林水産大臣の指定する者に委託することができる。この場合において、農林水産大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、委託を受けて、当該業務を行うことができる
第七十二條第二項	第六十二條第三項	平成十三年統合法附則第五十八條第二項
第七十三條	この法律	平成十三年統合法
第七十四條第一項	第五十三條の二第二項(第七十條第二項において準用する場合を含む。)	第七十條第二項

3 第一項の規定によりなお存続するものとされる旧農林共済組合(以下「存続組合」という。)の業務は、次に掲げるものとする。

一 次項に規定する特例年金給付を支給すること。

二 附則第四十七条第一項各号に規定する特例一時金を支給すること。

三 旧農林共済組合が施行日前に支給すべきであった給付であつて施行日においてまだ支給していないものを支給すること。

四 前三号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

4 特例年金給付は、附則第三十一条から第四十六条までにおいて規定する次に掲げる給付とする。

5 廃止前農林共済法第十三條、第十九條の二、第二十二條から第二十三條の五まで、第二十六條から第三十五條まで及び第七十七條の二から

一 特例退職共済年金
二 特例障害共済年金
三 特例遺族共済年金
四 特例退職年金
五 特例減額退職年金
六 特例通算退職年金
七 特例障害年金
八 特例遺族年金
九 特例通算遺族年金
十 特例老齢農林年金
十一 特例障害農林年金
十二 特例遺族農林年金

第七十八条まで並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定は、前項に規定する特例年金給付(以下単に「特例年金給付」という。)について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第十三条ただし書及び第三十三条第三項中「退職共済年金」とあるのは、「特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金」と読み替へるほか、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。 6 存統組合は、移行農林共済年金及び移行農林年金の支給に關する義務を免れる。 7 存統組合は、第三項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。 8 前項の規定により存統組合が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。 (役員) 第二十六条 存統組合に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事二人を置く。 2 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。 3 理事は、理事長が、農林水産大臣の認可を受けて任命する。 4 理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 役員は、再任されることができる。 6 役員は、その職を辞し、又はその任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。 7 理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。 8 農林水産大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。	一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 9 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。 10 存統組合は、役員が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。 (役員)の任期に關する経過措置 第二十七条 施行日の前日において旧農林共済組合の役員である者の任期は、その日に満了する。 (旧農林共済組合の掛金の徴収等に關する経過措置) 第二十八条 旧農林共済組合に係る掛金及び特別掛金の徴収並びに当該掛金及び特別掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び特別掛金の還付についても、同様とする。 2 この法律の施行の際現に存する旧農林共済法第五十九条に規定する先取特権については、なお従前の例による。 (審査請求及び審査会の委員に關する経過措置) 第二十九条 旧農林共済組合がした旧農林共済法第六十六条第一項に規定する決定、徴収、処分、確認又は診査に係る同項の審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。 2 施行日の前日において旧農林共済法第六十三条第一項に規定する審査会(以下この条において「旧農林共済組合審査会」という。)の委員である者のうち組合員を代表する者以外の者は、別に辞令を用いず、施行日に存統組合の審査会の委員として委嘱されたものとみなす。 3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる存統組合の審査会の委員の任期は、附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第六十三条第	四項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧農林共済組合審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。 4 施行日の前日において旧農林共済組合審査会の委員である者のうち組合員を代表する者の任期は、附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第六十三条第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。 (特例年金給付に係る平均給与月額) 第三十条 特例年金給付に係る平均給与月額は、次の各号に掲げる額の合算額をその者の旧農林共済組合員期間(昭和三十四年一月一日前の期間及び沖繩農林共済通算期間を除く。以下この項において同じ。)の月数で除して得た額とする。 一 昭和六十年十月以後の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合算額 二 昭和六十年九月以前の旧農林共済組合員期間の各月の旧農林共済法による標準給与の月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合算額 2 附則第十六条第九項の規定は、前項の平均給与月額を算定する場合について準用する。 (特例退職共済年金の支給) 第三十一条 施行日の前日において退職共済年金を受ける権利を有していた者については、当該退職共済年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例退職共済年金を支給する。 2 特例退職共済年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額の千分の一・四二五(廃止	前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合(特例退職年金若しくは特例減額退職年金又は昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金その他の政令で定める年金の受給権者であつて昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたもの(次号及び附則第四十四条第三項において「特定受給権者」という。)にあつては、千分の〇・四七五)に相当する額に旧農林共済組合員期間(当該退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐるものに限る。)の月数を乗じて得た額 二 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・七一三(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合(特定受給権者にあつては、千分の〇・二三八)に相当する額に旧農林共済組合員期間(当該退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐるものに限る。)の月数(一年以上の旧農林共済組合員期間を有しない場合は、零)を乗じて得た額 3 附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者その他これに準ずる者として政令で定めるもの(以下「移行厚生年金被保険者」という。)である特例退職共済年金の受給権者(施行日の前日において旧農林共済組合員期間が二十年未満である者に限る。)が、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときに旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年以上である場合は、当該特例退職共済年金の額を前項第一号の規定の例により算定した額に改定する。 4 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除
---	---	---	--

した額を特例退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職共済年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日において退職したものとし、旧農林共済法第三十七条第三項の規定により改定した額とし、旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とし、施行日以後国民年金法による老齢基礎年金(以下単に「老齢基礎年金」という。)の支給を受けることとなったときは老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。)

二 施行日以後における退職共済年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日における旧農林共済組合員期間を基礎として廃止前農林共済法の規定並びに附則第十六条第四項、第八項及び第九項の規定により算定した額とし、廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とする。)

5 旧農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた者に支給する特例退職共済年金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数(廃止前農林共済法附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数)をいう。次条第三項において同じ。を乗じて得た額を控除した額とする。

6 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十二条 附則第十五条第二号に掲げる者が同条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法(第五項第二号を除き、

この条において単に「廃止前農林共済法」という。附則第七条の規定により退職共済年金の受給権を取得したときは、特例退職共済年金を支給する。同条の規定による退職共済年金の受給権を有していない者が廃止前農林共済法第三十六条の規定により退職共済年金の受給権を取得したときも、同様とする。

2 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者のうち廃止前農林共済法附則別表第二の上欄に掲げるものであって、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者が、施行日以後において次の各号のいずれかに該当したときは、特例退職共済年金を支給する。

一 廃止前農林共済法附則第七条及び第十二条第二項の規定により廃止前農林共済法による退職共済年金の受給権を取得したとき。

二 廃止前農林共済法附則第十三条第二項の規定により退職共済年金の受給権を取得したとき。

3 前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。

4 特例通算退職年金の受給権者(附則第十五条第二号に掲げる者に限る。)が第一項の規定により特例退職共済年金の支給を受けることとなったときは、当該特例通算退職年金は、支給しない。

5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職共済年金の額とする。

に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額)

二 施行日以後における退職共済年金の額(廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

(特例退職共済年金の支給の停止)

第三十三条 廃止前農林共済法附則第十二条の四第一項の規定は、特例退職共済年金(六十五歳に達するまでの間に支給されるものに限る。)について準用する。

第三十四条 特例退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、被保険者である間、その支給を停止する。ただし、その者が施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。

2 移行厚生年金被保険者である特例退職共済年金(附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金に限る。)の受給権者であつて政令で定めるものについては、前項本文の規定にかかわらず、当該特例退職共済年金のうち政令で定める部分に限り、その支給の停止は行わない。(失権)

第三十五条 特例退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

(特例障害共済年金の支給)

第三十六条 施行日の前日において障害共済年金を受ける権利を有していた者については、当該障害共済年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例障害共済年金を支給する。

2 特例障害共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧農林共済法第四十二条第一項の規定により障害共済年金の額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金 平均給与月額額の千

分の一・四二五に相当する額に当該障害共済年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額(廃止前農林共済法第三十九条第二項に規定する障害等級(附則第四十五条第二項を除き、以下単に「障害等級」という。)の二級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)

二 旧農林共済法第四十二条第二項の規定により障害共済年金の額が算定されていた者に支給する特例障害共済年金(第六項において「職務等による特例障害共済年金」という。) 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九(障害等級の二級に該当する者にあつては、その額の百分の二十八・五)に相当する額(当該障害共済年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額に、その超える月数一月につき平均給与月額額の千分の一・四二五に相当する額(障害等級の二級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額)を加算した額)

3 廃止前農林共済法第四十五条第二項の規定は、旧農林共済法第四十五条第二項又は第四項の規定により額が算定されていた障害共済年金を受ける権利を有していた者に支給する特例障害共済年金の額について準用する。この場合において、廃止前農林共済法第四十五条第二項ただし書中「その者の職務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ同項各号に定める額」とあるのは、政令で定める額と、「同項各号に定める額」とあるのは「当該政令で定める額」と、同項第一号中「第四十二条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号。次号

において「平成十三年統合法」という。附則第三十六條第二項第二号と、同項第二号中「第四十二條第一項、第三項及び第五項」とあるのは「平成十三年統合法附則第三十六條第二項第一号」と、「これらの規定」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

4 特例障害共済年金の額は、当該特例障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害共済年金の額が、廃止前農林共済法第四十四條第一項及び第四十五條の二の規定により改定されたときは、その改定された後の障害の程度に応じて、その特例障害共済年金の額を改定する。

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済年金の額（旧農林共済法第四十三條第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）

二 施行日以後における障害共済年金の額（廃止前農林共済法第四十三條第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）

6 職務等による特例障害共済年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害年金若しくは傷病年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務等による特例障害共済年金の額のうち、その算定の基礎となつてゐる平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十九（その受給権者の当該傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の二十八・五）に相当する額（第三項の規定によりその額が算定される特例障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものにあつては、政令で定める額）の支給を停止する。

7 廃止前農林共済法第四十五條の三第三項本文及び第四十五條の五の規定は、特例障害共済年金について準用する。

（特例遺族共済年金の支給）
第三十七條 施行日の前日において遺族共済年金を受ける権利を有していた者については、当該遺族共済年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例遺族共済年金を支給する。

2 特例遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧農林共済法第四十七條第一項第一号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 平均給与月額の千分の一・四二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 旧農林共済法第四十七條第一項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金 旧農林共済組合の組合員であつた次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 旧農林共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額千分の一・四二五（当該遺族共済年金に係る組合員であつた者が廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

ロ 旧農林共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額千分の〇・七一一（当該遺族共済年金に係る組合員であつた者が廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

三 旧農林共済法第四十七條第二項の規定により遺族共済年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族共済年金（第五項において「職務等による特例遺族共済年金」という。） 平均給与月額千分の三・二〇六（当該遺族共済年金が旧農林共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給されていたものであるときは、旧農林共済組合の組合員であつた者が、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合）に相当する額（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額

3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済年金の額（旧農林共済法第四十八條並びに昭和六十年農林共済改正法附則第二十六條並びに第二十七條第一項及び第二項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額）

4 旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が施行日以後出生した場合において、その者が遺族共済年金を受ける権利を有することとなるときは、その者に特例遺族共済年金を支給する。

5 職務等による特例遺族共済年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九條の規定による遺族補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなったときはその保険給付が行われる間、その額のうち、その算定の基礎となつてゐる平均給与月額の千分の三・二〇六に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

6 廃止前農林共済法第四十九條、第五十條、第五十二條及び附則第十五條の規定は、特例遺族共済年金について準用する。

（特例退職年金の支給）
第三十八條 施行日の前日において退職年金を受ける権利を有していた者については、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 特例退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十條第一項の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が、その額の算定の基礎となつてゐる施行日前平均標準給与月額（施行日の前日における同項第二号に規定する平均標準給与の年額をいう。以下同じ。）の百分の六十八・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を

控除した額）

の額が加算されているときは、当該加算額を控除した額）

控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額

二 施行日以後における退職年金の額

4 昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項の規定により年金額が算定されていた退職年金の受給権者に対して支給する特例退職年金の額は、第二項の規定にかかわらず、附則第三十一条第二項の規定の例により算定した額とする。

5 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額(昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)

二 施行日以後における退職年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額)

6 附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法(以下「廃止前旧制度農林共済法」という。)附則第十條第二項の規定が適用される退職年金の受給権者に支給する特例退職年金については、同項の規定により読み替えて適用される廃止前旧制度農林共済法第三十六條第一項ただし書に規定する年齢に満たない間は、その支給を停止する。

7 特例退職年金の受給権者が廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態となつたときは、第一項ただし書及び前項の

規定にかかわらず、その状態にある間は、その支給の停止は行わない。

8 特例退職年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者であるときは、被保険者である間、その支給を停止する。ただし、その者が施行日の前日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であつて政令で定める要件に該当するものであるときは、この限りでない。

9 移行厚生年金被保険者である特例退職年金の受給権者であつて政令で定めるものについては、前項本文の規定にかかわらず、当該特例退職年金のうち政令で定める部分に限り、その支給の停止は行わない。

10 特例退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

(特例減額退職年金の支給)

第三十九条 施行日の前日において減額退職年金を受ける権利を有していた者については、当該減額退職年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例減額退職年金を支給する。

2 特例減額退職年金の額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乗じて得た額とする。

一 施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額退職年金の額

二 前号に規定する減額退職年金を支給しなかつたとしたならば施行日の前日において支給されているべき退職年金の額

三 前号に規定する退職年金について前条第二項の規定により算定した額

3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例減額退職年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職年金の額

二 施行日以後における減額退職年金の額

農林共済改正法附則第五十一条第一項の規定により年金額が算定されていた減額退職年金の受給権者に対して支給する特例減額退職年金の額について準用する。この場合において、前条第四項中「算定した額」とあるのは、「算定した額(当該特例減額退職年金に係る減額退職年金が昭和六十一年四月一日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額)」と読み替へるものとする。

5 特例退職年金の受給権者が施行日以後、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条第一項の規定により減額退職年金の受給権を取得したときは、特例減額退職年金を支給する。

6 前項の規定による特例減額退職年金の額は、前条第二項に規定する特例退職年金の額から、その額に、当該特例退職年金の支給を開始すべき年齢と当該特例減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四(その者が昭和六十年農林共済改正法附則第三十二条第一項第五号に掲げる者であるときは、保険数理を基礎として政令で定める率)を乗じて得た額を控除した額とする。

7 前条第八項から第十項までの規定は、特例減額退職年金について準用する。

(特例通算退職年金の支給)

第四十条 施行日の前日において通算退職年金を受ける権利を有していた者については、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算退職年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。

2 特例通算退職年金の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十四条の規定により算定した額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 附則第三十八条第八項及び第十項の規定は、特例通算退職年金について準用する。

(特例障害年金の支給)

第四十一条 施行日の前日において障害年金を受ける権利を有していた者については、当該障害年金の額の算定の基礎となつて旧農林共済組合員期間を基礎として特例障害年金を支給する。

2 旧制度農林共済法第三十九条第一項第一号の規定による障害年金(昭和六十年農林共済改正法附則第二十条の規定により昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされた同号の規定の例による障害年金を含む。)を受ける権利を有していた者に対して支給する特例障害年金(第五項において「職務による特例障害年金」という。)の額は、施行日の前日における昭和六十年農林共済改正法附則第三十五条第一項各号に掲げる額の合算額の百分の七十五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第三十九条第二項第二号の規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年

の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年

の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年

の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の二十八・五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の十九とする。以下この項及び第五項において同じ。)を加算した額とする。ただし、特例障害年金の額が、施行日前平均標準給与年額の百分の八十七・七五(旧制度農林共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の六十八・七五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の七十八・二五とする。)に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給与年額の百分の九・五を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

規定による障害年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年

法律第百二十二号。以下昭和三十三年改正法といふ。附則第十二条第一項及び昭和三十三年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項の規定による障害年金、昭和六十一年三月三十一日において給付事由が生じたものとみなされたこれらの規定の例による障害年金を含む。を有する権利を有している者に對して支給する特例障害年金（第六項において「職務によらない特例障害年金」という。）の額は、廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に百分の十を乗じて得た額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給付年額の百分の九十七・二五に相当する額に百分の十を乗じて得た額を超えるときは、当該百分の十を乗じて得た額とする。

4 前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例障害年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金の額

二 施行日以後における障害年金の額

5 職務による特例障害年金は、その給付事由に係る傷病について、労働基準法第七十七条の規定による障害補償が行われることとなったときは、六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなったときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務による特例障害年金の額のうち、その算定の基礎となつてゐる施行日前平均標準給付年額の百分の九・五に相当する額の支給を停止する。

6 廃止前旧制度農林共済法第四十三条第三項及び第四項の規定は、職務によらない特例障害年金の支給の停止について準用する。

7 特例障害年金の額は、当該特例障害年金と同

一の給付事由に基づいて支給される障害年金の額が、廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第三十六条第一項の規定により改定されたときは、その改定された後の障害の程度に應じて、その特例障害年金の額を改定する。

8 廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第三十六条第二項の規定は、特例障害年金について準用する。

（特例遺族年金の支給）

第四十二条 施行日の前日において遺族年金を受ける権利を有していた者については、当該遺族年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例遺族年金を支給する。

2 旧制度農林共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金（第八項において「職務によらない特例遺族年金」という。）の額は、施行日の前日における昭和六十一年農林共済改正法附則第三十八条第一号に定める額から施行日前平均標準給付年額の百分の十九に相当する額を控除した額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給付年額の百分の十九に相当する額を加算した額とする。ただし、その額が施行日前平均標準給付年額の百分の四十九・〇七五に相当する額に百分の十を乗じて得た額に施行日前平均標準給付年額の百分の十九を加算した額を超えるときは、当該加算した額とする。

3 旧制度農林共済法第四十六条第一項第二号及び昭和三十三年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号から第三号までの規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十一年農林共済改正法附則第三十八条第二号に定める額に百分の十を乗じて得た額とする。

4 旧制度農林共済法第四十六条第一項第三号及び昭和三十三年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定に

よる遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十一年農林共済改正法附則第三十八条第三号に定める額に百分の十を乗じて得た額とする。

5 旧制度農林共済法第四十六条第四号の規定による遺族年金を受ける権利を有していた者に支給する特例遺族年金の額は、施行日の前日における昭和六十一年農林共済改正法附則第三十八条第四号に定める額に百分の十を乗じて得た額とする。

6 旧制度農林共済法第四十六条の六第一項又は第二項の規定により遺族年金の額が算定されていた者に支給する特例遺族年金の額は、廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第三十八条第一号に規定する遺族年金基礎額に政令で定める割合を乗じて得た額とする。

7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。

一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額（昭和六十一年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額）

二 施行日以後における遺族年金の額（廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されているときは、当該加算する額を控除した額）

8 職務による特例遺族年金は、旧農林共済組合の組合員又は組合員であつた者の死亡について、労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなったときはその保険給付が行われる間、当該職務による特例遺族年金の額のうち、その算定の基礎となつてゐる施行日前

平均標準給付年額の百分の十九に相当する額の支給を停止する。

9 廃止前旧制度農林共済法第四十九条の二第二項の規定は、特例遺族年金（同項の職務上傷病によらない死亡に係るものに限る。）の支給の停止について準用する。

10 廃止前旧制度農林共済法第四十七条から第四十九条までの規定は、特例遺族年金の支給について準用する。

（特例通算遺族年金の支給）

第四十三条 施行日の前日において通算遺族年金を受ける権利を有していた者については、当該通算遺族年金の額の算定の基礎となつてゐる旧農林共済組合員期間を基礎として特例通算遺族年金を支給する。

2 特例通算遺族年金の額は、当該特例通算遺族年金を特例通算退職年金とみなして附則第四十条第二項の規定によりその額を算定するものとした場合の当該特例通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。

3 廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項の規定は、特例通算遺族年金について準用する。

（特例老齢農林年金の支給）

第四十四条 一年以上の旧農林共済組合員期間を有する次の表の上欄に掲げる者（特例退職共済年金の受給権者を除く。）が、同欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、特例老齢農林年金を支給する。ただし、その者の旧農林共済組合員期間等（旧農林共済組合員期間、旧農林共済組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間、同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間及び廃止前昭和六十一年農林共済改正法附則第十一條第一項各号に掲げる期間を合算した期間をいう。）が二十五年に満たないときは、この限りでない。

昭和二十八年四月一日以前に生まれた者	六十歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳
昭和三十六年四月二日以後に生まれた者	六十五歳

- 2 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項及び第十二条の規定は、前項の特例老齡農林年金の支給について準用する。
- 3 特例老齡農林年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 特例老齡農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年以上である者
平均給与月額額の千分の一・四二五（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる割合（特定受給権者にあつては、千分の〇・四七五）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額
 - 二 特例老齡農林年金の受給権を取得した日における旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間が二十年未満である者
平均給与月額額の千分の〇・七一一三（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則別表第二の第一欄に掲げる者については、同欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄に掲げる割合（特定受給権者にあつては、千分の〇・二三八）に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数を乗じて得た額
- 4 廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十三条第一項の規定は、第一項の特例老齡農林年金の支給について準用する。
- 5 移行厚生年金被保険者である特例老齡農林年金の受給権者（その権利を取得した当時、旧農林共済組合員期間及び継続厚生年金期間を合算した期間（以下この項において「合算期間」という。）が二十年未満であつた者に限る。）が、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときに合算期間が二十年以上である場合は、当該特例老齡農林年金の額を第三項第一号の規定の例により算定した額に改定する。
- 6 特例通算退職年金の受給権者（施行日の前日において厚生年金保険法による老齡厚生年金を受ける権利を有する者を除く。）が、施行日以後同法による老齡厚生年金の支給を受けることとなつたときは、特例老齡農林年金を支給する。ただし、その者が六十歳に満たない間は、その支給を停止する。
- 7 前項の場合においては、当該特例通算退職年金は支給しない。
- 8 第六項の規定による特例老齡農林年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例老齡農林年金の額とする。
 - 一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（施行日以後老齡基礎年金の支給を受けることとなつたときは、老齡基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）
- 二 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法による老齡厚生年金の額（同法第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額）
 - 附則第三十八条第八項本文及び第十項の規定は、特例老齡農林年金について準用する。
- 9 （特例障害農林年金の支給）
 - 第四十五条 厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日において旧農林共済組合の組合員であつた者（同項に規定する障害認定日が施行日以後にあるものに限る。）が、同項ただし書（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に該当するときは、その者に特例障害農林年金を支給する。
 - 2 特例障害農林年金の額は、平均標準給与月額（附則第十六条第八項及び第九項に規定する平均標準給与月額をいう。次条第二項において同じ。）の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の第一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）とする。
 - 3 厚生年金保険法第三十四条及び第五十条の二の規定は、特例障害農林年金について準用する。
 - 4 廃止前農林共済法第二十三条の二及び廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の適用については、特例障害農林年金を障害共済年金とみなすほか、特例障害農林年金に關し、国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に關する規定であつて政令で定めるものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。
 - 5 前各項に定めるもののほか、障害の程度が減退又は増進した場合における額の改定その他特例障害農林年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
- （特例遺族農林年金の支給）
 - 第四十六条 旧農林共済組合の組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に特例遺族農林年金を支給する。
 - 一 移行厚生年金被保険者が死亡した場合であつて、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）に該当するとき。
 - 二 旧農林共済組合の組合員であつた間に厚生年金保険法第四十七条第一項に規定する初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合であつて、同法第五十八条第一項ただし書に該当するとき。
 - 三 廃止前旧制度農林共済法別表第二の上欄の三級に該当する障害年金の受給権者が死亡したとき。
 - 2 特例遺族農林年金の額は、平均標準給与月額額の千分の七・一二五に相当する額に旧農林共済組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額の四分の三に相当する額とする。
 - 3 厚生年金保険法第三十四条、第五十九条、第五十九条の二、第六十条第二項、第六十一条から第六十四条まで及び第六十五条から第六十八条まで、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条及び第七十四条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十一条第三項の規定は、特例遺族農林年金について準用する。
 - 4 廃止前農林共済法第二十三条の二及び第二十三条の三並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条の規定の適用については、特例遺族農林年金を遺族共済年金とみなすほか、特例遺族農林年金に關し、国民年金法第二十条その他これらの規定に相當する併給の調整に關する規定であつて政令で定めるものを適用する場合

において必要な事項は、政令で定める。

(特例一時金の支給)

第四十七条 特例一時金は、旧農林共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

一 旧農林共済組合員期間が一年以上二十年未満である者(昭和六十一年三月三十一日において旧農林共済組合の組合員であった者で同年四月一日以後引き続き組合員であったもの又は同日前に退職した者に限る。)が、六十歳に達した場合において、その者の請求があつたとき。ただし、その者が特例年金給付(特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給権者であるときは、この限りでない。

二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(次項第二号及び附則第五十一条第一項において「昭和五十四年改正前の農林共済法」という。)第三十八条第二項の退職一時金を受けた者が六十歳に達した場合において、その者の請求があつたとき。ただし、その者が特例年金給付(特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給権者であるときは、この限りでない。

三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(次項第二号及び附則第五十一条第一項において「昭和五十四年改正前の農林共済法」という。)第三十八条第二項の退職一時金を受けた者が六十歳に達した場合において、その者の請求があつたとき。ただし、その者が特例年金給付(特例遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例遺族農林年金を除く。)の受給権者であるときは、この限りでない。

第四十八条 特例年金給付(特例障害共済年金、特例障害年金及び特例障害農林年金並びに特例遺族農林年金を除く。)の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

(届出等)

第四十九条 特例年金給付の受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、存続組合に対して、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 受給権者が、正当な理由がなく、前項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、特例年金給付の支払を一時差し止めることができる。

3 特例年金給付の受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を存続組合に届け出なければならない。(政令への委任)

第五十条 附則第三十一条から第四十八条までに定めるもののほか、特例年金給付及び特例一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

(退職一時金等の返還に関する経過措置)

第五十一条 昭和五十四年改正前の農林共済法の規定による退職一時金及び返還一時金(これらの一時金とみなされた給付を含み、政令で定めるものを除く。以下この条において「退職一時金等」という。)の支給を受けた特例年金給付の受給権者であつて、施行日前において旧農林共済法附則第十六条第一項若しくは第十七条又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該退職一時金等として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項において「退職一時金支給額等」という。)を返還すべき者(次項において「施行日前返還義務者」という。)

いう。が、旧農林共済法附則第十六条第二項(旧農林共済法附則第十七条において準用する場合を含む。)又は昭和六十年農林共済改正法附則第五十二条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の申出(次項において「控除返還の申出」という。)をしなかった場合における退職一時金等の返還については、なお従前の例による。

2 施行日前に控除返還の申出があつた場合における施行日前返還義務者に係る退職一時金支給額等に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、特例年金給付その他の政令で定める年金たる給付の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うことができるものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該年金たる給付の額とみなす。

3 退職一時金等の支給を受けた者であつて、施行日以後において特例退職共済年金その他の政令で定める年金(以下この条において「特例退職共済年金等」という。)を受ける権利を取得した者(次項及び第五項において「施行日以後返還義務者」という。)は、当該退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額(次項及び第五項において「退職一時金返還額」という。)を当該特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、存続組合に返還しなければならない。

4 施行日以後返還義務者は、前項の規定にかかわらず、退職一時金返還額に相当する額を特例退職共済年金その他の政令で定める年金(次項において「控除対象特例退職共済年金等」という。)の額から控除することにより返還する旨を特例退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、存続組合に申し出ることができる。

5 前項の申出があつた場合における施行日以後返還義務者に係る退職一時金返還額に相当する額の返還については、政令で定めるところにより、

り、控除対象特例退職共済年金等の支給期月ごとの支給額から順次控除することにより行うことができるものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、控除対象特例退職共済年金等の額とみなす。

6 第三項に規定する利子は、退職一時金等の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の前日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

7 附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有することとなつた者が第三項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の当該厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る所得税法(昭和四十四年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号及び第四項第二号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額(以下この項において「保険給付支払額」という。)からその年中に返還した返還額(当該返還額に係る移行農林共済年金若しくは移行農林年金又は特例年金給付(以下この項において「特例年金給付等」という。)がその年中に支払われた場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額(その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。)を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額をもって、当該保険給付支払額から控除する限度額とする。

8 前各項に定めるもののほか、退職一時金等の返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(企業年金基金の業務の受託)

第五十二条 存続組合は、農林漁業団体等が確定給付企業年金法(平成十三年法律第 号)第

第七部 厚生労働委員会会議録第十八号 平成十三年六月二十一日 【参議院】

四一

二十九条第一項に規定する基金型企業年金を実施する場合においては、附則第二十五条第三項の規定にかかわらず、同法第九十三条の規定により、当該基金型企業年金からの委託を受けて、確定給付企業年金の給付の支給及び掛金の額の算定に関する業務その他の業務を行うことができる。

2 存続組合は、前項の規定により同項に規定する業務を行うおとるときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(存続組合に係る基礎年金拠出金等)

第五十三条 平成十四年度における基礎年金拠出金について国民年金法第九十四条の二第二項の規定を適用する場合には、同項中「年金保険者

たる共済組合等」とあるのは、「年金保険者たる共済組合等(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合を含む)」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される国民年金法第九十四条の二第二項の規定により基礎年金拠出金を納付するものとされた存続組合が納付する基礎年金拠出金について同法第九十四条の三及び第九十四条の五の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十四条の三第一項	対する当該年度	対する平成十四年三月末日
当該被用者年金保険者	旧農林共済組合(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)以下「平成十三年統合法」という。附則第二十一条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。以下同じ。)	存続組合(平成十三年統合法附則第二十五条第三項に規定する存続組合をいう。以下同じ。)
年金保険者たる共済組合等にあつては、当該年金保険者たる共済組合等	比率	比率に六分の一を乗じて得た率
第九十四条の三第三項及び第九十四条の五第一項	各年金保険者たる共済組合等	存続組合
第九十四条の五第二項	当該年金保険者たる共済組合等	存続組合

第九十四条の五第三項 年金保険者たる共済組合等から第五項まで 存続組合

3 平成十四年度において厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額は、国民年金法第九十四条の三の規定にかかわらず、同条の規定により算定された額から、第一項の規定により読み替えて適用される同法第九十四条の二の規定により存続組合が納付する基礎年金拠出金の額を控除した額とする。

第五十四条 平成十四年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により国民年金の管掌者たる政府が交付する費用について同項の規定を適用する場合には、同項中「共済組合」とあるのは、「共済組合(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)以下この項において「平成十三年統合法」という。附則第二十五条第三項に規定する存続組合(以下この項において単に「存続組合」という。を含む。))と、「年金保険者たる共済組合等」とあるのは「年金保険者たる共済組合等(存続組合を含む。))と、同項第三号中「組合員」とあるのは「組合員(平成十三年統合法附則第二十一条第一項第七号に規定する旧農林共済組合の組合員を含む。))とする。

第五十五条 前二条の場合における国民年金特別

会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第三条の二の規定の適用については、同条第一項中「(以下「年金保険者たる共済組合等」という。から)」とあるのは「(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)以下この条において「平成十三年統合法」という。附則第二十五条第三項に規定する存続組合を含む。以下「年金保険者たる共済組合等」という。から)」と、同条第二項第一号中「第九十四条の三第一項」とあるのは「第九十四条の三第一項(平成十三年統合法附則第五十三条において読み替えて適用される場合を含む。))とする。

(厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金の納付)

第五十六条 平成十四年度における厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により拠出金を納付するものとされた年金保険者たる共済組合等が納付する拠出金について同条から附則第二十三条の二までの規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第一項 日本私立学校振興・共済事業団をいう

日本私立学校振興・共済事業団をいい、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)以下「平成十三年統合法」という。附則第二十五条第三項に規定する存

附則第十九条第一項	合計額	統組合(以下単に「存統組合」といふ)を含む
附則第十九条第三項	組合員	合計額(存統組合にあつては、合計額に六分の一を乗じて得た額)組合員とし、存統組合にあつては、平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合の組合員とする。
附則第十九条第四項第二号	算定した額	算定した額に存統組合が支給する年金たる給付に要する費用のうち年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を加えた額
附則第二十三条の二	日本私立学校振興・共済事業団をいう	日本私立学校振興・共済事業団をいい、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十五条第三項に規定する存統組合を含む

(存統組合に係る費用の負担)

第五十七条 存統組合は、附則第二十五条第三項各号に掲げる業務に要する費用に充てるため、施行日の前日から引き続き旧農林共済法第一条に規定する法人であるもの及び施行日以後同条に規定する法人から権利義務を承継した法人のうち政令で定めるものと並びに存統組合(以下「旧農林漁業団体等」と総称する。)から、毎月特例業務負担金を徴収する。

2 特例業務負担金は、旧農林漁業団体等を使用される職員である厚生年金保険の被保険者の厚生年金保険法による標準報酬月額額の総額を標準

として算定するものとし、その標準報酬月額と特例業務負担金との割合は、存統組合の定款で定める。

3 旧農林漁業団体等は、第一項の規定により負担する毎月の特例業務負担金を、翌月の末日までに納付しなければならない。

4 厚生年金保険法第八十五条(第一号二、第三号及び第四号を除く)、第八十六条、第八十七条(第六項を除く)、第八十八条及び第八十九条の規定は、第一項に規定する特例業務負担金について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八

十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十五条第三項に規定する存統組合」と読み替えるものとする。

5 存統組合は、前項の規定により読み替えて準用する厚生年金保険法第八十六条第五項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、特例業務負担金の納付について必要な事項は、政令で定める。(国の補助)

第五十八条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、特例年金給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の旧農林共済組合員期間に係る給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分(昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。)として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国は、予算の範囲内において、存統組合の事務に要する費用の一部を補助することができる。

3 国は、前二項の規定により補助する額を、政令で定めるところにより、存統組合に交付しなければならない。

(農林漁業団体等に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)

第五十九条 政令で定める日までの間、農林漁業団体等及び農林漁業団体等を使用される被保険者について厚生年金保険法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条	適用事業所	
第十三条第一項	適用事業所	農林漁業団体等(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第四条に規定する農林漁業団体等をいう。以下同じ。)
第十四条第二号	その事業所又は船舶	農林漁業団体等
第二十一条第一項、第二十二条第一項第二号及び第二十三条第一項	事業所	農林漁業団体等

第二十四条第二項	事業所	事業所又は農林漁業団体等
第二十七条	適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。） 社会保険庁長官	農林漁業団体等
第二十九条第一項から第四項まで	事業主	存続組合（平成十三年統合法附則第二十五条第三項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）に報告するものとし、存続組合は、当該報告を受けた事項を社会保険庁長官
第二十九条第五項	事業所	存続組合
第三十条第一項	事業主	存続組合
第八十一条の二	被保険者が使用される事業所の事業主	被保険者について存続組合
第八十一条の三第四項、第六項及び第七項	適用事業所の事業主	存続組合
第八十二条第一項	事業主	農林漁業団体等
第八十二条第二項	事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する	存続組合は、農林漁業団体等の使用する被保険者及び農林漁業団体等の負担すべき保険料の額に相当する金額を農林漁業団体等から徴収するものとし、農林漁業団体等が使用する被保険者及び農林漁業団体等の負担すべき
第八十二条第三項	事業所又は船舶	事業所若しくは船舶又は農林漁業団体等
第八十四条	事業主	事業主又は農林漁業団体等
第八十五条第三号	被保険者の使用される事業所	農林漁業団体等
第九十八条第一項	事業主 社会保険庁長官	農林漁業団体等 存続組合に報告するものとし、存続組合は、当該報告を受けた事項を社会保険庁長官

第九十八条第二項及び第九十九条	事業主	存続組合
第一百条第一項	事業主	農林漁業団体等若しくは存続組合
第一百零二条第一項	事業所	農林漁業団体等若しくは存続組合
第一百零三条及び第一百五十五条第一号	事業主	存続組合（第五号に該当する場合に於ては、農林漁業団体等又は存続組合）
附則第四条の三第一項	適用事業所	存続組合
附則第四条の三第三項ただし書及び第六項	事業主	農林漁業団体等
附則第四条の三第七項ただし書	その者の事業主	その者を使用する農林漁業団体等
附則第四条の三第八項	事業主	農林漁業団体等

2 厚生年金保険法第八十三条第一項及び第八十六条から第八十九条までの規定は、前項の規定により読み替えて適用される同法第八十二条第二項の規定により存続組合が農林漁業団体等から保険料の額に相当する金額を徴収する場合について準用する。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の規定により農林漁業団体等及び農林漁業団体等を使用される被保険者について厚生年金保険法の規定を適用する場合において必要な事項は、政令で定める。

（存続組合に行わせる事務）

第六十条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、政令で定める日までの間、厚生年金保険法第九十八条の規定による届出の受理に関する事務その他の事務であつて厚生労働省令で定めるもの及び附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合員期間を算定の基礎とする同法による年金たる

2 保険給付に係る事務のうち厚生労働省令で定めるものを存続組合に行わせるものとする。

2 厚生年金保険の管掌者たる政府は、政令で定める日までの間、附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に関する事務のうち厚生労働省令で定めるものを存続組合に行わせるものとする。

（実施規定）

第六十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に必要な細則は、主務省令で定める。

2 前項における主務省令は、政令で定める。

（罰則）

第六十二条 附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（次条及び附則第六十四条において単に「廃止前農林共済法」という。）第七十四条第一項又は第四項の規定による報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 存続組合又は受託者の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、存続組合の業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財産に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、存続組合又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、存続組合の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 廃止前農林共済法第五条の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

二 この法律又は存続組合の定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 廃止前農林共済法第六十九条第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 廃止前農林共済法第七十条第一項の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 廃止前農林共済法第七十三条の規定による農林水産大臣の監督上の命令に違反したとき。

第六十四条 廃止前農林共済法第六条の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、附則第四十九条第三項の規定に違反して、届出をしないときは、十万円以下の過料に処する。

(罰則に関する経過措置)
第六十六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民年金法の一部改正)

第六十八条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号を削り、同条第八項中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第十二条第六項中「又は農林漁業団体職員共済組合の組合員」を削り、「事業主等」を「事業主」に改め、同条第七項中「事業主等」を「事業主」に改め、「については、当該被保険者」及び「農林漁業団体職員共済組合の組合員である第二号被保険者については、当該組合員を使用する農林漁業団体等(同法第十四条第一項に規定する農林漁業団体等)」を削り、同条第八項及び第九項中「事業主等」を「事業主」に改める。

第三十条の二第四項中「地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条若しくは農林漁業団体職員共済組合法第三十九条若しくは第四十条」を「若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条」に、「地方公務員等共済組合法第八十九条若しくは農林漁業団体職員共済組合法第四十四条」を「若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条」に改める。

第九十四条の三第一項中「農林漁業団体職員共済組合にあつては、農林漁業団体職員共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者」とを削る。

附則第三条中「又は加入者」及び「若しくは加入者」を「加入者」に改め、「又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を削る。

附則第四条の二の見出し中「取得及び」を削り、同条中「第八十四条の規定の適用については、同条中「又は加入者」とあるのは、「若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員又は加入者」とし「又は加入者」とあるのは「若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員若しくは加入者がその」と、を削る。

附則第五条第五項第二号中「若しくは農林漁

業団体職員共済組合の任意継続組合員」を削る。

附則第七条の二第二項を削る。

附則第七条の四第二項中「若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を削る。

附則第七条の五第一項中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であるもの(厚生年金保険の被保険者であるものを除く)並びに」を削り、同条第二項中「(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む)」を削る。

附則第七条の六第一項中「私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項若しくは農林漁業団体職員共済組合法第七十七条の三第一項」を「若しくは私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項」に改め、同条第二項中「私立学校教職員共済法第四十七

附則第九条の二第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

附則第九条の四を削り、附則第九条の五を附則第九条の四とする。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)
第六十九条 前条の規定による改正後の国民年金法(以下この条において「新法」という。)第二十条第一項及び第二項の規定は、施行日以後の月分として支給される国民年金法による年金たる給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金たる給付については、なお従前の例による。

2 新法第二十八条第一項の規定の適用については、移行農林共済年金、移行農林年金又は特例年金給付を同項に規定する被用者年金各法による年金たる給付とみなす。

3 新法附則第七条の二の規定は、旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合(旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当する場合を除く。)について準用する。

(厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第七十条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第四十七条第一項又は」を「第四十七条第一項」に改め、「第五条第一項」の下に「又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第六条」を加える。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第七十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条に次の一項を加える。
4 法律第七十八号附則第四条第一項又は第二項に規定する者であつて、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を有するものに対する第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)」と読み替へるものとする。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第七十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第五條第八号の五ホを削り、同条第十九号中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

附則第八條第二項第五号及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とする。

附則第十二條第五項を削る。

附則第二十二條中「第十六條第三項」の下に「及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第 号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六條第三項」を加える。

附則第二十七條中「第十六條第三項」の下に「及び平成十三年統合法附則第十六條第三項」を加える。

附則第三十五條第一項中「保険給付及び」を「保険給付」に改め、「年金たる給付」の下に「及び平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号中「第十六條第三項」の下に「及び平成十三年統合法附則第十六條第三項」を加え、同条第二項第一号中「（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間を含む。）」を削り、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号及び昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第二十九條第一項第二号」を「及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号」に改める。

附則第四十八條第八項を削る。

附則第五十六條第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

附則第七十九條中「保険給付及び」を「保険給付」に改め、「年金たる給付」の下に「及び平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付」を加え、同条第一号中「部分を除く。」に相当する額については、そ

の額の百分の二十の「を」部分を除く。）及び同月前の平成十三年統合法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分（他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。）に相当する額については、その額の百分の二十の「に」改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十三條 前条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法（以下この条において「新法」という。）附則第八條第十一項及び第四十八條第七項の規定は、旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（旧農林共済法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）について準用する。

2 新法附則第十一條第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧国民年金法による年金たる給付（同条第二項に規定する旧国民年金法による年金たる給付をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前の月分として支給される旧国民年金法による年金たる給付については、なお従前の例による。

3 旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（旧農林共済法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）における当該旧農林共済組合員期間は、新法附則第十二條第一項第二号及び第三号の規定の適用については、新法附則第八條第二項各号に掲げる期間に算入しない。

4 新法附則第十四條第一項及び第二項並びに第十五條第一項及び第二項の規定の適用については、移行農林共済年金のうち退職共済年金を新法附則第十四條第一項第一号に規定する退職共済年金と、移行農林共済年金のうち障害共済年金を同項第二号に規定する障害共済年金とみなす。

す。

5 新法附則第五十六條第二項から第四項まで及び第六項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（同条第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前の月分として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付については、なお従前の例による。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十四條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第六項第二号中「若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を削る。

附則第二十七條第一項第二号中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

部改正

第七十五條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條第八項中「及び第三号から第五号まで」を「第三号及び第四号」に改める。

附則第三十三條第四項及び第五項中「改正後国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第六項中「（同法附則第十二條の四第一項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同条第十一項中「改正後国共済法」を「同法」に改める。

附則第四十九條第三項中「改正後国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

（社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第七十六條 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

「第七條 農林漁業団体職員共済組合法関係」

第一節 組合員の資格に関する特例（第五十八條）

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例（第五十九條—第六十一條）

第二款 給付等の額の計算等に関する特例（第六十二條—第六十五條）

第三款 不服申立てに関する特例等（第六十六條—第六十八條）

削除に改める。

第一條中、「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）及び農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を「及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」に改める。

第二條第一号ホを削り、同条第二号中「ホまで」を「ニまで」に改める。

第三條第一項第三号中、「第四十七條第一項」

を「又は第四十七條第一項」に改め、「又は第五十八條第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員としないこととされた者」を削る。

第十條第二項第一号及び第四項中「（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）」を削る。

第十四條第一項第三号中、「第四十七條第一項」を「又は第四十七條第一項」に改め、「又は第

五十八條第一項の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員としないこととされた者」を削る。

第二十条第四項中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下同じ。」を削る。

第二十九条第四項中「国家公務員共済組合の組合員以外の共済組合の組合員であつた期間又は及び」当該共済組合又はを削る。

第四十条第四項中「地方公務員共済組合の組合員以外の共済組合の組合員であつた期間又は及び」当該共済組合又はを削る。

第七章 削除

第五十八條から第六十八條まで 削除

第六十九條中「第四十八條第一項又は第五十九條第一項を又は第四十八條第一項」に、

「私学共済法の退職共済年金の加給又は農林共済法の退職共済年金の加給」を又は私学共済法の退職共済年金の加給に、「地方公務員等共済組合法第八十一条第五項及び農林漁業団体職員共済組合法第三十八條の二第三項」を及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項に改める。

第七十条中「第四十九條第一項又は第六十条第一項を又は第四十九條第一項」に改める。

第七十一条中「第五十条又は第六十一条を又は第五十条」に改める。

第七十二条第一項中「第四十八條第一項又は第五十九條第一項を又は第四十八條第一項」に、「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」を又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算に、「地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項及び農林漁業団体職員共済組合法第五十一条第二項」を及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項に改め、同条第二項中「第四十八條第一項又は第五十九條第一項を又は第四十八條第一項」に、

「私学共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算」を又は私学共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算に、「昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項及び昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条において準用する農林漁業団体職員共済組合法第五十一条第二項」を及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項に改める。

第七十四条第二項中「日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会又は農林漁業団体職員共済組合の審査会」を又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に改める。

第七十五条第一項中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員又は任意継続組合員であつた者を含む。」を削る。

附則第三十三条第一項中「以下」を「昭和三十三年法律第九十九号。以下」に改める。

附則第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

附則第三十七条第一項中「農林共済組合員期間を厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第 号。以下この条において「平成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間（以下この項において「旧農林共済組合員期間」という。）に、「昭和六十年農林共済改正法附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年農林共済改正法による改正前の農林共済法（以下この項において「旧農林共済法」という。）を平成十三年統合法附則第四十七条第一項第一号の規定に、「脱退一時金又は特例死亡一時金」を「特例一時金」に、「その者の農林共済組合員期間」を「その者の旧農林共済組合員期間」に、「旧農林共済法の規定を同号の規定に改め、同条第二項中「脱退一時金又は特例死亡一時金」を「特例一時金」に改め、「第六十

二条第一項及び第二項の規定を参酌して」を削る。

附則第四十一条中「第四十九條第一項又は第六十条第一項を又は第四十九條第一項」に、「第二十七条又は第三十三条」を又は第二十七条に改める。

附則第四十二条中「第五十条又は第六十一条を又は第五十条」に、「第二十九条又は第三十五条」を又は第二十九条に改める。

附則第四十三条第一項中「第二十九条第一項第三号又は第三十五条第一項第三号」を又は第二十九条第一項第三号に、「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」を又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算に改め、同条第二項中「第二十九条第一項第三号又は第三十五条第一項第三号」を又は第二十九条第一項第三号に、「私学共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算又は農林共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算」を又は私学共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算に改める。

附則第六条第一項中「並びに第四条の規定による改正後の」を並びにに、「第十七條の二第二項」を「第十七條の二第六項」に改め、同条第二項中「第四條の規定による改正後の」を削り、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法

2 前項に定めるもののほか、旧農林共済組合員期間を有する者について新法の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十八條 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第六條のうち、厚生年金保険法附則第十七條の二第二項及び第三項の改正規定中「及び第三項」を「から第四項までの規定」に改め、同条第五項の改正規定中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十五條のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十二條の改正規定中「第十七條の二第五項」を「第十七條の二第六項」に改める。

第二十五條のうち児童手当法第二十一条第一項の表の改正規定中「農林漁業団体職員共済組合」の項を削る。

附則第六條第一項中「並びに第四条の規定による改正後の」を並びにに、「第十七條の二第二項」を「第十七條の二第六項」に改め、同条第二項中「第四條の規定による改正後の」を削り、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法

等を廃止する等の法律(平成十三年法律第九号)附則第二項第七号に規定する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に「二」を乗じて得た額」とする。

附則第二十条第一項中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第六項」に改める。

附則第二十一条第二項中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に「二」を乗じて得た額)」とする。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第七十九条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 農林漁業団体職員共済組合法関係第十五条・第十六条」を「第七章 削除」に改める。

第一条中「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)及び農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

第三条第一項第三号及び第五条第一項第五号中「第十三条第一項」を「又は第十三条第一項」に改め、「又は第十五条第一項の規定により農

林漁業団体職員共済組合の組合員としないこととされた者」を削る。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第十五条及び第十六条 削除

第十七条第一項中「日本私立学校振興・共済事業団又は農林漁業団体職員共済組合」を「又は日本私立学校振興・共済事業団」に、「私立学校教職員共済法又は農林漁業団体職員共済組合法」を「又は私立学校教職員共済法」に改める。

第十九条中「厚生労働省令又は農林水産省令」を「又は厚生労働省令」に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十条 旧農林共済組合員期間を有する者について前条の規定による改正後の社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項ただし書中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三項第一項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)に改める。

第五十七条第一項第二号中「他の法律に基づく共済組合で療養の給付に相当する給付を行うもの」を「国の組合」に改める。

第六十一条第一項中「他の法律に基づく共済組合の給付」を「国の組合の給付」に改め、同項ただし書中「他の法律に基づく共済組合でこれ

らの給付に相当する給付を行うもの」を「国の組合」に改める。

第六十八条第六項中「(昭和三十三年法律第二百二十八号)及び「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を削る。

第七十六条第一項各号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「国家公務員共済組合法による」に改め、同条第二項中「他の法律に基づく共済組合(国家公務員共済組合法第三十三条第一項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)を除く。が支給する年金である給付」を削り、同条第四項ただし書中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「国家公務員共済組合法による」に改める。

第七十六条の二第一項及び第三項並びに第八十一条第四項中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「国家公務員共済組合法による」に改める。

第八十二条第一項中「他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの(国の組合の組合員を除く。を削る。

第一百零四条第二項ただし書中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「国の組合」に改める。

第一百零四条の二第五項第四号中「他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもの」を「国の組合」に改める。

第一百零四条の二第四の二第二項中「他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間又は及び当該共済組合又は」を削り、同条第二項中「当該共済組合に係る法律」を削る。

第一百零四条の二二十五の二中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「国家公務員共済組合法による」に、「当該他の法律に基づく共済組合」を「国の組合」に改める。

附則第十八条第四項中「他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもの」を「国の組合」に改める。

附則第二十八条の七第二項及び第六項第四号中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「国の組合」に改める。(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「新法」という。)第四十条第二項の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

2 新法第六十八条第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3 新法第七十六条第一項、第二項及び第四項、第七十六条の二第一項及び第三項、第八十一条第四項、第八十二条第一項並びに第九十三条第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される地方公務員等共済組合法による年金である給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。

4 新法第一百零四条第二項の規定は、施行日以後の月分の掛金について適用し、施行日前の月分の掛金については、なお従前の例による。

5 新法附則第二十八条の七第二項の規定は、施行日以前に旧農林共済組合の組合員の資格を喪失した場合についても、適用する。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項第一号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を

「国家公務員共済組合法による」に改める。

附則第三十三条第一項第一号中「昭和三十三年法律第二百二十八号」を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条において「新法」という。）附則第十條第二項及び第四項並びに第九十條第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧共済法による年金である給付（新法附則第二條第七号に掲げる旧共済法による年金である給付をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日以前の月分として支給される旧共済法による年金である給付については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十五条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方公務員等共済組合法第八十二条の改正規定中「他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（国の組合の組合員を除く。）を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第八十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項ただし書中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百五十二号）第三條第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）に改める。

第五十五条第一項第二号中「他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

第五十九条第一項中「他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

組合」を「地方の組合」に改める。

第六十六条第六項中「昭和三十三年法律第五十二号」及び「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を削る。

第七十四条第一項第一号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法（第一章を除く。以下この条、次条、第七十九條第三項及び第九十條の二において同じ。）による」に改め、同項第二号及び第三号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改め、同条第二項中「他の法律に基づく共済組合（地方公務員等共済組合法第三條第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）を除く。）が支給する年金である給付」を削り、同条第四項ただし書中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改める。

第七十四条の二第一項及び第三項並びに第七十九條第三項中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改める。

第八十条第一項中「他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）を削る。

第一百条第二項ただし書中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「地方の組合」に改める。

第一百三條第一項中「他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間又は」及び「当該共済組合又は」を削り、同条第二項中「当該共済組合に係る法律を削る。

第一百四條の二中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に、「当該他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

第二百六條の五第五項第四号及び附則第十二條第四項中「他の法律に基づく共済組合」を「地方の組合」に改める。

「地方の組合」に改める。

附則第十三條の三第二項及び第六項第四号中「他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うもの」を「地方の組合」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条において「新法」という。）第三十八條第二項の規定は、施行日以後の期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日以前の期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

2 新法第六十六條第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

3 新法第七十四條第一項、第二項及び第四項、第七十四條の二第一項及び第三項、第七十九條第三項、第八十条第一項並びに第八十七條の二第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される国家公務員共済組合法による年金である給付について適用し、施行日以前の月分として支給される同法による年金である給付については、なお従前の例による。

4 新法第一百條第二項の規定は、施行日以後の月分の掛金について適用し、施行日以前の月分の掛金については、なお従前の例による。

5 新法附則第十三條の三第二項の規定は、施行日以前に旧農林共済組合の組合員の資格を喪失した場合についても、適用する。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第八十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「第七十四條第二項」を「第三十八條第二項ただし書」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第二項第一号中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）（第一章を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「他の法律に基づく共済組合が支給する」を「地方公務員等共済組合法による」に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 前条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（以下この条において「新法」という。）附則第十一條第二項及び第四項並びに第四十五條第一項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧共済法による年金（新法附則第二條第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日以前の月分として支給される旧共済法による年金については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十一条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち国家公務員共済組合法第八十条の改正規定（第一項に係る部分に限る。）中、他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（地方の組合の組合員を除く。）を削る。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第九十二条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五條の表第五十五條第一項第二号の項中「組合員」の下に「地方の組合」を、「加入者」

の下に「他の法律に基づく共済組合」を加え、「組合 事業団」を「組合が 事業団が」に改め、同表第五十九条第一項の項中「給付又は私立学校教職員共済法による給付」を「給付」に改

地方の組合の給付又は私立学校教職員共済法による
地方の組合で
他の法律に基づく
他の法律に基づく

共済組合の
に改め、同表第六十六条第六項の項中欄中「昭和三十七年法律第五百二十二号」を削
共済組合で

り、同表第七十四条第一項第一号の項、第七十四条第一項第二号及び第三号の項、第七十四条第二項の項、第七十四条第四項の項及び第七十四条の二第一項及び第三項の項を次のように改め

第七十四条第一項第一号	地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下この条、次条、第七十九条第三項及び第百十四条の二において同じ。）による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条第一項第二号及び第三号	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条第二項	私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条第四項	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十四条の二第一項及び第三項	地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
第七十九条第三項	地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する

第二十五条の表第七十九条第三項の項を次のように改める。

第二十五条の表第八十条第一項の項を次のように改める。

第八十条第一項 私立共済制度の加入者
他の法律に基づく共済組合の組合員

第二十五条の表第二百二十六条の五第五項第四号の項中「組合員」の下に「地方の組合」を、「加入者」の下に「他の法律に基づく共済組合」を加え、同表附則第十二条第四項の項中「二以上の」を「他の」に改める。

二以上の
地方の組合
他の法律に基づく共済組合

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）
第九十三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二条中私立学校教職員共済法第二十五条の表第八十条第一項の項の改正規定を次のように改める。

第二十五条の表第八十条第一項の項を次のように改める。

第八十条第一項	私立共済制度の加入者	他の法律に基づく共済組合の組合員
総報酬月額相当額		総給与月額相当額

（地方税法の一部改正）

第九十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号及び第七十三条の四第一項第八号中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第三百四十八条第二項第十一号の三中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第四項中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第九十五条 存続組合に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第四号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同法第七十二条の五第一項第四号中「日本私立学校振興・共済事業団」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団、厚生年金保険制度

及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第 号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法第三百四十八条第四項中「国民健康保険団体連合会」とあるのは「国民健康保険団体連合会、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五条第三項に規定する存続組合」とする。
2 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項及び前項の規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、平成十五年分以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九十六条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第六百六条第四項中「農林共済組合法」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法」の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第

号。以下この項及び次項において「平成十三年統合法」という。)第一条の規定による廃止前の農林共済組合法並びに平成十三年統合法に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の」を「その他同法の下に」並びに平成十三年統合法を加え、「同法の下に」これらの法律の」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第九十七条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、「とし、第三号に掲げる者」に改め、第五十九条第一項第一号に規定する事業所に勤務する農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額を削り、第三号を削る。

第五十八条及び第五十九条を次のように改める。

第五十八条及び第五十九条 削除

第六十四条中「第五十八条」を「第六十条」に改める。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第九十八条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農林漁業団体職員共済組合の項中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法

第七部 厚生労働委員会会議録第十八号 平成十三年六月二十一日【参議院】

律第九十九号)を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第

号)に改める。

(特殊法人等改革基本法の一部改正)

第九十九条 特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農林漁業団体職員共済組合の項中「農林漁業団体職員共済組合法」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第

号)第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法」に改める。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第一百条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十九条(組合の給付)」を削る。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第一百条 移住農林共済年金及び移住農林年金並びに特例年金給付(特例老齢農林年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金を除く)は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む)の適用については、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。

(国税徴収法の一部改正)

第二百二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第六百三条 移住農林共済年金のうち退職共済年金、移住農林年金のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金並びに特例年金給付のうち特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 附則第四十七条第一項に規定する特例一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(所得税法の一部改正)

第四百条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を削る。

第七十四条第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

別表第一 第一号の表 農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(所得税法の一部改正)

第五百条 存続組合は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一 第一号に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一部改正)

第六百六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二 第一号の表 農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第六百七条 存続組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第二 第一号に掲げる法人とみなす。

2 存続組合は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条

第六号の公益法人等とみなす。

(印紙税法の一部改正)

第八百八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十三号第二号(福祉事業)の貸付け及び同条第三号(福祉事業)の事業に関する文書の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第九百九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中二十六の項を削り、二十七の項を二十六の項とする。

(消費税法の一部改正)

第一百条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三 第一号の表 農林漁業団体職員共済組合の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第一百一条 存続組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三 第一号に掲げる法人とみなす。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正)

第一百二十二条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正)

第一百十三号 次に掲げる法律の規定中「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)又ハ私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五十八号第四項

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第

三十条ノ二第五項
(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百十四条 前条の規定による改正後の健康保険法第五十八条第四項及び船員保険法第三十条ノ二第五項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた傷病手当金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第百十五条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)附則第六條第四項ノ規定ニ依ル農林漁業団体職員共済組合ヨリノ返還金ハ年金勘定ノ歳入トシ」を削り、「附則第十六条」を「附則第十六条並ニ」に改め、「農林漁業団体職員共済組合法附則第六條第一項及第三項、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第六十九号以下本条ニ於テ四十七年改正法ト謂フ)附則第四項、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第六條並ニ昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十四号)附則第八條」及び「並ニ四十七年改正法附則第五項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ還付金」を削り、「同勘定」を「年金勘定」に改める。

第二十四条中「拠出金並ニ」を「拠出金、」に改め、「納付金」の下に「並ニ厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十條ノ規定ニ依ル納付金」を加える。
(労働者災害補償保険法の一部改正)
第百十六條 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)を又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に改める。
(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第百十七條 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、同号中「遺族共済年金」とあるのは、「遺族共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十五條第四項第二号又は第三号に掲げる特例障害共済年金又は特別遺族共済年金を含む)」とする。
(医療法の一部改正)
第百十八條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第四号を削り、同項第五号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第百十九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第一項又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第七十七條の三第一項」を「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第一項に改める。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)
第百二十條 附則第二十五條第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七條の三第一項の規定により社会保険庁長官がした確認に対する

前条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法第三條の規定の適用については、同条第五号中「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第一項」とあるのは、「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十七條の三第一項又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十五條第五項において準用する廃止前農林共済法第七十七條の三第一項とする。
(国民健康保険法の一部改正)
第百二十一條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八條の二第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第百二十二條 この附則に規定する老齢又は退職を事由とする年金である給付は、国民健康保険法第八條の二第二項の規定の適用については、同項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付とみなす。
(児童扶養手当法の一部改正)
第百二十三條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。
(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第百二十四條 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三條第二項に規定する公的年金給付とみなす。
(児童手当法の一部改正)
第百二十五條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
(介護保険法の一部改正)
第百二十六條 介護保険法(平成九年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。
第百三十一條中「私立学校教職員共済法若しくは農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」を「若しくは私立学校教職員共済法」に改める。
(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正)
第百二十七條 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第十三條中「第五号まで」を「第四号まで」に改める。
(確定拠出年金法の一部改正)
第百二十八條 確定拠出年金法(平成十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條第六項第三号を削る。
第六十二條第三項第七号中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む」を削る。
(確定給付企業年金法の一部改正)
第百二十九條 確定給付企業年金法の一部を次のように改正する。
第二條第三項第三号を削る。
附則第十條のうち厚生年金保険法附則第十七條の二第五項の改正規定中「第十七條の二第五項」を「第十七條の二第六項」に改める。
(農業者年金基金法の一部改正)
第百三十條 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第一條第一項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人」を削り、「もの」を「法人」に改める。
(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十一條 農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正

第三百三十一条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中、「公布の日から」を「公布の日から、附則第三十八条の規定は平成十四年四月一日から」に改める。

附則に次の一条を加える。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第三十八条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第九十七条のうち、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十八条及び第五十九条の改正規定中「及び第五十九条」を「から第六十四条までに改め、同法第六十四条の改正規定を削る。

附則第二百二十八条のうち確定拠出年金法第六十二条第三項第七号の改正規定中第六十

二条第三項第七号」を「第六十二条第三項第八号」に改める。

附則第二百三十条のうち農業者年金基金法第二十二條第二項第四号の改正規定中「第二十二條第二項第四号」を「第五十六條第三項第四号」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二百三十二條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十六号を次のように改める。

第三十六 削除

附則第三項を附則第四項とする。

附則第二項中「第四條各号に掲げる事務」の下に「及び前項に規定する事務」を加え、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産省は、第三條の任務を達成するため、第四條各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第 号)附則第二十五條第三項に規定する存続組合の行い業務に関する事務をつかさどる。

附則別表第一

昭和三十四年三月以前	一一・二三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一一・〇八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	九・一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八・四七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	七・六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・〇二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	六・四六
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	五・六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五・一九

昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・〇五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・四七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	三・四一
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	二・九六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・一七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	一・八五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・五三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・四一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・三三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・二〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・一四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・一〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・〇六
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・〇〇

附則別表第二

一 昭和五十四年四月一日以前に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であった者が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二五八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二二七
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一九六
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一二四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇七二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二一
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二三九
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二〇八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一三五
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇八三
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇五二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇三一
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇一二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇一一
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇〇八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二三四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一六〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一〇六
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇七四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇五三
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇三三
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇一一
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇〇八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一六五
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一一二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇八〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇五九
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇三八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇一六
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇〇四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 旧農林共済組合の組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二四〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一六五
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一一二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇八〇
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇五九
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇三八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇一六
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・〇〇四
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八八
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	〇・九八〇

附則別表第三

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

平成十三年七月二日印刷

平成十三年七月三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C